

四歳くらゐの少年のみが乗りこみ、櫂も僅か二、三丁くらゐであつた。舟の船先には各町町の目印を著け、船を黒く塗り、白朱などにて種種の模様を描き、各舟の中央に銅鑼、太鼓各一挺を吊るし、これを打つて駆引をなす、また船先に一人小さき太鼓を持つて艦に向ひ仰向けに跨り臥して太鼓を打つ、このほか銅鑼太鼓のはやし方は何れも揃ひの縮緬浴衣、同じ襷を袂にかける。特に船先きの太鼓打ちは一入華やかな縮緬の襦袢に同じ襷、鉢巻といふ華美しさ、中に二人紙作りの采を執つて乗り、諸船の指揮をなすものと、審判役とはいづれも此の町の男伊達の中より選まれる事になつてゐた。かくて合圖の太鼓により一齊に漕ぎ出す。各船の銅鑼、太鼓が等しく海上に鳴り轟き、百餘艘の舟影が海面に連つて駛る。かくて漕ぎ労れたものには、介添への男衆が大杓柄にて潮を汲み頭からぶつけて勇氣をつけ、兩島の沖一里半ばかり沖合に至つて勝負あれば競舟を止めるのであるが、その限界にて勝負がつかぬ時は遙か三、四里も沖に競ひ出て勝負を定めるのであつた。

## 第九章 圍碁

### 第一節 碁盤・碁笥・碁石・作法並に遊法

圍碁は單に碁ともいひ、その遊法が軍法の攻圍攻防戰術と相似するところより、武人政治の時代になつて作戰上重要視されて武人の間に絶大なる流行を來した。

碁盤は『名物六帖』に碁盤とあり『倭名類聚抄』には碁局とあるほか碁局とも綴られてゐる。用材としては樞を以て上上とし、これについて桂、檜等が用ひられ、舊幕時代の碁所の定尺は、總高七寸八分、盤高三寸九分、長さ一尺四寸八分、廣さ一尺三寸八分、縁三分を以て定規とした。以上は本因坊四代の名人道悅の定めた定規であるから、幕政時代の碁所では此の定寸を遵守したのであらう。盤面は縦横十九條に區劃さるる結果三百六十一目となる。盤の四周を邊と稱し、四隅を各々隅といひ、盤面にある九箇の星を井目あるひは聖目といひ、中心の星を天元といふ。この天元の星を除いた三百六十目は一年三百六十日の數に象どり、これを四分して四方の同目なるは春、夏、秋、冬の四季を顯はしたものであるといふ。しかし南都正倉院所藏の碁盤は以上とは些さか趣き



を異にし、一尺六寸三分四方にして、常の聖目より星数が四箇多く、各點櫻花に描かれてゐるといふ。因みにい

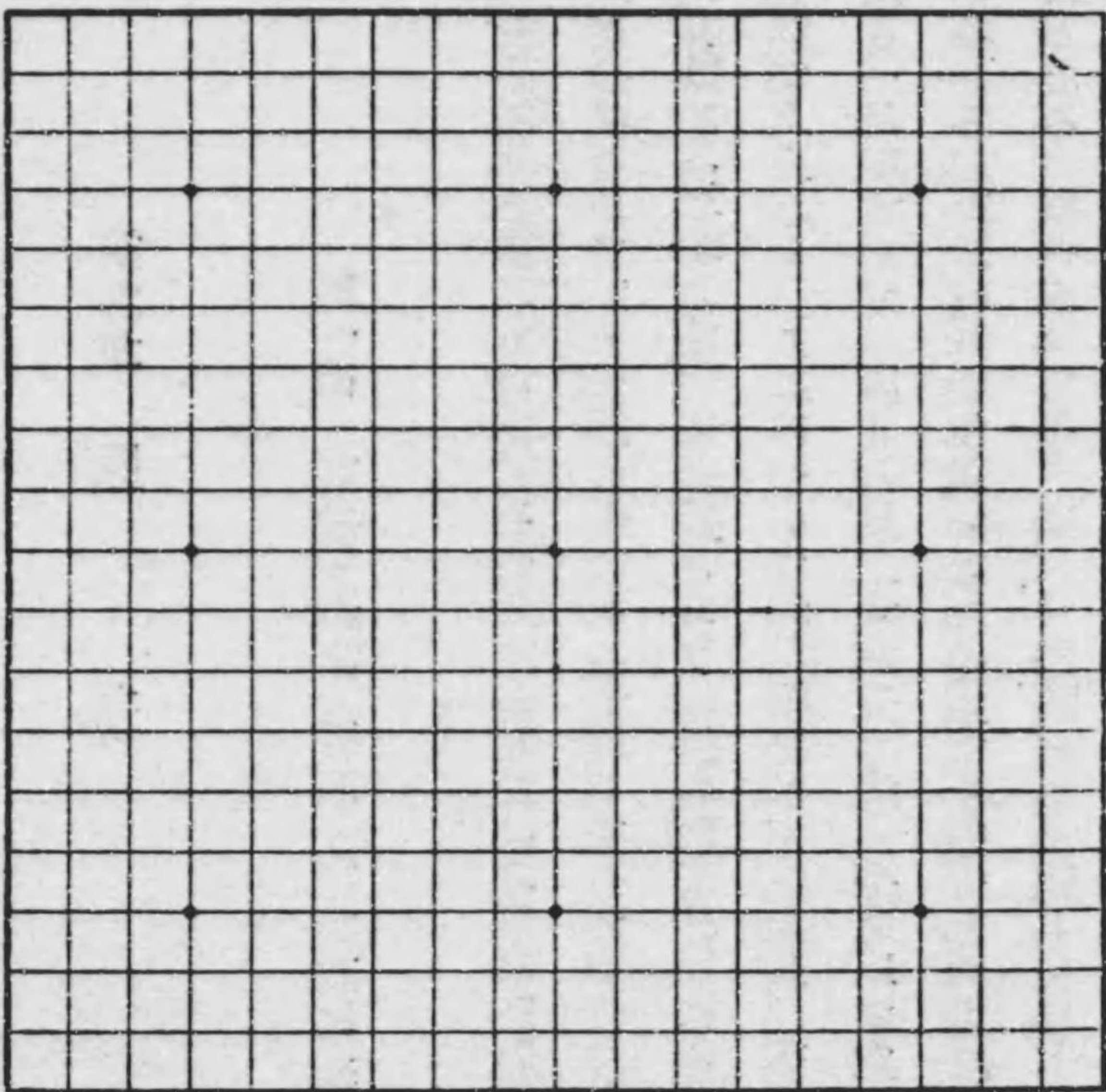
ふ、紙の碁盤は元祿年間に、江戸の鱗形屋が初めて創案して發賣したもので、價の廉なると携帯に便なるところより、今日に至るもなほ紙碁盤の命脈は持續されてゐる。

盤

碁

碁笥はまた碁奩ともいひ、贅つくしたるものは堆朱に金蒔繪などほどこしたものもあるが、大抵は黒檀または朱檀を用ひ、普通は櫨の割りものなぞが用ひられる。南都正倉院の所藏になる碁笥は碁盤の足を抽匣とし、龜の形に石を納めた風がはりのものであるといふ。

碁石ははまともいはれ、石材としては古來より紀伊、長門筋のものが賞美されてゐた。とりわけ紀州産の黒石は那智黒と呼んで碁客の推稱にあたりひしたものだつた。これについて伊勢の鷺島の白石と、その向ひの菅濱の黒石とは共に有名であつたが、鷺島よりは白石のみが取れ、菅濱よりは黒石のみが取れ



るところより、西行の『山家集』に、

すがしまやたうのこいしわけかへて

くろしろませようたのはま風

さぎしまのこいしの白をたかなみの

たうしの濱に打ちよせてけり

からすさぎのはまのこいしと思ふ哉

白もまじらぬすがしまの黒

あはせばやさぎをからすと碁を打たば

たうしすがしま黒白の濱

と歌はれたのであつて、碁石中もつとも贅を極めたものは、南都正倉院の所藏になる碁石で、珊瑚と瑠璃瑪瑙とをもつて作り、全石悉く花鳥の蒔繪がほどこされてゐる。

これが對局を手談または手合などといひ、和歌では鷺を鳥に合はせばやと和やかに表現し、客觀的には鳥鷺を關はすなどともいひ、往古は雙六、將棋と並んで三盤中尤なるものと稱へられ、室内遊戯中もつとも趣味ある遊戯だつた。

對局の作法は『碁式』時代には、漢土の制にならひたる爲め、まづ碁笥の蓋を開け、黒石を上客に進め、自分は白を取るをもつて作法とされてゐたが『今川大變紙』によれば、主人には白石にて打たするべしとあり『宗五



大草紙』には、貴人と碁を参らん時は、盤の上に二つ候ごけを、御好みにまかせて御取候時、残たるを可し給、こなたより参らせば、白を進すべし。とあるから、室町家の頃には、貴人には白を、此方は黒をとるといふ方今と大差なき常識となつた。以上は單なる常識の一端で、とりわけ天寶碁もしくは御前碁などにはそれぞれ、いはれ因縁のあるところより、相互に嚴肅なる態度をもつて望み、假初めにもみだらな振舞は禁物とされてゐた。まづ盤に對向するや互ひに一禮を交はし、然るのち盤の上より碁笥を互ひに左右の膝頭の間に置いて碁笥の蓋をとり盤の右隅の端下に靜かに置く、こはハマを容るる代用とする爲めである。かくて互ひに體容を調へ終つてのち、打ち出すべき地點を深重に熟慮し、熟慮さだまるを待つて、一石を取り、躊躇なく此處ぞと思ふ箇所に石を打ち下すのであつて、いまだ著點の定まらざるにあたつて無用の石を弄んだり、一度び著點した石を他に置き替へたり、勝負中待つた待つたを連發するがときは非禮きはまる不作法とされると同時に、手合の最中には用談以外の冗語をなさず、用件のほかは決して座をはづさぬ事とされてゐた。従つて縁臺將棋の如く、みだらな駄洒落を飛ばしつゝ打つことも稀有であつたが、

明曆二年刊の『世話盡』に、

打たる理のはら鼓御地何ほど姪の宿尋

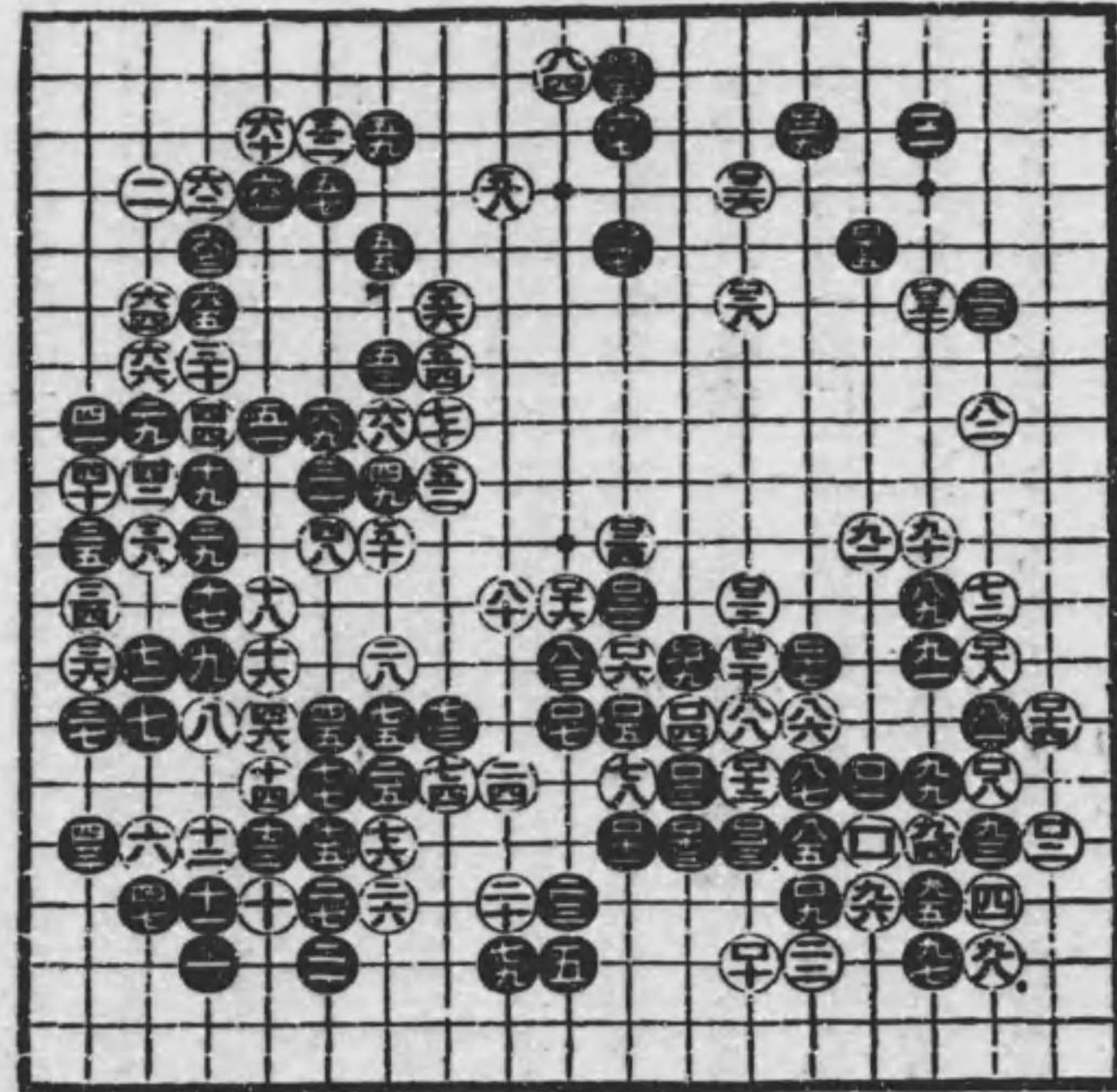
とあれば、まれにはざる碁同志の中に駄洒落を飛ばす事もあつたのであらう。

これが對局は、對等の技量同志にて對局するものと假定すれば、これを互先あるひは相先といひ、まづ一局とてに白石と黒石とを交換して先手に打つのであつて、これに反して甲乙の強劣により強者は適宜なる持點つまり

二目より九目までの石を置かせて互ひの力の均衡をはかり、かくて自ら先に打ち始めるのであつて、これを置碁と稱し、二目の置碁は右の上隅の星と左下隅の星とへ斜横に二石を布く、かくて三目の置碁はその石の上、さらに右下隅の星に一石を加へ、四目は更に左上隅の星に一石を加へ、五目は更に天元へ一石を加へ、六目は天元の一石を除く、かくて左右兩邊の星に各一石を加へ、九目は星の全部に石を配するを井目の置碁と稱し、有段格式の碁客は、その技倆と手腕の如何によつて初段より順次九段までの順位を獲得しうるのは、將棋と全く變りなく、九段をもつて最高の權輿となし、これを名人と稱ひ、ついで八段を準名人、七段を上手といふ。しかしてこれ等の有段者の段位の差等は何によつて分たるかといふに、各段位の差は半目づつの優劣をもつて差別するのであつて、九段格式者と初段の格式者との間には四目の開きがあることとなり、初段と二段との間には僅か半目の差があり、二段と三段との間も亦同じく半目の隔りとなるわけであつて、以下これに準じて九段に至る。假に初段の格式ある者と二段の格式ある者とが對局するものと假定すれば、これを相先と稱し、三番勝負の中まづ最初の一番には初段の格式者が先で黒を持ち、二番目には二段格式の人が黒をとり、三回目には再び初段格式の人が先にかへつて黒を持つのであつて、かくする事によつて初めて初段格式者と二段格式者との力の相違が緩和され平衡が保たるのであるが、三段格式の人と初段格式の人との對局の際には、初段と二段の如き半目の差とは異なり一目の差を生ずる故、これを常先と稱し、初段格式の人が必ず先を布く定めとされ、四段格式の人と初段格式の對局の場合には、前述の時より更に半目多く一目半の差を生じる結果、これを先二先と稱し、三番勝負の中一番は二石を布き、二番は先を布くといつた工合に初段格式の人と五段格式の人との對局には常二、



六段格式の人と初段格式の人の對局には二、三、二。さらに七段格式の人と初段格式の人の對局には三石、また八段格式の人と初段格式の人の對局には三、四、三。九段格式の人と初段格式の對局には四石といつたやう

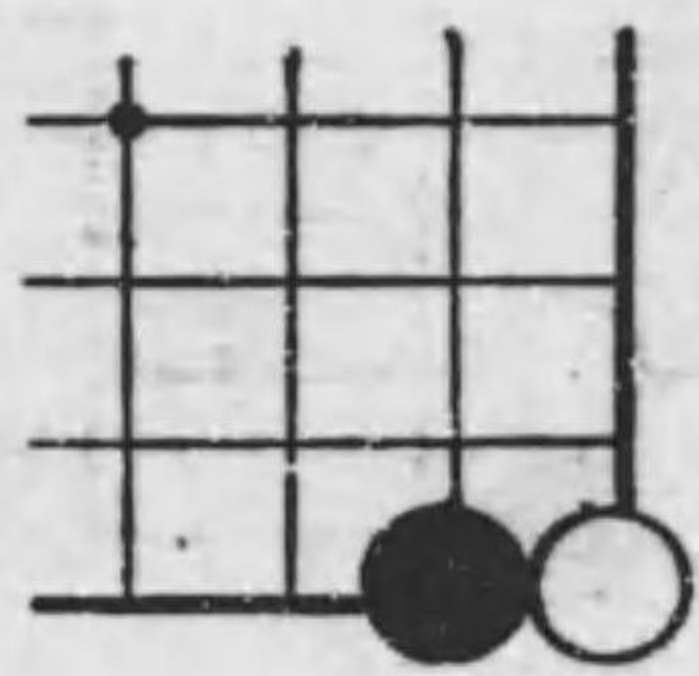
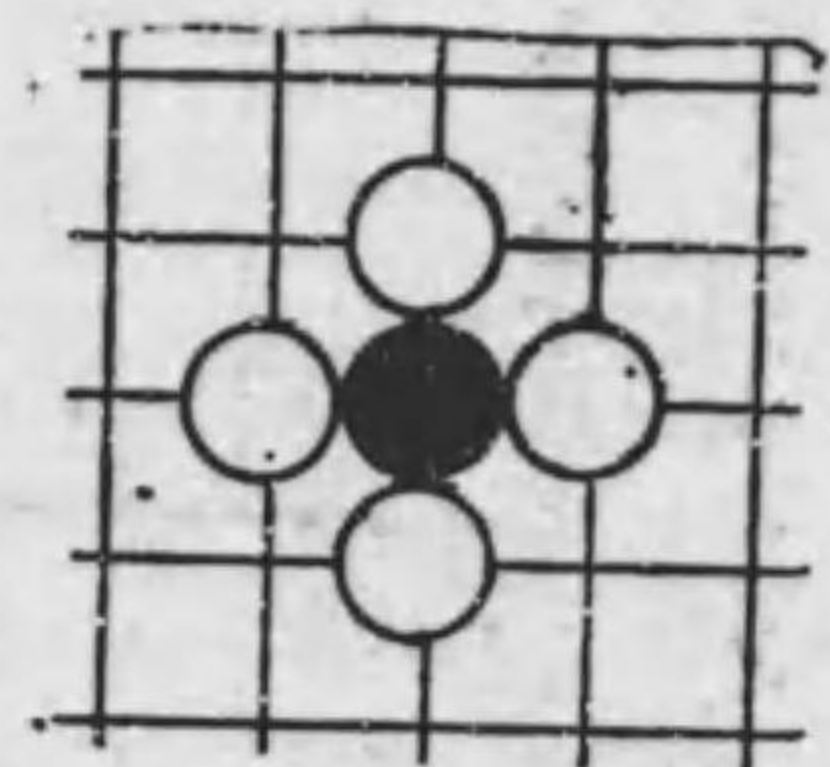
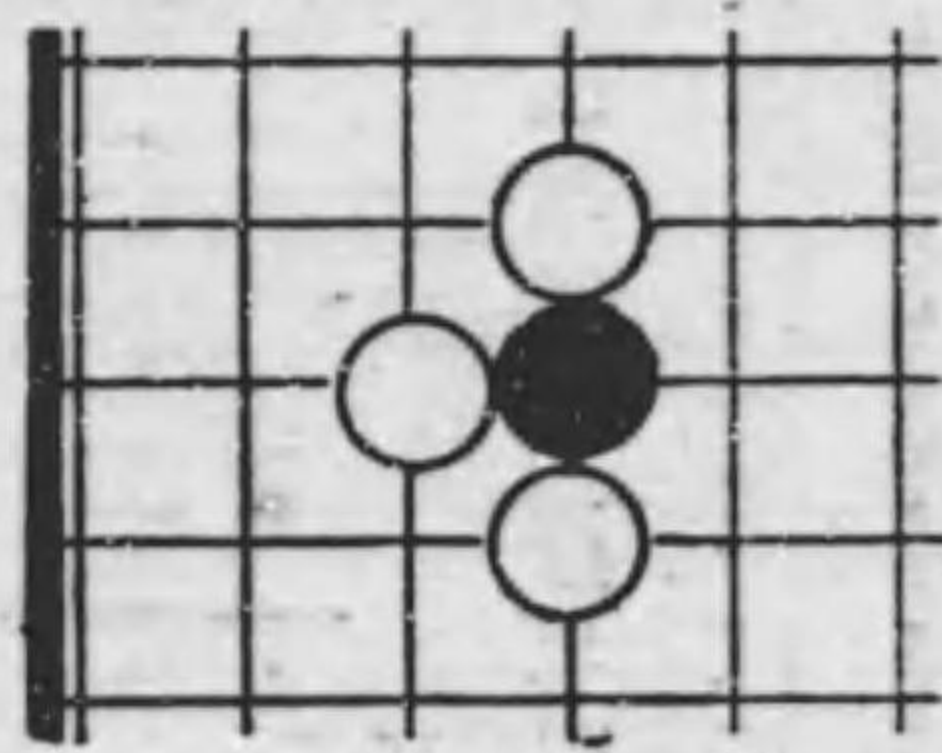


天正年中に於ける本因坊算砂と鹿野利賢の對局碁譜、算砂中押勝、鹿野野賢先、

にこれを定める。これを稱して手合割といひ、烏鷲を闘はす勝負の標準は、對局の終れるのち、盤上にあつて互ひに獲得せる目數を比較して一目たりといへど多くとつた者を勝ちとなすのであつて、輸贏決せざる時はこれを持碁といひ勝負なしといふ事になる。要するに究極の目的たるや碁盤の目の争奪によつて輸贏をわかつをもつて遊戲的使命となすのであるから、相互に反間苦肉の策を弄し、攻防の萬全を期する結果、戰略の巧劣によつて勝負の運命が決めらるるのであつて、僅か三百六十五目に限られた盤上に於いて幻妙を極めたる無限の手段が講ぜらるるのは斯道にたづさはざるものの到底窺知しえざるほど、等差的变化によつて

輸贏が決めらるるのである。自己の打つ一石、一石の生死は盤面の獲得不獲得に絶大なる影響を有するところより、相手が六陷三略の秘策をもつて領土を戦ひとらんと企つれば、我また諸葛孔明の智略をもつて相手の攻撃に

備へ、たとへ一目たりといへど敵手に委ねざるやうに應戦しあふ結果、あだかも攻防野戦にただならざる深刻なる場面が展開され、ある時は敗退の退勢を一氣に挽回して敵陣地を攪亂するかとみれば、ある時は敵の追撃にあ

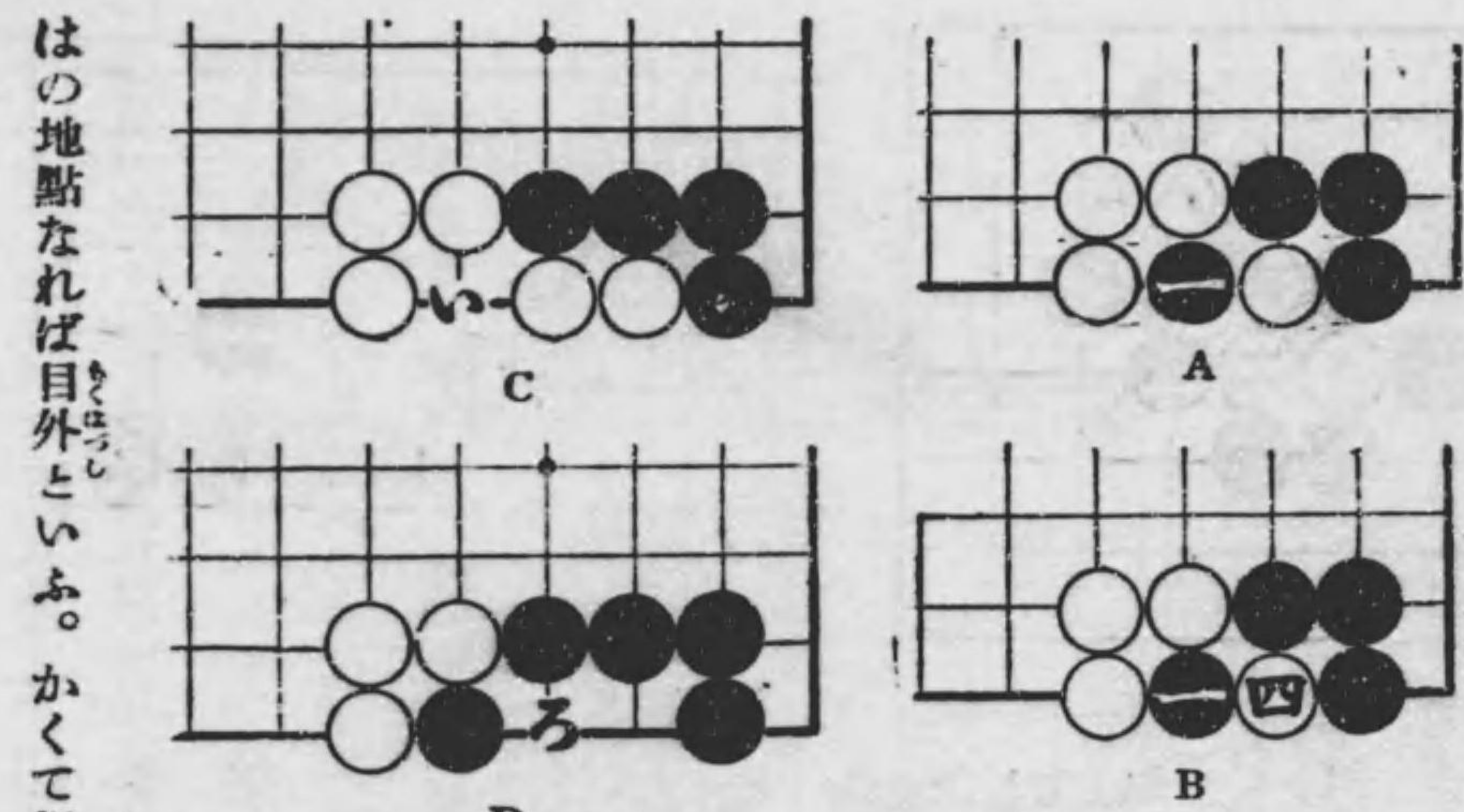


つて陣地を奪はれ兵を損ずるといふ、眞に端睨すべからざる秘策と秘策とのいどみあひが展開さるるのであるから、三盤中特に圍碁をもつて第一位となしたのも決していはいはれないことではなかつた。ところでその生死の場面を圍碁の法式から解説すれば、自己の持石を白、敵手の持石を黒と假想し、まづ自己の一石が敵の石に圍まれたる時、直ちに脱出をはからなければ敵の粘あとの一石で打ち取られてしまふ危険があるものと假定する。これぞ世俗いふところの四ツ自殺しであつて、四石の中に一石を取り圍みうる場合もあれば、圖示のごとくに二石をもつて一石を圍みとる場合もあるので、敵の急追は決して閑却にせず、常に自石の打つ石は完全に獨立した二眼を備ふることに留意しなければならない。よしそれが如何に僅少なる石數であつてもそれは生であると同時に活であるが、これに反して眼形をなさず一眼だけであつたときは、如何に多くの碁石たりといへど、それは死石たるを免ぬがれないのであつて、この確乎たる原則に準據すれば、對局によつて獲得した敵の石または敵の戰鬥能力を失なつた石とはこれをハマと稱し、圍碁對局の終局にこのハマを敵手の地面に一目づつ埋め合つて、残りの目





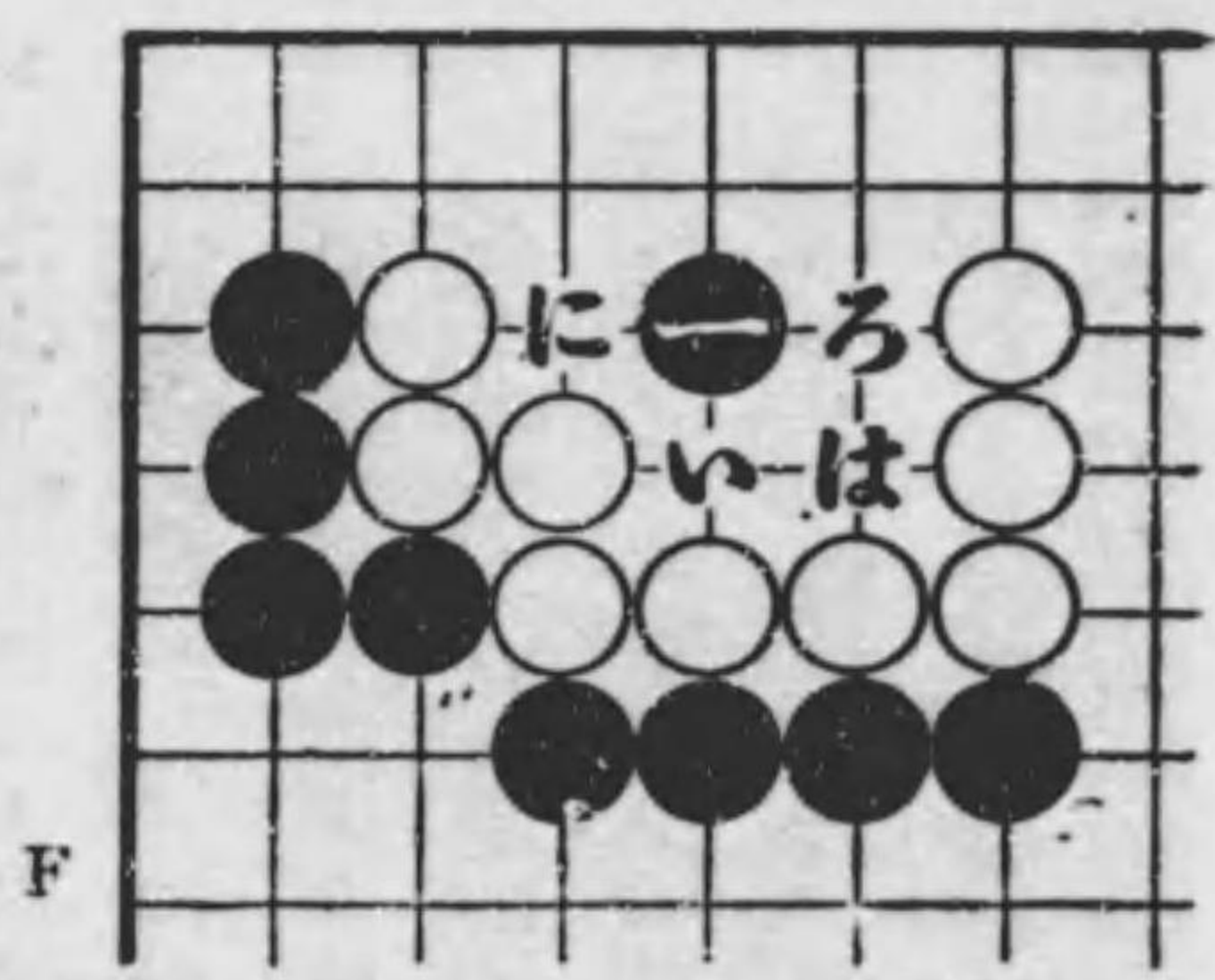




この地盤なれば目外めぐわいといふ。かくて相互に占據の地目を決定し終つて一石一投ごとに變幻さだまりなく、一喜一

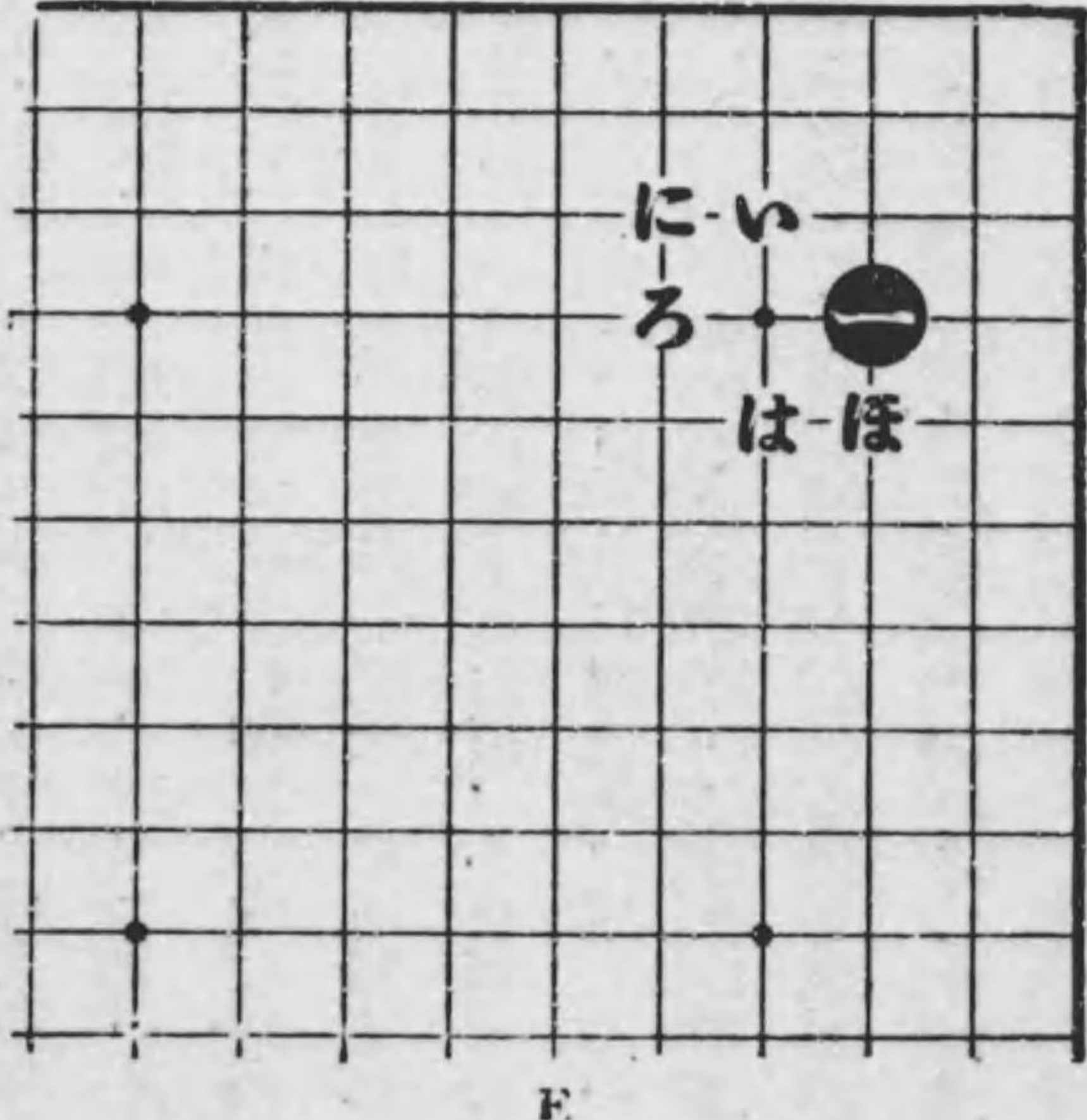
る敵の圍へ一石を打つてこれに大打撃を與へるのいひで、例へば次頁E圖の如く白が五目圍つてゐる中に、黒よ

り一と打ち込むのをさして點といふ。白は黒一と打つたこの一と手で、この圍の中の白石は全滅となるわけであるが、これを圍ひとつた黒の方にも等しく活路がなく、とど攻め合つたものとすれば如何にしてこの白を打ち揚げうるかが興味ある問題となる。この場合は一についているのは順にて石を詰めて追手をかけ、白の二と打つて黒の四目を打ち揚げたとき、ここで黒は再び一のところへ打ち込み、ついでいるの順に追ひ詰めて白のはと打ち揚げたあとへ三度び一の所に打ち込み、かくて次の手でもしくはに詰めて、白に打ち揚げさせ、とど白が二目となつた時に、四度一の所に打ち込んで、五度目に全部を打ち揚げ、さらに白の六目の地に一石を打つてこれを攻陥するのを花六といふ。これは白の徹頭徹尾不利なる形そのものに原因するもので、これを稱して大點といひ、互先の定石では普通黒の占據してゐる地盤は圖示せる如く黒一の地盤であるが、時にあるひはいろはにほのいづれかの地盤に出ることもある。この黒は小目、いの地盤なれば同じく小目、ろはの地盤なれば高目、にとほの地盤なれば同じく小目、ろ



憂、千變萬化の秘術を盡してここを先途と挑み戦ふ。まさに腥風吹き荒ぶ戦場の駈引にただならない。  
さて甲、乙鳥驚を相關はする一局の経過を假に(1)配石(2)争闘(3)終局の三期に分割するとすれば、その第一の配石たるやこは圍碁對局の上にあつて緊要なる權法であつて、帷幄の中に智謀を廻らす統帥府より、命令一下争闘が展開されると同時に、自餘の方策が決定さるのであつて、かくて相手の變化に對應してわれまた變幻出沒、猪突猛進の手段に出づるのは争闘である。對局をはつて彼我をそれぞれ戦

ひ取つた目を計算するを收束もしくは侵分またヨセなどといふ。といつてもこの三期には何處までが配石期の領域であり、何目までが果して争闘期の領域に屬し、いづくからが收束期の領域であるかは分明でない。といふのは彼我兩者の對局にはあるときは配石の直ちに終る時もあれば、またひどく配石に暇どることもある如く、争闘の長時間なる時もあればまた短時間なる時もありで變幻定まりなき爲め、大體を三期と區分するにはしても、その三期の境界たるや漠然たらざるをえない。以上のほか凡そ圍碁を嗜まんと欲するほどの



E



者にとつて必須缺くべからざるものとされてゐるのは定石である。定石とはひとり圍碁のみに限らず、將棋の場合も共通であつて、初心者が棋道に志す第一階梯としてどうあつても修得せねばならぬもので、古來より多くの研究者が苦心の結果案出した理法、詰り形をさして然かいふのであるが、棋法の新陳代謝に伴ない昨は秘法とされたものも今日では一向顧みられないものもある。この定石の種類はさしあたつて置碁と五先とに區別される。まづ五先の定石としてあまねく人口に膾炙されたものは高目の初めとして小目懸に對する内頂、小目懸りに對する外頂、高目の大桂馬懸け、同じく桂馬懸、小目の一間挟み、同じく二間挟み、同じく三間挟み、同じく一間高懸り、同じく二間高懸り、同大桂馬懸り、目外しの高懸り、同じく小目懸り等のほかに置碁の定石としては頂定石、一間飛び、小桂馬懸り、大桂馬懸り、三間挟み等であつて、以上はいづれも一名目ごとに無限の變化をともなふものであると同時に、頗る趣味的なる遊戯であるところから、古往よりこれに感溺し、その甚しきに至つては王命をなみし、肉親の死を餘外に輸贏を競ふものすらあつた。

『源平盛衰記』二十五に、

金田時光といふ笙吹と、市允茂光と云ふ篳篥吹あり、常に寄合て圍碁を打て、果頭樂の唱歌をして心を澄したれば、世間の事公私につけて、何事も心に入れざる折柄、内裏よりとみの御事ありて、時光を召されけり、いつもの癖なれば、時光耳にも聞入れず、勅使こは如何にといへども不驚、家中の妻子所従きでも大いに騒ぎて、如何にと勧めけれ共聞ざりければ、御使力及ばず、内裏に參て此由を奏聞す、何計の勅勘にてかあらんと思ひけるところに、主上仰の有けるは、勅命を不顧、萬事を忘れて心を澄し、面白かるらんやさし

よ、王位は口惜き者哉、さやうの者共に行きて伴はざるらん事よとて、御涙を流し御感ありければ事なる仔細なし。

とあるほか『慶長見聞集』には、馬鹿の仙菜といふ碁好きの男が、賭碁に熱狂して肉親の死目を餘所に碁を打ち通したといふ物語りもある。かかれれば俗諺に圍碁、將棋に熱心すれば親の死目に遭へぬ等といはれ、『徒然草』に、圍碁雙六を好んであかし暮す人は四重五逆にもまされる悪事とぞ思ふと、或聖の申されし事耳にとどまりて覺え侍る。と難じられたのであつた。故にある四重五逆とは何を指すかといふと、雙六を打つ人、若し七目を塞がるれば術なきこと腸を断ちて悶へ焦る。碁を圍む人は敵に取り込められて、黠おろされては逃げのがれんともする有様、多く負けぬれば後は腹立ち怒り、助言する人あればあながちに恨みを含む。誠に我執とはいひながら愚かきまる事である。味方を生かして敵を殺さん爲め手を盗み、偽りを構へ、主従、父子、師弟、兄弟たりとも許さず勝ちを争ふところよりかくたとへいましめられたのであつた。かかれれば如何なる高雅なそして趣味的なる遊戯といへどこれに感溺せざるやう不斷に留意せねばならない。

## 第二節 その變遷

圍碁の發祥は詳かでないが『太平記』に據れば昔天竺波羅奈國に戒、定、慧三學を兼備した一人の沙門があり、一朝の國師として四海倚頼たりしかば、天下の人士擧りて歸依渴仰せること恰も大聖世尊出世成道の如くであつ



た。ある時その國の大王が法會を行ふにつき、説戒道師としてこの沙門を招ぜられたるにより、招命に従ひ風闕に參内したるところ、帝は折ふし碁に専念せられてゐたので、傳奏の奏上に耳を藉さず、碁の手について截れと仰せられたのを、傳奏輕率に聽き誤り、沙門を禁門の外へ牽き出して首を刎ねた。と記るされてあるから、印度文化の所産になるがごとく解されぬでもないが『博物志』によれば、堯がその子丹朱の愚をあはれみ訓ふべく初めて創案したのであるといひ、また『中興書』説によれば舜がその子商均を諭す爲めにこれを創案したのであるともいひ、諸説その主張を異にしてゐるが、これ等の發祥説はいづれも漠然たるもので、根據のない説であるから信憑に値しないと思ふ。

かくの如くその發祥過程が明確を缺ける如く、日本にこれが傳來せる時期もしくは經路の如きも定かでない『懷風藻』に、辨正法師者、俗姓秦氏、性湯稽善談論、少年出家、頗洪玄學、大寶年中、遣學唐國、時遇李隆基龍潛之日、以善圍碁、屢見賞遇。とある如く、文武天皇の大寶年中僧辨正が唐國に遊んで彼の地において圍碁を圍める事實がのこされてゐるほか、大寶令中『令義解』に、凡僧尼作者音樂及博戲者謂雙六、樗蒲之類百日苦役、碁琴不制限。とみえてゐるから、邦紀一三六三年頃にはとく既にわが國に傳來し、棋法の發達も可成り進歩しつゝあつたものと想像されるのであるが、『江談抄』雜事には、

吉備大臣、入唐習道之間諸道藝能、博達聰慧也。唐土人頗有恥氣、中略唐人議云、才是有ども藝は必しもあらじ、以圍碁欲試ト云テ、以白石擬日本、以黑石擬唐土トテ、以此勝負、殺日本客、様ヲ欲謀間鬼又聞テ、令告吉備、吉備令問圍碁有様、就列樓、計組入、三百六十日計別天指聖目、一夜之間、案持

了之間、唐土圍碁上手等、撰定集テ令打ニ、持ニテ打、無勝負之時、吉備偷唐方黑石、飲了、欲決勝負之間、唐負了、唐人等云、希有事也、極テ恠ト云テ、計石爾黑石不足、仍課ト碁占之、盜テ飲ト云、推之、大爾爭爾在、腸中、然者瀉藥ヲ服せしめんトテ、令服呵利勒丸、以止封不瀉之遂勝了。

とあるが如く、吉備眞備が唐朝より、その遊法を移入したるが如く主張されてゐるが、大寶年中すでに『令義解』に碁を禁止條項以外に優遇してあるほどであるから、この説の如く吉備眞備によつて棋法が初めて移入されたといふのは信憑に値ひしなと思ふ。しかし元正天皇の靈龜二年に彼が遣唐生として唐朝に派遣された眞の使命は經史並に雜藝の研究にあつたのであるから、彼が入唐後群藝を收めて天平七年歸朝せる砌り、碁譜、口訣などが彼れによつて齎らされたのであらう。かくてその後圍碁は高貴紳士もしくは僧侶などの間に氾ばるるに至り、天平十年には大伴宿禰と中臣東人との對局記録が『續日本後紀』に残さるるに至つた。

天平十年七月丙子、左兵衛小屬從八位下、大伴宿禰子虫、以刀斫殺右兵庫頭外從五位下中臣宮處連東人、初子虫事長屋王、頗蒙恩寵、至是適與東人任比寮、政事之際、相共圍碁、語及長屋王憤發而罵遂引劍斫而殺之、東人即誣告王事之人也。

とあれば、碁法の運用はこの頃疾くも一般庶民の間に行はるるに至つたのであらう。以來孝謙、淳仁、稱徳、光仁、桓武、平城、嵯峨、淳和の八代、八十餘年間を経た承和年間には、僧尼、僧侶の徒弟にして圍碁をもつて博戲に供する者續出し、風紀を紊り弊害また百出するに至つたので、仁明天皇の承和二年三月十五日つひに制禁さるる事となつた。



## 『帝王編年記』十二

弘法大師有遺言等、碁非制限之間、雖載僧尼令門弟等圍碁雙六總以可停止。

かく制限令の名目には格別博戯とは理つてないが、總停止たるべし。と制禁令に記録されてゐるのによれば、如何に博戯化されつゝあつたかを想像するに難くないと思ふ。しかもこれは單なる推測ではなく、圍碁を博具化したものもつとも僧侶に寄與するところ多かつたといつても決して誇張の言ではない。いまその一例を示せば『古今著聞集』博奕の部に、

建長五年十二月二十九日、法深房のもとに、刊部といふ僧有、かれとふたり圍碁を打ける程に、法深房の方の石、目一つくりて、其上<sup>劫</sup>を立たりければ、ただにはとらるまじといはれけり。刑部房云、目は只一也。こゝろ有とて、又目つくるべき所なし、そばにせめあふ石もなしにけて行べき方もなし、いかでかたらざらんと、法深房がいふ、それはさる事なれども、外に兩こゝろの所有、是を劫にしてゐたらんすれば、まさる敵を取て勝べし、兩劫の石をおしまれば、目一つのうへのこゝろをつがすまじければ也。刑部房云、兩こゝろはさる事に候へ共、それをたのみて、目一の石いくまじきをせめて候へと候、いはれなき事なりと、たがひにあらそひて、ことゆきがたきによりて、懸物を定めてあらがひに成けり。當世圍碁の上手共にことわらせける。先備中法眼俊快にとひたりければ、兩こゝろにかせう一ツとはこれが事なり、法深房の理り也と定めつ、次に珍覺僧都にとふに、又法深房の理也とさだむ、次に如佛にことわらすに、判に曰、目一ありといへ共、兩こゝろのあらんには、死石にあらずといへり。自筆にて判形くはへてをくりたりけり。此上は又判者なければ

ば法深房の勝になりてけり。刑部房懸物わきまへ風呂たきなどして、きらめきたりけり。抑しはすの二十九日、さしものまぎれの中に圍碁をうつだに、人つかひをはしらかして、判ぜさせけるこそ罪ゆるさるるほどの數奇にて侍れ、俊快法眼は感歎入興しけるとぞ。

とある。凡そ衆生濟度をもつて念願とし、色慾、物慾に超越せるはずの僧侶にして、かく賭物を賭けて輸贏を競ふほどであつたから、僧侶以外の者も亦圍碁を以て博戯行爲をあへてしたのはいふまでもない。就中宮中に於いては主上が侍臣に對して圍碁の對局をなさしむるさいは、負者に所課を負しめ、勝負によつて差等を設け祿を賜はるといふ弊風が盛んに行はれてゐた。

## 『續日本後紀』に、

承和元年七月庚申、是中旬之初也。上御紫宸殿賜侍臣酒、乃至促親王大臣座於御床下、令以圍碁焉、夕暮而罷、賜親王大臣御衣、以侍從已上、各有差。

かく恩賜の祿に差等を設けらるるはいふまでもなく勝負の差等によるのであつた。同書には同三年三月と同年六月とに紫宸殿の御床下に於いて侍臣に圍碁を圍ましめ、圍碁果てたる後、御酒竝に御衣を賜はつた事が記録されてゐる。これが恆例となり延喜十六年六月四日、醍醐天皇は南殿の北庇、西第三間の太床子の御座に出御されて侍臣に圍碁を圍ましめ、負者には罰酒を賜はつたことが『西宮記』にみえてゐる。宮中に於ける圍碁の對局が如上の如くであるから、一般庶人の間には如何に博戯化されつゝあつたかを想像しうると思ふ。當時圍碁は雙六以上に博戯化されてゐたのは事實だつた。



## 『古今著聞集』に、

承平七年正月右大臣家の饗宴に、中務卿官おはしましけるが、中務卿と右大臣と圍碁のことありけり。碁手は錢にぞ有ける。むかしはかやうのはれの儀にも、懸物に出けるにこそ。

とある如く、右大臣家の饗宴にさへ金錢が賭物とされ、これに碁手錢なる名目が公然存在してゐたのみにても、ひとり桑門にのみ儼にその他の貴顯紳に緩だつたのはあまりに矛盾撞著だつた。しかし圍碁はこの期に至つて夏井勝雄のごとき名手を輩出せしめたること、承和以降朝儀として行はれたるため棋法の著しい進展をみるに至り、醍醐天皇の朝には異常なる隆昌時代の現出となり、斯道の聖りと激賞された碁勢、寛運の二人が彗星の如き光芒を放つて棋界に出現した。寛運は宇多院に勤仕した殿上法師であつて肥後の生れであつた。彼は延長十三年醍醐帝の勅命によつて『碁式』一卷を編纂した。これ日本に於ける棋書の濫觴であつて、この一事こそ圍碁がやがて大衆的たらんとするの前驅とみるべきであらう。この『碁式』には「上なるは黒をとり、下客は白をとるべし」とあるによれば、方今の如く白を貴人もしくは上手がとり、黒は下位のものがとるのとはいたく趣きを異にしてゐるが、これは唐の遊戲的形式をそのまま踏襲したものであらう。

これが平安朝時代に至り、源順を主題として平安朝宮廷の種種相を描ける紫式部の『源氏物語』には、空蟬の巻のほか竹川の巻に、玉葛の姫君姉妹が碁を打つ條りが巧みに描寫されてゐる。

碁うちに給とて、さしむかひ給へる、かんざし御ぐしのかかりたるさまども、いと見所あり、侍従のきみにけんぞし給ひとて、ちかうさぶらひ給ふに、あに君たち、さしのぞき給ひてじじうのおぼえこよなくなりて

けり。御ごのけんぞゆるされけるやとて、おとなおとなしさまして、つゐる給へば、おまへなる人人かうゐなをる。

ここにけんとあるは、蹴鞠の見證役のごとく圍碁の對局を傍らにあつて見ることをかく稱したのであつて、既に女性といへどかく斯道をたしなむに至つたのであるから、如何に遊戲的勢力が擴大されつあつたかを想像しうると思ふ。而も當期に至つて圍碁を嗜む者は獨り桑門もしくは宮掖の間に限られたのではなく、武人も亦これを嗜むに至つた。『奥州後三年記』によれば、清原眞平が奈良法師といへる護持僧と庭上に於いて圍碁の對局に専念せる折、眞衡の同族出羽の國の住人吉彦秀武なる老人が、朱の盤に砂金を埋高く積んで目上に捧げ、庭上に踞踞して勝負の果つるを待つてゐたが、眞衡は秀武の疲憊や困憊など一向頓著なく、あだかも同族を家従の如くにあしらひ、果しなく烏鷲を闘はせ續くる傍若無人の振舞ひに、秀武はつひに忍従の緒を斷ち、憤激のあまり朱盤の砂金を庭上に投げ散らし、門外に駈け出でて、家子郎黨に急據物具させ出羽の國に駛せ歸りたるより、端なくもここに後三年役の端を醸し出す事となつた。かかれば圍碁は當時すでに京洛にのみ行はれてゐたのではなく、奥州の果にまで遊戲的勢力を進展せしめてゐたのであつた。しかしこの後三年役に禍ひされて圍碁の對局記録が自餘中絶してゐるのを見ると、それは戰禍のもたらしたものに異ひなかつた。しかし後年源頼朝が天下を一統して鎌倉に問註所を設置せる以後に於いて復活された。建久二年七月二十七日、源頼朝は直衣を著用して鎌倉殿中に圍碁の上手兩名を招いて對局せしめて興ぜられたことが『吾妻鑑』に記録されてゐるほか、寵臣佐々木盛綱と烏鷲を戦はせるみぎり、盛綱の息信實が工藤祐經の暴戻を憤り、碁笥を彼の面上に擲げ打ち、殿中鏝の沸くが如



き騷擾を生ぜしめたといふ挿話もあり、また建曆三年には營中であつて對局しつつあつた北條義時が、和田義盛の謀叛を註進されながら、驚働の氣色微塵だになく、心靜かに目算し終つて廳で座を起ち、折烏帽子を立烏帽子に改め、水干を著して幕府に參府した事が『吾妻鑑』にみえてゐる。一方桑門には佛教の異端者と目された日蓮上人を初めとして、その門下には日朗の如き名譽ある達人が輩出した。かの松葉谷に於ける日蓮上人と日朗との棋戦は圍碁史上有名な事實であつた。降つて土御門院の正治年間に至り、玄尊法師の如き碁聖の輩出をみ、彼によつて『圍碁式』一卷が編著され、圍碁の常識を安易に體得しうるに至つて、世人の間にあまねく棋法が普及するに至つた。これが遙か後代の足利幕府の中期に至り六代將軍義教が法華宗を彈壓せる緩和策として圍碁より思ひついて有名なる八練勢といふものが案出された。かくてその後足利氏の家勢尾大振はざるに至つて群雄割據時代に至るや、圍碁の遊戲的性質と戰陣の駆引とが等しく共通一貫せるところより、腥風吹き荒む匆忙の最中にあつても、武人階級の間には盛んに烏鷲が鬪はされた。

『眞田記』に、

寄手は時を移さず、大手に差向ひて攻懸るといへども、眞田昌幸少も不驚、來福寺と云、星占を得たる眞言坊主と圍碁して居らる。舍弟左衛門佐十八歳、子息伊豆守信幸十三歳なるが、御兩人城より出て敵を會釋ひ、大手口まで引付、能時分申聞せよと有、兩人能程人數をつれ出會釋ふ。大手まで引付、能時分なりと云遣、其時安房守昌幸來福寺にて星を操り時を考へさせ給へば、來福寺謹で勘へ、今少し早きと申す、左あらば碁の徳をして、勝負を可見と打懸る。圍碁心靜かに仕廻、もはや時到來なるべし、湯漬を仕出し候べしと云。

長候とて程なく湯漬を出しければ、湯漬を食し終て、城中より合圖の旗を振る。

とあるほか、かつて武田信玄も高坂彈正と對局した記録があり、ついで織田信長の時代に至り、彼は天正の初年京の寂光寺に住める法印日海、本因坊算砂を招いてこれに師事して棋遊にいそしんだ。信長が天正十三年中國應援の爲め居城安土を發して本能寺に宿營せる砌り、算砂と木下利玄とが來り會し、偶々兩人對局せるところ、三劫といふ手を生じた。その夜九つ過ぎて夜詰めより退り、歸途三、四町にして後に鯨波の擧ぐるを聞いたといふ。これぞ明智光秀の謀叛であつた。かくてその夜信長の自刃となり、ついで山崎の一戦に光秀亡びて豊公の治世となつた。秀吉も亦信長以上の碁好きだつたので、諸國より斯道の名手を蒐めて手合せしめ、棋戦に連勝せる算砂を抜擢して、天正十六年閏五月十八日碁所厚りとして御朱印を賜はつた。

本因坊算砂は、豊公の歿後嫡子秀頼に勤仕し、秀頼の面前で屢々木下利玄と對局し、その頃徳川家康にも招ぬかれて台覽碁を奉仕した。

『當代記』に、

慶長十二年十一月、於大坂本丸、本因坊、利玄、有圍碁、秀頼公見物し給、利玄先にて二番、始利玄、後同利玄にて持碁、三番目本因坊先にて本因坊勝、十三年卯月十日、碁打利玄下著駿府、道石と毎日碁有之、三十番内、七番道石勝越しけると云云。

とある。かくて豊臣氏の歿落に遭ひ京の寂光寺に隱棲してゐたが、その後家康に召出され棋所の筆頭として祿五十石二十扶持を賜ひ、日本橋鐵砲町にて約一町ほどの屋敷を賜はり、下乗口まで乗物御免の聽許をえて、以來



徳川氏に奉仕してゐたが、のち病をえて碁所を道碩に譲り、元和五年五月十六日、

碁ならばやこうにもたてて生べきを

死ぬる道には手一つもなし 本因坊

と、かく辭世の句を口吟して溘焉として逝つた。法名を日海といふ。二代道碩(名人)、三代算悦(名人)、四代道悦(名人)、五代道策(名人)、六代道知(名人)、七代知伯、八代季伯、九代伯元、十代察元十一代烈元等で、初代算砂をもつて碁所の嚆矢となし、その後安井、林、井上の三家も亦等しく碁所詰めを仰せつけた。井上家は妻帯を許され、知行四十石十人扶持を給せられ、毎年十二月御暇、四月參勤となつてゐた。元祖は因碩(玄覺)、二代道妙、三代道節、四代休山、五代春碩、六代春達と続き、安井家は妻帯を許され、知行二十石十人扶持を給され、毎年十二月御暇、四月參勤といふことになつてゐた。始祖は算哲、二代算知、三代知哲、四代仙角、五代仙哲で、林家も亦妻帯を許され、知行二十石十人扶持を支給され、毎年十二月御暇、四月參勤する事となつてゐた。元祖は門入、二代門入(實子)、三代玄悦(實子)、四代門入、五代因長、六代門利、七代門入、八代門入であつた。

なほ四家が碁所時代の有段格式者として聞えたる人人は、天保十二年刊『視聽草』によると次ぎの如くである。

- 八段 武州 本因坊 烈元 七段 江戸 元丈 五段 江東 水谷 琢元
- 五段 遠州 山本源 吉 四段 紀州 外山 算節 四段 上總 伊那 秀助
- 四段 水戸 舟橋 元美 四段 三州 若山 立元 三段 武州 奥貫 知策

- 三段 江都 水谷 琢順 三段 甲州 渡邊 多宮 三段 遠州 井口 藤太郎
- 初段 江都 太田 權之右衛門 初段 忍 三田 平八 初段 江都 佐藤 彌太夫
- 初段 江都 松平 藤九郎 初段 江都 安藤 大和守 初段 江都 北村 季春
- 初段 越後 神田 利總次 初段 越後 土屋 市之丞 初段 勢州 藤田 周八
- 初段 尾州 伊奈 金藏 初段 賀州 松尾 左源太 初段 伊賀 落合 慶右衛門
- 初段 防州 岸 隆 廣 初段 雲州 猿木 隆昌 初段 信州 關山 虎之助
- 初段 長州 能谷 三郎 初段 上州 田邊 出勝 初段 江都 葛野 松之助
- 初段 伊勢 村田 七郎 兵衛 初段 江都 林 徹 元 初段 江都 石川 新五右衛門

以上三十三人は本因坊系の碁客中の有段格式者である。

- 八段 江都 安井 仙知 七段 豆州 安井 知得 三段 越後 福永 彦右衛門
- 三段 江都 鈴木 清 三段 甲州 石原 八十八 二段 羽州 長坂 猪之助
- 二段 上州 栗原 源次 二段 江都 水井 吉太郎 二段 江都 片山 知的
- 初段 備中 田中 仙悦 初段 備中 岡田 頼母 初段 江戸 多賀 孫六
- 初段 江都 碩 水 初段 江戸 佐藤 源治

以上十四人は安井家の高足として聞えた人人である。

- 七段 井上 因碩 五段 信州 井上 春策 五段 信州 服部 因徹



- 四段 肥後 吉田 三 碩 四段 越後 稻垣 太郎 右衛門 四段 京都 山崎 因 砂
  - 三段 江都 井上 清 七 三段 京都 山崎 主 税 三段 藤州 片島 周 伯
  - 二段 仙臺 村田 春 陽 初段 藤州 信 岡 虎 藏 初段 南部 柏村 直 右衛門
  - 初段 仙臺 岡 清 八 初段 江都 森 春 甫 初段 江都 堀 部 因 琢
- 以上十五人は井上因碩一門の有段者である。
- 六段 林 門 悦 初段 江都 一心 齋 初段 江都 片岡 主 膳 正

外無段八人省略。

以上は林一門の有段者である。

その後王政維新に當面して幕府時代棋界を風靡した四家も徳川家の崩壊と共に扶持を放れ、安井、林、井上の三家はあひついで断絶し、ひとり本因坊家のみ存続して今日に至つてゐる。

圍碁は日本に傳來以後約千二百數十年間途中一回も蹶跌する時なく、遊戯的生命を持続し來つたのであるから、その久しい永續性は遊戯史中稀有に屬すべきであつて、他にこれと比肩すべきものあるをみない。かかる久しき遊戯的生命を持続せる結果、圍碁の文學的反映も放鷹に逸色なきほど威大だつた。

『萬葉集』四には、碁の權越が伊勢の國に赴くに際して妻に留めし作歌一首が撰されてゐるほか、同集九には碁師の歌二首がみえ、降つて平安朝時代に至つて、假名文學の擡頭につれ、女流作家の輩出をみるに至つて、紫式部の『源氏物語』、赤染衛門の『今昔物語』、清少納言の『枕の草紙』などに取材され、『拾遺和歌集』、『新勅撰和歌集』なども圍碁が歌材となつてゐる。降つて鎌倉、室町の兩時代には『宇都保物語』や『辨の内侍日記』などに採り入れられ、和歌では西行法師の『山家集』などに取材されたるほか、徳川家時代に至つて唯一の民衆文學たる俳諧の勃興につれ、圍碁が俳諧化された數は擧例するにいとまないほどであつた。それ等の俳吟中碁詞を讀み込んだ、雛屋立圃の碁打ちの花見は、その詩想といひ技巧といひ、斬然他の俳吟を凌駕してゐるので、参考の爲め次ぎに掲記するとしよう。

きさらぎ中頃四方の花ざかりなりとて、京中の男女、老いたるも若きもいさみあへる。我も友びとに誘はれ、先東山の花と急ぎ、四條河原鼠戸の前をゆくに、上下となく立こみて、ゆくとも歸るともあしもとをしらず、からくぐり出て、祇園の樓門に立やすらひ、おくれし友を相待けるに、我より先立ちて、いづくともしらぬ人ふたり、心靜かにみえて、打かたらひゆけり、ひとり色白なる男と、ひとり色黒き人也。井垣のもとにまだつぼみたる花あるをながめ入て、色白なる男のいふ、

ひらかざる花のかたちや重か半  
跡に先に諸人のゆくを見て、黒き男  
我がちにつづきて出る花見哉  
林に幕を打たせける人のあるをみて  
幕申はすみかけて打て花の下 白  
ふしぎなる事をいふ人かな、此句作をきくに、皆碁の手の詞也。日ごろ碁の友にて、遺恨は有ながら、互



にくからぬ仲なれば、けふは、打つれ出づるが、かかるいひすてまでもはげむにやと推したり。そこにて二人がつれたる供のものどもをよびて、汝らは清水山に行きて、花の陰に待べし、芝居は何人のをさゆるとも、をしてとれ、先をとらるるなといひて、

花によき所をとるや先手後手 黒

人人の入こまんに、幕を打て、したをはふて出入せよといひつけて、

遊山する地をやぶられな花の陰

をかしき事と思ひ猶ほあとをしたひてきくほどに、かたはらに幕打まはし、大勢ならびゐたる中に、おさなき人影も見えて、うたひ舞ふこゑしければ、

兒や花のぞき手もがなまくの内 黒

花見にはせめあひなれや順の舞 白

中手こそならぬ花見のまどゐの場 黒

この兩人の知たる人一人、たどたどしくゆくを見付て、聲をかけけれども、しらす過ぎければ、

手を拍つを知らざるは何花の友 白

つひには此人もあひつれて、

見おとしのせぬやなみ木の花ざかり 黒

あれみん、これをといふをききて、

四町にやかかりがましき花の友 白

清水の花はけふを盛也、其内にかつ咲き残りたるもあり、又枯て時しらぬもまじりけるを、

所所だめをささゐやはなざかり 黒

いたみてやまだ目をもたぬ花の枝 白

鹽竈といふは、大かた散過たるを、

あげはまとなるしほがまの櫻哉 黒

爰に垣ゆひまはし、あたりへ人をよせざるあり、色ことさらにみえければ、

守るてふ關はやぶらじ花盛り 白

山にゆきて爰かしこに酒盛しけるを、

さしかはす花見の酒やかたみ先 黒

よわからぬ相手もかもな花見酒 白

花に酔ひて皆持となるや下戸上戸 黒

あまりに呑過して歸るさうたてかるべし、ひかへられよといふて、其のむ人にかはりて、

興さむるかためはいかに花の酔 白

此三人も、をのが芝居にて盃をさし出けれど、ひとり下戸とみえて、さかづきをとりあへねば、

さかづきは打て返しよ花の友 黒



あれなるを一枚折りて家づとにせまほしけれど、人の見る目おとなげなし、をらしといへば、後にあひたる友のいふ、これ程たくさんなる花なれば、何のくるしかるべき、ただをられよといへりければ、

花の枝は助言のごとく切てとれ 白

折る人にはねかけよかし花の露 黒

よそを見る顔してをるや打かひ手 白

折えたる花や梢の猿はひ手 黒

花守のとがめたらん時には、

手を見せよをるかをらぬか花の枝 白

花守やをるを見つけて追おとし 黒

見とれては目あり目なしよ花の色 白

花あらば遣ても見まし岩根まで 黒

打はさめちる二またのはるの雪 白

高みより飛手に散るな花の枝 黒

木すゑまでわたり手もがな花盛り 白

手づから茶をたてて、

こうたてて見るは花なる白茶哉 黒

家の内にて、ちひさき枝をみるさへうれしきに、ましてこの遊山はとて、

花少しいけてだに見し竹のふし 白

けふ此の山に打むれたる人人いくらにやといひて、

もく算のならぬ群衆や花の山 黒

種や人まくに及ばぬけるの山 白

夕日にはむかへど花はひがし山 黒

けふ此の二人のかしき手あひをみて、こなたには何事も思ひよらず、あまりほむなさに、

斧の柄は朽ちぬにもどる花見哉 立圃

寛文二年酉三月中旬

と、あるほか基より出た言葉に、(1)愚なる者を基なるといふは、弱きといふことにてまた打つともいふ。(2) 征にかかる。(3)隅に目を持っている。(3)劫をたつる。(4)持基にはなす。(5)ねばまかある。(6)人に縛かくる。(7)一を打つて盤を知る。(8)人の助言をいふ等で、また圍碁より出た遊戯としては、亂碁、繼子立、盗人かくし、綴五、格五(俗にいふ五目並べ)等がある。以上のうち亂碁、繼子立、盗人隠し等はわが國にあつて創案されたものであるので、それ等は各時代時代に區分して解説することとし、ここには綴五と格五について詳説することとしよう。

格五は世俗いふところの五目並べの事で、かく堅、積、斜めに五目持石を並べ連ねたるものを勝ちとす



るのであつて、『漢書』に、吾丘壽王字子贛、趙人也、年少以善格五召待詔。とあるほか『格五五碁行纂法』には、白を塞ぎ五を乗ずれば、五に至り格行を得ず、故に格五といふとあれば、支那には古くより行はれつつあつたのであらう。わが國でも古來より行はれ、就中明治時代に至り黒岩涙香によつて連珠社が創立されて以來、五日並べの遊法は一層盛大となり、斯道亦圍碁の如く有段者の段級を設けるに至つた。

綴五の名目は『漁隱叢話』にみえてゐるから、格五と並んで支那では往古より遊事されてゐたのであらう。此の遊法は甲乙相方白石なれば白石、黒石なれば黒石ばかりを三十石位づつ持ち、まづ先手後手を定めてのち、先手の者より、碁盤の目のここぞと思つた箇所一手を打つ、浮手の方よりもその先手の石につけて打つ。かくして交互にそれを繰り返し、四ツ目に成つた時は打つてとる。かく取られては打ち、打ちはとられ、とど持石を打ち切り、相手の石を多く取つたものを勝ちとするのであつて、格五が今日に至るも大衆的勢力を持するに反し、綴五は徳川氏の末期には疾くも衰道を辿り、今日ではその遊法を知る者全く皆無となつてしまつた。

## 第十章 小松引

古昔正月上の子の日に主上を初め、左右大臣以下の殿上人が、こぞつて子の日を衣をつけ、山野に出でて幔幕を張りめぐらし、子の日草と稱して小松を引き合ふ「あそび」があつた。これを子の日遊びもしくは小松引といつた。

こは『錦繡萬花谷』に、正月七日、登<sub>レ</sub>岳遠望四方、得<sub>レ</sub>靜陰陽氣、除<sub>レ</sub>煩惱之術也とあるのと、歳首に松實もしくは新菜を食むと、壽齡延年をなすとの、上古に於ける支那の習俗が移つて、小松引となり、やがて藤原氏の執政時代となつて小松菜を摘む風を混淆する事となつた。

この子の日の饗宴の發祥は詳かでないが、『萬葉集』大作家持の歌に「初音のけふの玉簪」とあるから、聖武天皇の時代には子の日の野宴が行はれたのであらう。

ここにある玉簪は、蒨萩といふものを小松にそへて簪につくり、これをもつて蠶屋を拂つておけば、蠶がよく出来るといふ迷信と、子に根をかよはするところから行事されたのであつて、稱徳、光仁兩天皇の御宇にも行はれた。かくて子の日の御遊は恒例の如く行はれたが、就中子の日の御遊中有名なのは、第五十八代宇多天皇の寛平八年正月六日、北野の雲林院に行はれた子の日の御遊であつた。そのみぎりに扈從せる菅原道實の『菅家文



草』の序に、

傍<sub>ニ</sub>松樹<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>摩<sub>レ</sub>腰習<sub>ニ</sub>風霜之難<sub>ニ</sub>犯也、和<sub>ニ</sub>菜羹<sub>ニ</sub>而啜<sub>レ</sub>口期<sub>ニ</sub>氣味之古調<sub>ニ</sub>也。

と、若菜の用ふべきいはれがもてられてゐる。この子の日の宴は、正月上の子の日と限られてはゐたが、もし月に障りのある時は次月(二月)にこれを繰り延べて行ふ例もあつた。

『藤原元輔集』に、

安和二年二月五日、一條のおほいまうち君、白河の院にてねのひも侍しに、

若菜つむ子の日の松の子世の陰

すみつつみせよ白河の水

『同集』に、

安和三年二月五日、とうの中將さね資朝臣をの宮のをとど、子の日しにつかはし侍りしに讀み侍りし、

老の世にかかる子日はありきやと

木高き峯の松にとはばや

とあれば、障りあるをりは正月以外の子の日に繰り延べて行はれたのであつた。この安和二、三年の後、圓融天皇の御宇に行はれた子日の御遊は最も風流をきはめたもので、船岡山の小松原に遣り水をめぐらされ、砂石を敷きつめ、唐錦の平張りを立て廻らし、御簾を懸けて板敷を敷き、高欄を渡して錦の幔幕を引き廻らされ、いと盛興をつくされたといふ。

しかしこの小松引はその後次第に廢れ、和歌にのみこされて、ありし日の宴を偲ぶはかなさとなつた。後世に於ける七草粥はこの若菜の遺風を傳へたものであるが、七草粥に至るまでには次ぎのごとき順序を経たのであつた。

延喜十一年正月七日、初めて七種の若菜が内藏寮内膳司より獻じられ、以後、後院より奉る例となつた若菜と、寛平二年正月十五日初めて獻じられた七種の粥(『延喜式』に、白穀、小豆、粟、栗、柿、小角豆とある)とが混合して、七草粥とて、若菜の遺風を傳へる事となつたのである。

後世徳川家の治世時代に至り、小松引は劇化されて所作事もしくは歌曲などに採り入れられた。これ等はいふまでもなく鳥居引やあるひは草摺引の系統に屬するもので、小松を引き合ふ所作事ではあるが、王朝時代にはいづれも男性によつて行はれたるに反し、劇化されるに至つた小松引は姫君もしくは賤の女など、女性に扮せる小松引だつた。これが種類は頗る穆多に存在してゐるが、その中でもつとも代表的なものは、明和七年正月、正月狂言の出し物として江戸中村座で上演された『富士雪會稽會我』で、長唄『御代松子日初戀』、第一番目所演、作詞は金井三笑、作曲は富士田吉松と杵屋作十郎、振附は二代西川扇藏、配役は中村吉五郎の犬房丸祐友と瀧井岩之丞の梶原姫で、これについて寛政三年正月、正月狂言として江戸中村座で演出されたのは『春世界花麗會我』で、常磐津『百千鳥子日初戀』の物語り、作詞は増山金八、作曲は音羽屋里長、振附は三代中村傳次郎で、四代岩井半四郎の賤の女おてふ、三代瀬川菊之丞のおとり、三代市川八百藏の會我の十郎であつた。



## 第十一章 うつむきさ

上古に於ける我が遊戯史は上述せるごとくいづれも皇室中心の記録のみに偏し、一向わが民衆の「あそび」そのものに少しも觸れえないのは、肝腎の史料となるべき『日本書紀』『古事記』『聖徳太子傳』の如きは、いづれも皇室中心の記録のみである關係上、何等かの「あそび」があつたらうといふ疑問は當然抱懐さるる問題であるが、これを氷解せしめうる史料の皆無なる爲め、勢ひ皇室中心の遊戯史とならざるをえない。

しかし奈良期の初期時代、異邦より移入された雙六の遊戯的素質と類似せる兒童の遊戯が、一般的に行はれたのを、雙六の采の目を詠める如く萬葉歌人によつて、その采の一變化が和歌の和やかなる文脈の中に採り入れられてあるのは、わが遊戯史のため望外の俸せであるといはねばならない。

『萬葉集』十三に、

菅根之、根毛一伏三向凝呂爾、吾念有、妹爾緣而者、言之禁毛、無在乞常、齋戶乎、石相穿居、竹珠乎、無間貫垂、天地之、神祇乎會吾祈、甚毛爲便無見。

註。菅根は枕詞。根毛一伏三向凝呂爾は、殷勤に、吾念有は我が思へる。妹爾緣而者は、反歌に母にも不レ謂とあれば、この妹は公と解すべく、言之禁毛は、神もな禁めぞといふこと、無在乞常は、無くあれこそ、齋戶は

忌登にも作る。齋の用に供するへ、容器の意。考靈天皇の御代に大吉備津日子と若建吉備津日子の二柱を吉備征討に差遣されたをり、針間の氷川の前に忌登を据ゑられたるが初見で、『書紀』崇神紀にも、兩軍が和珥の武録の坂上に忌登を鎮め坐ゑたとみえてゐる。登は甕で、登は盃であるが、相方共に古語はへまたげである。登の字に囚はれて、イハヒベを酒器とのみ解するのは誤りである。竹珠は竹を菅玉の如き形にきりて、緒に貫きたるもの、一説に竹に附たる玉であるともいふ。無間貫垂はマナクヌキタリ又マナクヌキタレ等と解され、天地之神祇乎會吾祈は、天地の神神に吾が祈る意にして、祈も乞ふも等しく乃牟と讀むのは古語である。甚毛はイタクモ、爲便無見は、術ナシの意。

とあるのがそれである。茲にある根毛一伏三向凝呂爾はネンゴロにと假り用ひられてゐるが、この九字は古來より一大疑點とされ、橋千蔭は『十訓抄』を引いて、一伏三向もおのづから轉び起るさまの物なれば古其物をコロとや名付てありけん。と解し、『嬉遊笑覽』の筆者、喜多村信節氏も亦『萬葉略解』の橋氏説によつて轉び起ると解してゐるが、孰れも附會なる説であつて、一伏三向凝呂が何に假り用ひられてゐるかを熟知せざる結果かかる迷説がなされたわけであつた。尤も古來わが國の幾多の萬葉研究者といへど、いづれもこの一伏三向凝呂爾を完全に解釋しえなかつたのであるから、橋氏や喜多村氏のみを咎むるのは失當であるかも知れない。

然らばこの一伏三向は如何なる意味を暗示してゐるか？ といふに、こは奈良朝以降室町時代まで遊戯的生命を持続した采遊びで、一伏三向は四箇の表裏ある采の目の一變化をかく文字によつて表現したのであつた。

『十訓抄』に、



嵯峨天皇の御時、無惡善と書きたる落書ありけり。野相公註。小野に讀ませらるるに「さがなくばよし」と讀めり。悪はさがといふよみのあるゆゑ、帝の御けしきあしくて、さては臣が所爲かと仰せらるれば、かやうの御うたがひ侍るには、智臣朝にすみ難やと申ければ、帝、

一伏三仰不來待。書暗降雨戀筒寝。

とかかせ給ひて、是をよめと給はせけり。

月夜には來ぬ人またるかきくらし

雨も降らなんわびつつもねん

とよめりければ、御氣色直りにけるとなん。おとし文は、よむ所に咎ありといふ事、これより始まるとかや、童のうつむきさいといふものに、一つふして三つあふぬけるを月よといふなり。そもそもこの歌古今集にのみ入らずとて入れり嵯峨帝より後人よみたらば、この儀に叶はず、もし帝作り出給へるを、かの集に入れたるにや。(下略)

とあれば、仰と向とこそ異へ『萬葉集』に於ける一伏三向が采の目の變化を詠んだのであることは一讀もつて肯定しえた事と思ふ。而もこの一伏三向に月夜の名稱が存在するとすれば、當然その反對の采の目三つ伏して、一つあふむく采の目の變化が生じるわけである。

『萬葉集』十に、

春霞、田菜引今日之、暮三伏一向、不穢照良武、高松之野爾。

とあるは、十三の卷に於ける一伏三向の反對三伏一向であつて、一伏三向が月夜であるに對して、三伏一向は夜であるといふことになる。とすれば、采の目の變化は、以上の二變化のほか更に三つの變化を生じることとなる。曰く二つ伏して二つあふむく時と、四つあふむく時とその反對に四つ伏す變化とが生じる譯である。これ等の三變化にも當然前二者の采の變化に名稱のある如く、何等かの名稱が存在してゐたのは事實であるに異ひない。しかしその疑點は遊戲それ自體の運用には些かの障礙をも伴はないので、この點は暫らく疑問のままとして他日の解決に譲り、次ぎにこの四箇の表裏ある采の變化一伏三向、三伏一向、二伏二向、四伏、四向がそも如何なる遊戲的目的に必要とさるるか？といふ疑點と、凝呂とは仰仰何を意味するかを釋然たらしめようと思ふ。

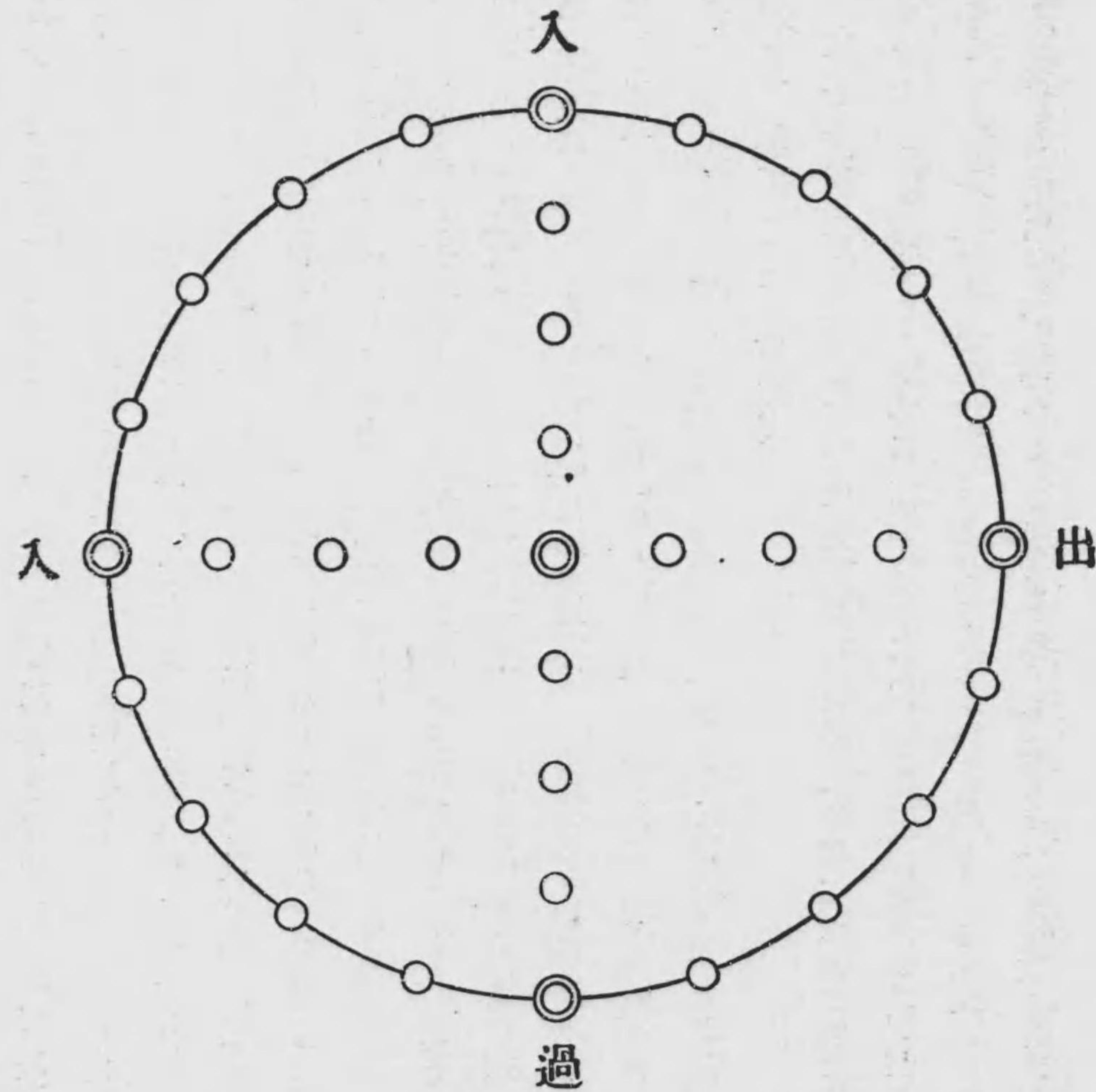
この二箇の疑點は前述せるごとく解き與はざる難解なる謎として、今日まで幾多の萬葉學者をしててもてあぐねさせた至難なる問題であつた。この難問を解くにさいして、ことは些さか軌道を外れる恨みはあるが、當時代の日本の文化について一言したい。既に時代概説の條に於いて詳説したることく日本の文化そのものは主として外來文化を移入し、これを消化して日本の文化となすにあつた。當時唐朝文化の移入經路として三韓を経て行はれたのは事實であると同時に、三韓との交渉も亦頻繁に行はれたる關係上、彼の地の文化、文物の如きも盛んに日本に移入された。遊戲の如きも亦然りであつた。既に放鷹稿にて鷹法が高麗の米光、袖光等によつて日本に移入されたのを知悉さるる如く、高麗に於ける他の遊戲も當然日本に移入さるる事となつた。それが擲柶ニートまたは尺柶などと訓じらるる遊戲だつた。尤も日本への傳來の時期もしくは經路等は遺憾ながら明確を缺く恨がないでもないが、恐らく奈良朝の初期には移入されてゐたのであらう。ところでこの擲柶と『萬葉集』の凝呂とは



如何なる關係を有するか？といふに、この擲柶こそは古來よりの難問を釋然たらしむる秘鑰である。

擲柶はわが國に移入された盤雙六の如く、采の目の變化に伴ひ、自分の持札を進める遊戯で、その字の暗示するが如く、四木すなはち四箇の表裏ある采を筒より擲けて勝負を争ふ遊戯で、その采の目の第一の變化一伏三向は朝鮮語でコロと發音されてゐるのである。擲柶の遊戯的素質をそのまま高麗より移入せる我が國人が、この采の目の名をそのまま踏襲して用ひたればこそ、萬葉歌人をして根毛一伏三向凝呂爾と巧みにネンゴロに通はして、朝鮮語をそのまま和歌の文脈の中に採り入れしめたのであつた。

ところで第二の疑問たる一伏三向の遊法は擲柶の遊法に準ずれば、自と釋然するわけである。擲柶は現在でも朝鮮では正月月初に路上で盛んに行はるる遊戯で、擲柶大會なども屢々行はれてゐるほどであるから、如何に根強い持續性を有してゐるかは想像にあまりあるものがある。普通擲柶の行はるる場合は、まづ路上に圖示せる如き輪を畫き、この周圍に數人の兒童が陣を作つて集まり、四箇の采（一寸五分位の細い丸木を中心より兩つ割りとしたものか又は同寸の竹の二つ割を用ひる）を雙六を打つごとく筒の中に入れて振り出し、その特點によつて勝負を競うのであつて、四箇の采の變化は三伏一向をトといひ、二伏二向をケエ、一伏三向をコロ、四向をユト、四伏をミといひ、五つの變化を生じることとなる。三伏一向は一點で、二伏二向は二點、一伏三向は三點、四伏は四點、四向は五點となる。以上の點數の最初に甲が三點（一伏三向）を振り出したと假定すれば、自分の持札四枚の中出の一枚を次の○印より斜め上に一、二、三と數へて三の所に進める。（圖の出印は普通紙雙六の場合は此處が振り出しであるが、擲柶の場合は此處より出した札がここより出るのであるから、振り出し



擲柶 newt

入とあるはここより中心の◎に至りうる筒所にて、第一、第二の入に限り此の特典あり、第三の時は、圓周にそつて出に札を進める。

持札は四枚。

采は四箇、表裏あるものなれば、竹筥もしくは木片にてもよし、長さは一寸五分以下幅五、七分くらゐとす。



と上りとを兼ねることとなる。かくて次ぎの乙の番となり、同じ采の目が振り出されて、同じ三に止まつた時はこれを蹴るといひ、先番の甲の札は振り初めの出に戻ることになる。しかし乙の振り出した采の目が二か四で、そのあとをうけた甲が、三點をふり當てたと假定すれば、甲乙共にそのまま〇印を三つ進めてもよく、新たに持札を一枚出して、前の自分の持札と同じ位置に止めてもよい。かく同一箇所に自分の持札を止めえた場合は、次ぎの番からは得點した數だけ二枚の札を一緒に進めうる特典をうることになる。また最初五點を振り出したと假定すれば、出より持札を一擧に第一の入に進める。(入に持札を止めえた者は、次ぎの得點だけ中心の◎に向け、この◎より右折して、右の出に向ひうる特典をうるのである)。しかし最初に三點を振り當て次ぎに四點を振り出たものとすれば、第一の入を二つだけ過ぎてしまふので、改めて第二の入をめどとするわけであるが、しかし第二の入にも持札を止めえない時は通を通つて、出に持札を進める事とする。(通は此處を通過することを意味してゐるのである。といふのはこよりわざわざ中央の◎に持札を進めれば結局出を遅めることとなるからである)。かくして如何にして自分の持札を全部相手より早く出より出し終るか? といふ點が興味であると同時にまた苦心を要するところである。

以上の擲柶の遊法に準據すれば、奈良朝時代に行はれた一伏三向は、この朝鮮の遊戯擲柶がそのまま行はれたといふ結論に到達すると同時に『萬葉集』にある竹珠は、遊戯にさいして用ひた竹采を、竹珠の名に假り用ひたか? あるひは竹珠を采の代用としたか? その何れかであらう。次ぎに『十訓抄』にうつむきさいと假名書きにされてゐるのは、采がうつむくところより轉じた名と考へられぬでもないが、擲柶がうつ四木であるのに準ずれば、擲柶と判すべきであらう。

これが遊戯的生命は何時頃まで持續されたかといふに、文安三年刊の『瑳囊抄』小兒翫物の字の條に、さいらとは編竹と卷き、あるひは編木と書く、筑子はこきり子也、肚はころ、獨樂はこま也とある。この名が、ここに残されてゐるのを見ると、東山義政が花第を室町に營んだ頃までは兒童の遊戯圈内に存続しつつあつたのであらう。



## 第十二章 唐 獨 樂

獨樂はひとりたのしむと綴り獨樂と訓じられてゐるが、その語源は『日本書紀』雄略の條に、八年二月、高麗王印發<sub>ニ</sub>軍兵、屯<sub>ニ</sub>聚筑足流城、遂歌舞興<sub>レ</sub>樂とある如く、千四百六十餘年前に高麗より傳はりたるもので、玩具としての獨樂も亦等しく高麗より傳來されたのは事實であるが、當時はこれを獨樂とはいはずコエといつた。これが平安朝時代に至るや『倭名類聚抄』に、古末都玖利とある如く、こまつくりといはるるに至つた。しかし如何なる獨樂が高麗より移入されたかといふに『日本紀』には、樂<sub>ヲ</sub>と訓じ、又『和名抄』には古末都玖利有<sub>レ</sub>孔者也とあるによつて想像すれば、これが後世に於ける唐獨樂であつたのは一讀直ちに肯定しうる事と思ふ。しかし唐獨樂なる名稱は、はるか後代に唐より傳來されたるものと誤傳して名づけられた名稱で、當代ではこれをこまつくりあるひはこまつぶりなどと呼んでゐた。

『今昔物語』大江定基出家物語條に、

寂照が前なる鉢俄かに<sub>ニ</sub>狛鶴<sub>ノ</sub>如くくるくと轉て、前の鉢どもよりも疾く飛行を、僧供請ひて返りぬ云云。

かく器物の廻れるを獨樂の廻れるに形容してゐるのにみても、當時代にはいまだ獨樂といふ名稱は存在せず、こまつくりまたはこまつぶり等といはれつつあつたのは事實だつた。しかしここに狛鶴とあるを「こまつぶり」

と解せるを不當なりと考へる人があるかも知れぬが『倭名抄』の鶴の條に『漢語抄』を引いて、都布利と註してあるから、狛鶴をこまつぶりど訓じたのは決して失當ではない。この狛鶴がこまつぶりであるといふことを層一層強調しうる故因は、

『散木弄詠集』に、

春の野にこまつぶりつむ淡雪を

けたすておりて家づとにせん

とあるに據るのであつて、こまつぶりは直徑三、四寸の猛宗竹を五、六寸の丈に切り、上下に堅く蓋を嵌入し、蓋上より蓋下を圓く削つた竹の心棒を通し、側面に細長の孔を穿つたもので、これを廻すには上方の心棒に絲を捲き、その捲き残した一端に孔の開いた木片を通し、心にあてて一氣呵成に絲を引くと、眩ぐるしい疾さで廻轉し、ゴンゴン風箏するところより、後世これにゴンゴン獨樂なる名を冠するに至つた。由來獨樂は地球が南北の軸を心棒として一日一回廻轉すると同じ原理に基づき、獨樂も心棒より隔つた部分の重量の重輕によつて廻轉の疾さ遲さを生じるのであつて、廻轉が止まれば心棒のみにて全身を支へきれず、横轉するのは自明の理である。しかし當時の文化から推察すれば、かかる力學的な見地から獨樂が考案されたのではなく、偶然の齎らしたものに異ひないと同時に、かかる力學的觀念によつて獨樂が當時の兒童の遊戲的圈内に歡迎されたのではなく、恐らくその廻轉につれて風箏を伴ふといふ單純なる理合によつて愛玩されたのであらう。

かくの如き理合にもとづいて傳來以來市井一般の兒童の遊戲圈内に一大勢力を持續しつつあつたのは事實であ



つたが、これが卑賤のもののみによつて玩ばれたのではなく、高貴の子弟にも亦等しく愛玩された。

『大鏡』五に、

御かど<sup>唯</sup>をさなくおはしまして、人人にあそびまゐらせよとおほせられければ、さまさまこがねしろがなど心をつくして、いかなる事をかなど、ふりうをしいでもてまいりあひたるに、この殿はこまつぶりにむらごのを付て奉り給へりければ、あやしものさまや、こはなにぞとはせ給ひければ、しかじかとなん申まはして御らんじおはしませ、けうあるものなど申されければ南殿に出で、させ給ひてまはさせ給ふに、いとひろきとのうちにのこらすくるべきあるけば、いみじうけうせさせ給ひて、是をのみつねに御らんじあそばせ給へば、こともどもはこめられにけり、

とある。これのはるか後代の鎌倉時代に至つて高麗<sup>コリア</sup>よりの傳來に因み、高麗<sup>コリア</sup>より轉じて獨樂と呼ばれるやうになつた。

『太平記』三十八に、

長講堂の大庭に獨樂を廻して遊びける童云。

とある。こは獨樂と綴られたる史的初見で、この名稱は鎌倉時代以降室町時代を劃し、はるか後代の徳川氏時代に至るや、雑種の獨樂が玩具作家によつて玩具界に出現する頃に至り、漢名に借千々あるひは空鐘なぞとあるところより、高麗より傳來せる因縁あるを忘脚し、唐より傳來せるものと曲解して唐獨樂と呼稱することとなつた。

季吟の『横山井』に、

たうごまの花のうなるやあぶの聲

利重

とある。かくて幕政時代以降明治の中期までは江戸の近在には遊戯的生命が持續されてゐたが、その後唐獨樂を玩ぶものを一向みうけなくなつてしまつた。



## 第二編 中古史

### 第一章 時代概説

茲に平安朝時代を劃するものは、天應元年四月三日光仁天皇の後を襲ひ、第五十代の皇統を繼げる桓武天皇が、翌年八月十九日延暦元年と改元せられたる以降、壽永四年安徳天皇が平氏の一族と共に檀ノ浦の浪の枕となり哀れ寂くも痛ましき一大哀史を描ける、三十二世代凡そ四百年間を指すのであつて、平安宮の遷都は延暦十二年十一月二十一日だつた。

註。桓武天皇は父光仁帝の後をうけて即位さるるや、朝憲の廢頓せるをみて、心中祕かに大化改新の理想再現を期せられ、國司戒飾條令を發し、皇誼を定め、皇族に賜姓し、三關を廢して交通に便し、兵制改革を實行され、奥羽を鎮定さるる等の外、その大理想たる中央集權を實行する爲め遷都の必要を痛感された。當初天皇は中納言藤原種繼の遷都に對する建議を聽き給ひ、延暦三年五月種繼等を山背國に遣はし、帝都となるべき地を相せしめ、種繼及び左大辨佐伯今毛人、參議近衛中將紀船守等を造長岡宮使となし、更に諸國に令して、今年の調庸及び造營の用材を長岡宮に



進めしめ直ちに造營に著手され、その翌年十一月工は成り天皇は新宮に遷御された。然るに翌四年九月に至り太子早良親王が事によつて種繼を怨み終に人をして暗殺せしめたので、造營主を失へる爲め新都の造營捗しからず大いに遅引する事となつた。十一年改めて和氣清麿の建言に基づき再度都を山背國葛野郡に遷さんと思召され、事に托して此の地に行幸すること二度に及び、遂に遷都の議を決し、延暦十二年一月、大納言小黒麿、左大辨紀古佐美及び沙門賢環に命じて葛野郡宇多村に帝都たるべき地を相せしめ、まづ伊勢大神宮並に賀茂明神に奉幣使を立て、遷都の事を告げしめ、六月諸國に課役し人夫を蒐め都城道塞を急がれ諸門を造らしめた。西南は殷富門、南は美福門、正北は傳賢門、北西は達智門、北東は、安嘉門、東北は陽明門、東南は都芳門、正南は朱雀門、正東は待賢門、東南東は安嘉門、正南は談天門以上十二門にしてその周圍六里に及ぶ。かくて公卿百官の宅地を割り定め、十月新造の内裡漸くなり夷洛の壯觀をなした。十一月二十一日長岡の王宮より宇多村の新都に遷幸された。由來山城の地勢は山嶽環拱して靈を鎮め秀を毓つ、これとりもなほさず玄武の象徴である。左嶋の清流は青龍の姿態をなし、右千本の連なりは白虎の相、南は形鼻混にして朱雀である。されば玄武・青龍・白虎・朱雀の四門を四方宿神のみます所となし、千世萬易の帝都の鴻基であるから、七尺の土偶を作らしめ、これに鐵の甲冑を著せ、鐵の弓箭を持たせ、東山の峰に向つて埋めたのは、王城鎮護の爲めであつた。世人はこれを將軍塚と呼んだ。以來明治二年明治大帝東京遷都まで一千七十六年に及んだ。

此の間に於て政權の中樞は次第に皇室より藤氏一族の上に移り、藤原道長の豪華に至つて藤氏の權勢はその絶嶺に達し再び院政を統轄するに至り、遂に源平兩家の擡頭となり、ついで義朝保元の變に破れ、藤氏の榮華に代

つた平氏一族の繁榮をみ、清盛の暴政をその絶嶺として聽て平氏の滅亡が壽永の秋をいたましく彩る變轉きはまりなき時代であるが、當期の文化はその始め盛んに行はれた漢文學が、奈良朝時代の末期から平假名、片假名を以て文體を綴るに至り、國文學が頓みに發達し、文勢やうやく柔軟となるに及んで漸次衰退し、國文的漢文とも稱すべき新たな文體が勢力をうるやうになつた。その所産として源順作『竹取物語』、『宇都保物語』、歌人伊勢述作『伊勢物語』、紀貫之作『土佐日記』、花山院作『大和物語』などがあひついで發表された。さらに銘記すべきは女流文學の擡頭であつた。藤原氏の一門は權勢の争鬭から互に競つて女后の入内に腐心した。その爲め擧つて才媛を求めて侍女としたので、婦人に適はしき國文學の擡頭につれ女流文學者の輩出をみるやうになつた。紫式部の『源氏物語』、清小納言の『枕草紙』、赤染衛門の『榮華物語』、大貳三位の『狭衣物語』等はその尤なるものであつた。就中『源氏物語』と『枕の草紙』とは、この時代の文化の代表的精粹ともいふべきで、前者がその古典藝術の殿堂に描かる人間の相は平安朝宮廷を中心とし主人公源氏の君の名の不朽なるが如く、わが國の文化の上に一大光輝を放つものであるに反し、後者は源氏のその如き個性的ならざると異なり、作品全體を通して作者と人との性格の反影を知るよすがとなる點に於いて、各々異なる色彩を帯びてゐる。われ等の遊戯史はこれ等の國文學的作品と密接に關係づけられてゐるので、敢へて筆を爰に及ぼした次第である。これ等の草紙に現はれた遊戯の如きは前朝のめぐまれざる乏しさに反して、宛も百花の燎亂としてみなされるが如き感があつた。その内もつとも異色に富めるものは、藤原氏一族の豪華なる生活とその文化によつてもたらされた物合せであつて、その種類には、繪合、鬮鶴、鬮草、扇合、小宮合、貝覆ひ、前裁合、小鳥合、菊合、菖蒲根合、芝鏡べ、紅葉合



女郎花合等でいづれも左方、右方に方を分ち勝負を競ひ合ふ雅遊で、その盛んなるものは歌判、奏樂、簞刺、今様、舞踊などを伴ふものもあつた。このほか毬杖、小弓、雀小弓、藏鈎、鞆選、攤、彈棊、亂棊、偏つき、韻塞ぎ等等のほか、平安朝時代の特徴ともいふべき舞遊（まいたま）びが、子女の生活圈内に新たなる遊戯的生命を獲得したことであつた。『源氏物語』を中心とするこれ等の舞遊は後代の舞祭の前身ともいふべきで、後代のごとく有季的にして有飾的なるに反し、無期、無飾、いひかへれば手工細工の紙雛を後世兒女のすさびとせる姉様遊びのごとく、何時と期を定めず、氣粹氣儘に翫ぶに過ぎないのであつた。ひいなはもと鳥の雛の小さやかなる姿になぞらへて小さき人形に對し雛と呼はるるに至つたのである。而も當時代ではこの舞遊びは子女のみが獨專せる遊戯ではなく、男女混合して雛を翫びとしたのであつた。

『源氏物語』紅葉の賀の卷、

をとこ君は朝拜に參り給ふとて、さしのぞき給へり。けふよりはおとなしくなり給へりやとて打笑給へる。いとめでたう愛敬づきたまへり。いつしかひいなをしすゑて、そそぎわたまへり。三尺のみづしひとよろひにひいなしすゑて又ちひさき屋どもをつくりあつめて奉り給へる所せきまであそびひろげ給へり。いぬきがこれをこぼちり侍ぬれば、つくろはせはべらん。けふこといみしてなないぞとて出給ふけしき、いととろせき人人はしにでて見たてまつれば、ことしだにおとなびさせ給ひとをあまりぬる人はひいなあそびはひみはべるものを。

この時紫の上は十一歳餘りなりしゆゑ、めのとの小納言が、十歳（と）にあまりぬる人は舞遊をせぬものとたしなめたのであつた。しかし『をとめの卷』には、夕霧の君と雲井の雁の君とが十歳を過ぎて舞遊びにいそしめる記録があるのをみると、あなたがち舞遊びは十歳以下の子女と限定されてゐたのではなかつた。同草紙には此の外野分、夕霧、總角、末摘む花、紅葉等の卷に、それぞれ趣きを異にせる舞遊びが記録されてゐる。以上の内末摘む花と紅葉の卷とは何れも一月の舞遊であり、野分、夕霧の卷は八月の末の事であるから舞遊びが有季的な遊戯でないといふ事の證となしうと思ふ。しかしこの舞遊びが後世三月三日と季を設けて有季的となるに至つたのは偶然當時代に祓除の爲め行はれつあつた形代流しが三月三日に行事されたので、後世この二つが混合して舞祭りを形成し、且つ有季的ならしめたのであつた。

『源氏物語』須磨の卷に、

三月の朔日に出で来る巳の日、今日なんか思ふことある人は、御禊し給ふべきをなまさかしき人の聞ゆれば、海面もゆかしくて出で給ふ。いと疎略に軟障ばかりを引きめぐらして、このくにかよひけるおんやうし召して、はらひせさせ給ふ。船にことごとしき人形のせて、流すを見給ふにもよそへられて、

しらざりし大海のはらに流れきて

ひとにやはものはおそろしき

とてわたまへるさるはれに出でていふよしなくみえたまふ。

とある。これは三月上の巳の日に、祓除の爲めとて形代におのれが罪咎を撫で移し川瀬の瀬瀬に流すのであつて、その人形を撫で物といつた。祓の人形には金人、銀人、紙偶人、木偶人、土偶人のほか茅萱の人形（草



人形もあつた。

『歌林拾葉』三に、

澤邊なる浅茅をかりに人なして

いとひし身をも撫る今日かな

俊頼

と、あればもつて前説の證となしうと思ふ。『延喜式』にはこれをくまひがたを賀と訓じてある。このほか天兒、這子等も亦等しく同じ運命を辿つた。

おほぬさにかきなで流すあまがつは

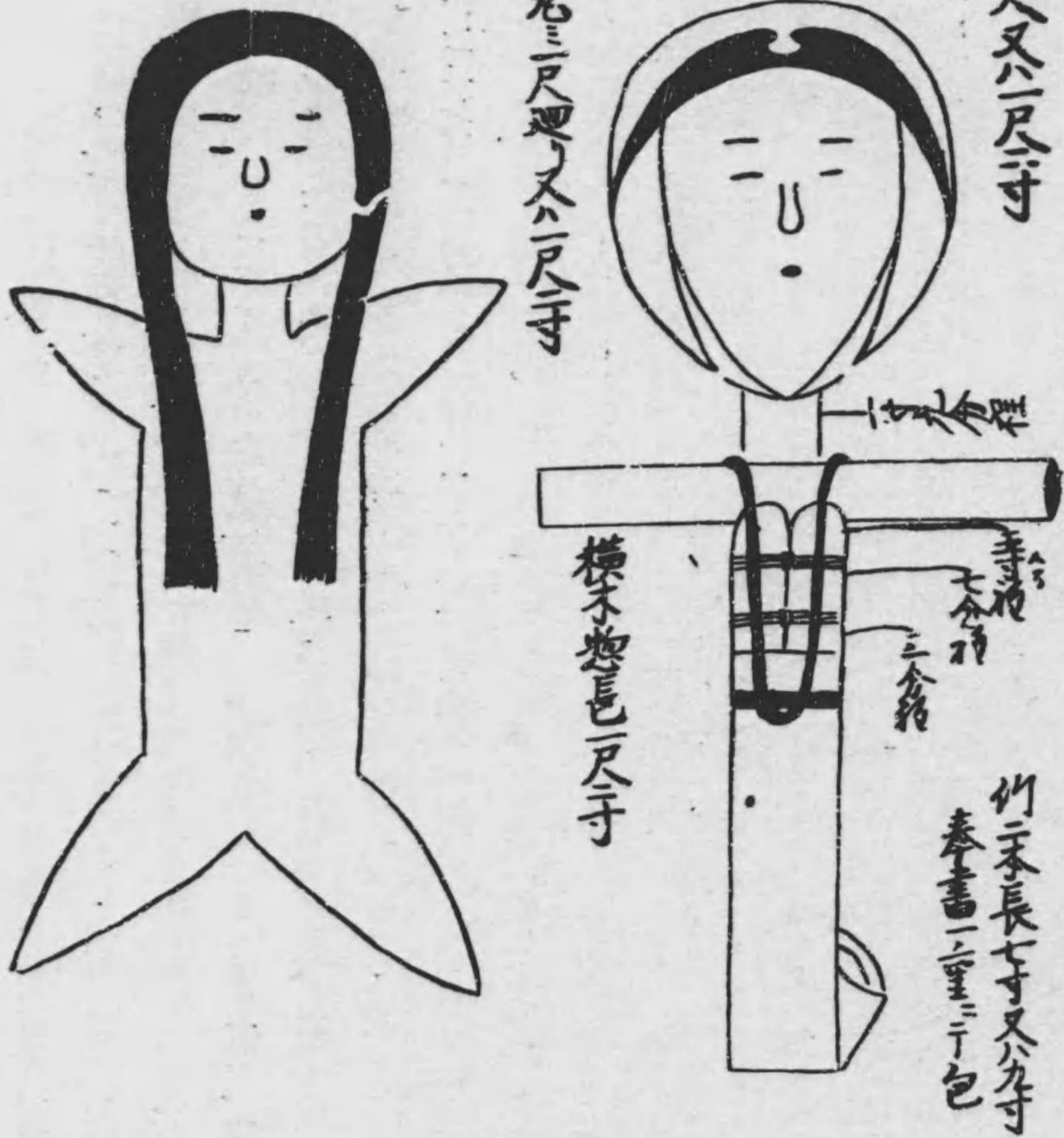
いくその人のふちをみるらん

加茂保憲女の歌に、かくあれば因みえぬ事實といへよう。以上例示せる如く當期に於ける無期的なる雜遊と定期的なる形代流しとが混合し、後世徳川家時代に至つて有期的なる雜祭りが形成さるるに至つたのであるが、上代の雜遊びが兒女の遊戯園内にあつて獨專されてゐたのに反し、大人によつて雜祭りが認識さるるに至り、子女の遊戯的園内より遊戯素質が全然逸脱する事となつたのは甚しい矛盾撞着であつた。

註。天兒は天兒・尼兒・天勝又は孺形等に綴られ、あまがつと訓じるのが正しいといふ説もあるが、殊更に兒字を用ひたのはその形體が兒童の形體と類似するところより兒字を用ひたのであらうと『嬉遊笑覽』の筆者喜多村信簡氏はいふ。『源氏物語』薄雪の巻に、明石の上姫君を都へ移し入る所にめのとの少將とて、あでやかなる人ばかりおはし、あまがつやうのものとりぬる。とあるは、三歳まで身にそへて持てば總ての災禍を護ふといはるる。されば『河海抄』にも、兒年三歳

惣長尺又ハ二尺寸

身ノ丸ニ尺廻リ又ハ二尺寸



『天兒記』所載

天兒 這子

までこれを翫ぶと記されてゐる。『天兒記』によれば天兒は前前より産月を考へ豫め準備し、これを祈念所に置いて息災・延命の法を加持し、箱に納め吉日を撰み阿闍梨の方より持參するのであつて、總ての兒童や兒女たちの果報の爲めにそなへられるのである。この天兒に小袖又は初著その他の新らしき御衣（五歳七歳までの）を、まづ天兒に著せ、後兒女だちに著さしめるのである。かくする事によつて災禍を護ふと



いはるる。また男子三十一日、女子三十三日目の宮詣り(古は七十五日過ぎて宮詣りをなし、五積五湛といふ儀式があり、女の子は誕生後三日の内は膳を据えて供し、その後男・女の子を一緒にして御寮間に備へたといふ)には、天兒を輿に乗せて先導させた。たとへば假初めの外出でも、これを抱いてゆけば、悪氣を護ふといはれてゐたので、明石の姫君が都入りにさいして、めとの少將が天兒を持つて共に輿にのられたのであらう。天兒を仕立つるには輿の竹を絹又は絹にて巻き、その上に練絹を巻いて、額と領とに老の波を壽き、壽命の長き形の表象となし、目口をつけ髪をば青黛にて彩どり、墨汁にて辻毛の畫様を描く、耳の形は半月の如くし、横に木をつけ、練絹にて包み、その端を赤き紙にて張る。胴には竹を二本立ち合はせ、下地を一本づつ包み、その上を練り絹にて包み、二本を合せ、紙にて二箇所を二重廻しに結び、二本の合せ目を前へ引出して、また後へ通し、男結びにして、その下を女結びとし、先をつなぎ合せるのである。かくして結び目のつなぎ下を紙一重にて包み、前の様にして衣紋の如く合せ、帯水引といて二重廻しにして後に二輪名に結び、更に前より水引の端を結び合せ、帯へ通し二筋だけ領をわけて後へ渡すのであつて、兩輪名の結び目より通し、これを兩輪名に結ぶのである。胴の竹は上を圓く横は前にかがませ下は紙の所にて張り、上包みの紙の下をあまれるをば、後に折り返すのである。これに鶴・龜・松・竹の寶蓋しを金銀にてだむのである。天兒は大内にては四位に敘せられてゐたので布衣、諸大夫の如きはこれを遠慮したといふ。

這子を伽婢子といふのは、ははこを天兒に比して卑しめた言葉であるが、「はふこと云ふも、あまがつの事也」といへる貞丈氏の説によれば、いづれが尊く何れが尊しとする必要はないのであらう。お伽這子も、天兒の如く兒女が誕生の生ぶ塵を擧げた時から、天兒と同じ使命を持つのであつて、『伊勢産所記』に、這子の大きさを二歳か三歳位の子供の身丈にたとへ、『榮華物語』(本の零の巻、小法師のさまをいふ條)に、小さき地藏井はかくやおはすらん。とある

によれば、天兒より這子はいく分その形體が小さかつたのであらう。

當期の遊戯的特徴の一たる女子の「ひいな遊び」に對立して男兒の遊戯圈内に異彩を放ちつつあつたのは印地だつた。印地は印手あるひは印撃などもいはれ、主として川原において行はるところより河原の印地ともいはれた。印地は「ひいなあそび」が不定期的な遊戯なるに反し、端午の當日(五月五日)定期的に行はれた。これが遊戯的性質は大勢徒黨して飛礫を飛ばしあふといふ、頗る危険性に富んだ鬪争的な「あそび」だつたので、かかる荒戯が故に兒童の遊戯圈内に一大勢力を獲得するに至つたかは疑問であるが、その發祥に就いては古來より種種の想像説が行はれ『世間問答』の如きは、往古に於ける左右近の馬場の騎射より移りたる習俗であるといひ、谷川士清氏は、神祭に飛礫を飛ばすは、常盤固盤を祝ふためなり。と兩説その主張を異にしてゐるが、後白河帝が時の繪所厚春日春光その他の畫工に命じて當時の風俗を畫かせたる『年中行事繪卷』に所載さるる「五月印地」と「稻荷祭」の條にこの印地が巧みに描寫されてゐるほか、一條兼良の『尺素往來』祇園御靈會の條に、六地藏之黨、如例企印地招喧嘩候者洛中可及鼓騒候者。などとあるのをみると、谷川氏の主張せるが如き迷信に基因して、恐らくかかる荒戯が行はるるに至つたのであらうか? ぜひはとに角當時の習俗として端午の當日女兒は『辨の内侍日記』にもある如く、菖蒲の挿櫛をなし、衣服の袖袂に造花を飾り着用せるに反し、兒童はいづれも菖蒲の鉢巻、あるひは菖蒲兜になぞらへ、あだかも前立打たる兜の如く菖蒲を額に結び、菖蒲刀と稱して、菖蒲を腰に帶し、珍れには菖蒲の鎧を纏ふもありでいづれも雀躍して印地場さして集合するのだつた。



當時印地を以て著名だつたのは京洛を中心とする近畿地方であつた。就中端午の當日恒例として行事さるる藤の杜の祭禮戻りと、賀茂の競馬くづれとによつていとままるる印地は、荒戯とはいへいと盛觀を極めたものであつた。

當日藤の杜の祭禮戻りは、上は五條の橋を境となし、下は七條河原、晴明塚、鹽竈のあたりにかけて盛大なる印地が張行された。一方賀茂の競馬くづれは今出川を境に下は荒神河原を境とし、中御靈後にも行はれ、紫野より西方の川原面はいふまでもなく、内野より聚落の野境でも盛大に行はれた。

印地は前述せる如く衆團的鬭争をなす遊戯であるから、これによつて殺傷を伴ふのは當然過るほど當然の歸結だつた。然るに拘はらず當時の爲政者にしてこれを制禁する者なく、肉縁の者も亦一向これを咎めなかつたばかりか、晴れの觀物としてわが子弟の印地打を觀物するもあれば、稻荷祭や競馬くづれの連中まで擧つてこれを見物し、各、最負最負を聲援するといふ矛盾著ぶりだつた。

『藤睡笑』落首に、妙心寺の僧に金藏主といふものあり、賀茂の競馬を見物に行き、かへりに印地のあるところにて、まくる方をひいきし、つよみ過につかれぬれば、

五月五日けいばがへりの金藏主

槍に突かれてひしやことこそなれ

とあるは、當時の印地に對する時代思潮のあらはれともみるべきであらう。而も石戰鬭となり、假に一石が敵陣の一人を傷つけたものと假定すれば、これを見物し、聲援しつゝあつた肉縁の衆は奮然これに加擔するに至り、

果ては單なる兒童同志の石戰鬭たるに止まらず、『年中行事繪卷』にみるが如く、つひに刀傷三昧となり、阿鼻叫喚の修羅場の現出となるにある。印地のもたらす弊害は如上の如く甚大だつたに拘はらず、當時の時代心理からは少しの非謗を受くるところなく、却つて逐年盛大に赴き、鎌倉時代に至り『尺素往來』に甚だ然るべからざるものと難ぜられたる如く、大人も亦これをなすに至りたるほか、『源平盛衰記』衣笠合戦の件と法住寺城郭合戦之事の條や、『義經記』に白河の印地五十人かたらひとあるほか『秋の夜長物語』に、三町つぶてのきやう一房、また天狗ものがたりの所に、しらかはほこら、いんちの山門などのみこしぶり等とあれば合戦にも利用されてゐたのであつた。

これが室町の末期、群雄の割據時代に至るも尙ほ命脈を持続してゐた。かの織田信長が幼少時代、日頃膏食を以て聞えてゐたが、端午の印地打ちに組せる者には日頃の膏食に似氣なく父母より給ひし物質を惜し氣なく頗ち與へたといひ、また徳川家康が今川氏に寄食せる幼少時代下郎に負はれて端午の印地打を見物せる折り印地勢の大勢なるより少數なる方に勝利を豫言せる如きは共に印地史上有名なる挿話であつた。かくて徳川氏が江戸に占據せる慶長頃には武藏と下野の間を劃する角田川を背景として向島の童と、淺草側の童同志の間に恒例の如く印地が行はれた。

『慶長見聞集』に、

みしはいま角田川は武藏と下總のさかひを流れぬ、河半よりこなたには石あり、あなたはみな沼あり、爰に淺草の童ども下總に石なきことをあなどり笑ひて、五月になれば印地せんとて、舟に石を拾ひいれ、河向に





『年中行事繪卷』所載 五月の印地打











見えたる牛島の里の汀へ舟をさしよせ、牛島の童どもつぶてにて打勝て笑ふ、古歌に、

うなひてがうちたれがみをふりさけて

向ひつぶての袖かさすなり

とよみし事かと思ひ出せり、去る程に牛島の童これを無念におもひ、常に武藏の石を拾ひぬすみ置き、五月浅草の子供例の舟に乗り來る時、牛島の童岸根に出でて印地する。その岸へ打たるつぶて頓てこなたの岸へよると語る。(下略)

とある如く、徳川氏の初期時代までは現存してゐたが、かかる危険性に富み旁々鬭争的觀念を助長する荒戯は、殺伐なる戦國時代ならばいざ知らず、文化の普及せる泰平の世にはふさはしからざる存在であつたので、爲政家の憂ふるところとなり、寛永の初年つひに幕命を發して制禁さるるに至つた。しかしいく百年間の傳統と因襲とにくさびづけられた荒戯は、單なる禁令を以てしたのみでは所詮絶滅を期しえずその後も命脈を持続してゐた。

『寛永發句帳』に

けふさすは印地の菖蒲刀かな

『口寄草』に

前句 ひかへこそすれ敵味方

附句 沼の香ひの鉢巻し

と、かく俳諧化されあるをみても、全く絶滅するに至らなかつたのを知悉しうることと思ふ。かくて正保、慶

安の頃に至つて、端午の印地打ちは漸次頽勢となるに至り、遊戯的性質をいんじゆ切りに轉じるに至つた。

新見正相の『八十翁嚙昔話』に、

むかしは五月の節句の翌日、男の子供、七歳計より十三歳まで、大將になるべき子は、兜をかぶり、しやうぶ刀を指、一舟(ボート)を持、供につるる子供はしやうぶ刀をささせ、菖蒲にてはちまきさせ、ほらの貝を吹立て、備へ立して、いんじゆ切といふことをして遊ぶ、是軍陣の稽古なり。

とあるが如く、戦國之餘風未だ全く熄まらざる時代にあつては、かかる勝武的動作もとかく行はれがちであつたが、印地の如く永續性はなく、間もなくいんじゆ切りは一變して菖蒲打ちとなつた。

昭和八年刊の『中古風俗志』に、

享保の頃までは、所々の廣小路へ童集り、菖蒲にて大きなふとき三ツ打の繩をこしらへ、或は長竿等を持出で、往來の子供へ、しやがめしやがめといひて、下座をさせ、若し下座をせざれば打かかりなどして、使につかはしたる小調布など重箱をこはされ、はふはふの態にて逃かへりし事あり。

とある如く、かかる香しからざる荒戯も明和頃は時代の進運に伴れて街頭では全く行はれなくなつた。しかし此の菖蒲打の遺風はその後吉原の廓内に残され、節句の當日、江戸町方、京町方に立別れて、禿同志が待合の辻で打ち合ふといふ奇現象を生じ、ぞめきの客なぞの見物にあたひしたのだつた。

吉原細見『里の家名記』に、

初午は九郎助どものお仕舞、上巳は京の治郎右衛門どのの分、五月五日は禿が菖蒲打ち、七月はおもふおて



きの紋所を彫りぬいて、牽牛に奉り。

とあるから、寛延頃までは吉原の廓内に印地の遺風がのこされてゐたのであつたが、一年あやまつて禿が傷手を蒙つて以來、この事つひに沙決止みとなり、印地の餘風はここに全く終熄するに至つた。

## 第二章 物 合 せ

一 闘鶏 闘鶏は『倭名類聚抄』に、闘鶏玉燭寶典云、寒食之節、城市多爲闘雞之戲闘雞此間云止利阿波世とあれば、鶏合ともいはるるのであつた。

この遊戯は唐の明王の時、戯れに鶏を闘はしめしより、はしなくも王位繼承をなすに至れるに因み、小兒五百人を撰らまれ、治鶏坊といふものを建てて、鶏を餌養せられたるにより遊事の端が發せられたのであるといふ。一説に明王は乙酉年の誕生なるが故、闘鶏を好まれたのであるともいふ。しかし、

『日本書紀』雄略の條に、

七年八月、官者吉備弓削部虚空、取急還家、吉備下道臣前津屋、留使虚空、經月不肯聽上京都、天皇遣身毛君大夫召焉、虚空被召來言、前津屋以小女爲天皇人、以天女爲己人、競令相闘、見幼女勝亦拔刀而殺、天皇聞是語、遣物部兵士三十人誅殺前津屋并族七十人。

とある如く、雄略天皇の七年(西紀四百六十二年)には既に上掲の如く日本に闘鶏の記録が存在してゐるのであるから、唐の明王を以てこれが始原なりと斷ずるは妥當でないと思ふ。勿論當時にあつては、後世の鶏合にみる如く、方人を分け記録、見證、籌刺、奏樂、歌詠等をとみなふ盛大なる存在でなかつたのは全文に據るも明瞭で



あるが、闘鶏はこの一事によるも、古来より日本に存在せるものであつて、決して唐朝よりの移入になり模倣になるものではないと斷じうるのである。

この闘鶏が禁中に於いて行事せらるる場合は洞中に幼帝若しくは童體の官方のあらせらるる時と限られてゐた。『禁秘御抄』に、

幼主時小鳥合并鶏闘常事也。子細無定様、又遣馬部吉上取小家小鳥鶏流例也、如此興遊幼主御時事歟。とあれば以て證となしうるであらう。しかしして闘鶏の興遊は大抵三月三日、上巳の當日を限つて行事さるる慣習となつてゐたのであつたが、まゝ三月三日以外の日にあつても行事されたやうであつた。

抑々闘鶏とは文字の意味するが如く鶏の争闘である。鶏冠と鶏冠を噛み合ひ、蹴爪と蹴爪をもつて蹴合ひ、互に食ひさかれ蹴さかれて血みどろとなつて挑み合ふ、いと凄惨なる場面が演ぜらるるのである。かかる残酷極まりなき荒遊が、盛んに當時の公卿乃至は顯紳だちに依つて行事されたのは、唐の明王の傳説などがあづかつて力あつたのであらう。しかし當時にあつても有能の士は、かかる荒戯を善遊とは認識してゐなかつた。

『禁秘御抄』上に、

候御壺體事無先例、堀川院御時、如鳥闘被召運、猶不甘心事也。

一 小舎人

如出納如鶏闘參事、彼御時例ナレドモ不不甘心。

かく鶏闘を以て甘心ならずと難ぜられたのは、恐らく鶏と鶏とを争闘せしめる惨虐きはまりなき一事を難する

が故に、かく言はれたのであらう。

闘鶏が禁中に於て行事さるる場合は、まづ公卿、侍従、僧徒及び上下北面の輩、常に洞中祇候の者どもを左右にわかつ、左方の頭人某朝臣、右方の頭人某中將卿と定め、餘人を左方右方にわかちて頭人に隸屬せしめる。かくて闘鶏を行はせらるる前夜、寢殿の巽にあたつてその状宛も五節の臺のごとく地臺一面を置く、これに款冬を結び植ゑ、その上に銀の賢木を植ゑ、葉枝にこれを用ひ、銀臺を据ゑる。その總高八尺ばかり、これを彩るに藤花を結びかけ、葉柯の南に玉の鶏籠を置く。その北に銀鶏を入れ、假屋の東の砌第一間にあたつて、かざしの花臺を立てもつて勝負の美をそへる。その北に錦繡の圓座を敷いて、その上に太鼓鉦鼓を立て、假屋の長に盧橘樹を作り植ゑ、同じ北妻には薔薇を作り植ゑ、さらに牡丹、款冬などを作り植ゑて研美をそへる。

かくて闘鶏の當日、まづ左方の念入御前に參集し、右方念入りは蓮花王院に集會し、各々皆參の後、列參して西南の門より入り、殿上に參著する。但し公卿の外は著席せず。右方の頭人某中將朝臣、いさい調ひたる由を奏聞する。その奏をきいて主上出御あそばされ人を召す。召に應ぜる某卿主上の仰せを承けて、闘鶏早く始むべきよし仰せ渡さる。その後卿相以下西の中門の外に下り立つ、先づ左方の念入首座となり、次に右方の念入西中門を入つて參進の間、參り、音聲あり、竹屋を作つて黒木の屋に擬し、春日詣でに准ず、この某卿拍子を取つて、「春日なる御室の山のあを山の」と唄ふ。某卿筆箒を吹く。某卿これに和して和琴を彈ず、府の隨人二人（壺脈巾、亂緒著）和琴をかき助音する。また陪從の某も同じくこれにつける。某人笛を吹く。念入某卿等三人舞人の裝束にて參進する。かくて念入だち右席に著座するや、主上左方、右方の頭人を召さる。召に應じて左方某朝臣、右



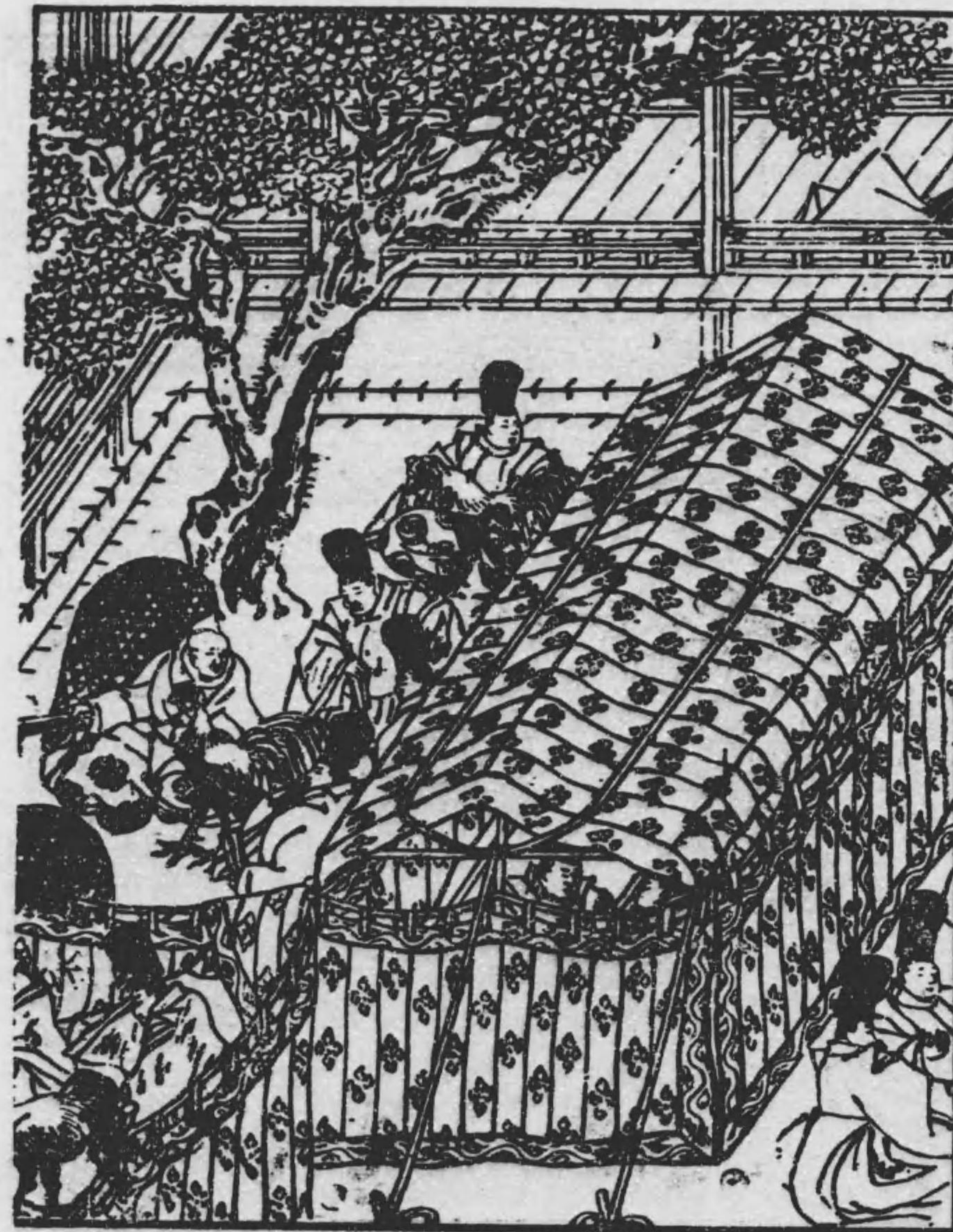


『年中行事繪卷』所載 飼 鶏











方某中將朝臣御前に参る。左右の鶏同時に持参すべきよし仰せ渡さる。命により即時雙方の鶏を持参して、南階の間の簀の子に置く。一番左り何某の鳥字無名丸を某卿持参し、右某卿の鶏字〇〇丸を某卿持参し、左右共に鶯を吹く。かくて興遊は開始され、左右の鶏相闘ふ。闘鶏闘に及ぶや、主上より勝負いかやうにみゆるや某卿をもつて訪ね仰せらる。よつて右方の鶏終頭利ありといへど、中間左の鶏利を得たり、且つまた一番右勝つ恐れありとて、左右を持ちと定めて雙方籌を刺す。左方の籌刺藏人某銀鴨を一羽とつて鳥屋内に置き、参進して葉柯に著く。次に(右方鶏を持参する)某卿まづ挿冠の花をぬいて錦の圓座に著き、次鳥を取つて退き入る。某卿同じく鳥を取つて退き入り、かくてその後數番を合せ、假に左方勝何番、右方勝何番、持何番と記録し終り、次に左方樂器を立て、樂人参進して樂を奏し、樂終りて右方の頭人より、かくの如き興遊に左右勝負舞をなす先例あり、如何はからふべきやを奏す。主上、用意の事各々動むべき由仰せあれば再び伎樂を某卿等奏す。次に右方の樂人散樂、北面の下蔭たち錦の地鋪を庭上に敷いて舞臺に擬すや、妓女二人立つて舞樂をなす。この場合負方所屬の妓女は舞樂せぬさためであるが、主上より格別のお許しがあつた場合にはさし許るさるのである。次に某卿羯鼓を打ち唱歌する。此の間盃をすすむ。かくて右方座を立ちて退出し、中門廊の邊を徘徊する。次に左右の歌女唱歌、舞妓を續け、公卿以下庭上に立つて亂舞する。

以上の如く盛觀を極めた闘鶏の記録は殆んど毎擧するに遑ない程であつた。『三代實錄』には、陽成天皇の元慶六年二月二十八日辛丑、天皇弘徽殿に於いて闘鶏をみそなはせられたるを始めとし、『日本紀略』には、朱雀院の御宇、天慶元年三月四日御前に於いて闘鶏のお催しがあり、十番を限つて勝負せしめられた事が記録さるるほか

『同書』に、花山院の御宇寛和二年三月七日乙亥、東宮闘鶏の事あり八十番の勝負ありしといへば、もつてその盛觀なりしを想像しうるであらう。この外にも『榮華物語』寛弘三年の條、『日本紀略』萬壽二年三月十七日の條、『中右記』寛治八年正月二十八日と二月二十八日の條、『長秋記』保延元年三月三日の條、『百練抄』保元三年二月十三日の條、『古今著聞集』承安二年五月二日の條、『明月記』建久九年二月十九日の條、『吾妻鑑』建永二年三月三日と寶治元年三月三日の條、『辨の内侍日記』建長二年二月二十七日の條等にみえてゐるのをみても、如何に頻繁に禁中に於いて闘鶏が行はれつあつたかが想像されうと思ふ。

しかし應永の大亂勃發して以來殆ど禁裡の年中行事なるかの感があつた闘鶏の遊事も、多難の爲め廢滅に頻し、以後天文年間まで王朝時代にみることき闘鶏の盛儀は見られなかつた。しかし極内内に永享五年と天文二年とに遊事されたことが『管見記』と『言繼卿記』とにみえてゐるが、禁中に獨專せられた感のあつた闘鶏は鎌倉時代以降室町時代の最後に至るまで一向武人に顧みらるるに至らなかつた。

闘鶏が有期的に三月三日と限られて、上巳の當日(雛の節句)に遊事せらるるに至つたのは、天文年間の書『世間問答』三月三日の條に、桃の酒、よもぎの餅、鶏合と記述されあるによれば、此の頃上古に於ける禁裏の御催しが民間に移つて一つの習俗となるに至つたのであらう。かくて群雄割據時代を過ぎ徳川家時代に至つてこの風習は一般化するに至つた。

『立圃句集』三月三日の鶏合に、

にはとりの蹴爪も永き日あし哉



『續山井』に、

桃柳とりあはせみる節句哉  
鶏も角ぐむあしの蹴爪哉

寛永以後かく俳諧のもてあそぶところとなつたのみにても、闘鶏が雜當日の景物として一般世人にもてあそぶるに至つたのをいなみえないと思ふ。就中闘鶏は元祿以前天和、貞享年間に至つてまさに白熱化すに至つて、猫も杓子も闘鶏にうつつをぬかさぬものはなかつた。

『五元集』に、

闘鶏句合島原へはやりの鶏行事判云、名高き君どもおなじくよき鳥をもとめてものしけり、所々のあらひに人やりに合せ侍る、芳野唐土などが、鳥には翅に薫物し、爪紅化粧して花美ことに人の心をなまめかし、迷はせければ、後法度になりて、鳥どもみなはなちやりぬ。

とある。これによるも闘鶏は江戸のみの流行と限られたのでなく全国的に行はれたのであつた。しかも京の島原くんだり遊君風情までが闘鶏の熱に浮かされ、鶏の翅に薫物をほどこし、蹴爪に爪化粧して鶏を合はするに至つては沙汰の限りとして、幕咎を蒙つたのは當然だつた。その後市人はつひに闘鶏をもつて博戯化するに至り、弊害百出せるによりつひに幕命を以て嚴禁するに至つた。

『幕令跋抄』

正徳元年卯五月二十一日、近き頃町中ニテ鶏合の會を致し、其の黨の町人等數十人組合屋敷方へも徘徊いた

し候由、さた相聞え左様之儀仕間敷候、

と嚴達せらるるに至つて、さしも盛大を極めるに至つた闘鶏の博戯も一時中止の止むなきに至つた。

しかしその反面寛永以後久しく中絶せる禁裏に於ける闘鶏の御儀は、寛永以後民間に於ける盛大なる闘鶏の流行に刺戟されたものとみえ、もつとも闘鶏の盛時時代だつた貞享年間に復活せられた。『百一録』に、貞享三年三月三日、闘鶏先於東宮御前被行、次於禁掖被修之。とあれば、此の一事をもつてするも、禁裏に於ける闘鶏復活の消息であると斷じうるのである。以後禁裏に童體の御幼主あらせらるる都度これに習つて闘鶏が行はるる事となつた。

『大江俊矩記』に、

文化元年二月廿六日丙戌、午後參洞、謁評定卿、來月三日闘鶏申沙汰如例年可相伺哉之旨申入處、當番唐橋前中納言承知、追付可被示間、暫可相待旨被示、後刻被招被申渡曰、例年之通可令沙汰旨被示仍以表使可相伺哉尋申處、可爲其通被示之。

前黄門口上曰、闘鶏之儀相伺候處、可有出御覽間、如例可令沙汰御裝束之儀も如例、隨藏人申合可覺悟旨被示也、愚按、如是ハ更以表使可伺定儀不及事也、與禁中時儀不同、然年々如此之上、更以表使相伺事故、於今年も先輩處置之通、即招出表使申込左の通。

一以表使來月三日闘鶏如例年可令沙汰哉、相伺之旨、兩上蔭局迄申込也、且又於伺之通仰下者、如例料紙中奉書筆墨一廷申出度、御文匣一講釋來月三日迄拜借申度旨、以使申含置也、暫時後御返事申出、



鬮鶏の儀如例可令沙汰旨被仰下、則料紙筆墨御文匣等持出也。  
 一暇服帳拜借、以非藏人附候殿上人院司殿上人等令吟味了返上。  
 一右相濟未刻退出目録文匣持参  
 一院司候殿上人可觸分十五人也、歸宅後早速折紙書認以青侍持文匣從行、下部觸書左之通中奉書、三ツ折、同四ツ折一紙添、同入二包紙中。

西洞院	倉橋	東坊城	烏丸	頭辨殿	庭田中將殿	藏中納言殿	菅小納言殿	倉橋侍從殿	岩倉小將殿	中務少輔殿	肥後權守殿
追申 午刻											
來三日鬮雞三羽											
可令持参給上之旨											
院御氣色所候也											
二月廿六日 俊矩											
可被獻候也											

鬮鶏被獻候節以 小舍人童或雜色可 被獻候事		
-----------------------------	--	--

追書或上包書之兩説也、俊幹願望皆書上包予有所存書、同紙如此、先考曾祖考遺風也。

右之通也、納拜借之御文匣令持参、青侍於玄關關、先持参第一頭辨家、其後任便巡路持廻、未半刻より秉燭前迄七軒相濟持歸。  
 烏丸留主出 庭田留主出 平松有奉 東坊城留主出 藪有奉 大原有奉 唐橋有奉。  
 とある。文化元年は光格天皇の御宇である、以上『大江俊矩卿記』に、例年の如くと特にことわつてあるのによつて、貞享以後禁中に御幼主ある場合引き續いて行事せられつたのであらう。

石井	大膳權大夫殿
萬里小路	藏人右少辨殿
押小路	阿波權介殿
大原	備後權介殿
平松	安藝權守殿
北小路	橋本大夫殿
	藏人主税助殿

六條少將 梅小路助解由次官 藤谷大和權介 已上三人依重服者不觸之、其餘無故障、尤輕服者無觸之也主税助一萬故禁中沙汰奉行也、依院司觸之間、兩御所獻上也、年々如此。



二 競馬 競馬はきそひ馬、駒くらべ等といはれ、『夫木集』に、ただしばしおくれ先立つくらべうまはしりぞならぬ世にはあらずや 花山院御製 とある如く、くらべうまといはれた。これが字音を以て競馬と呼稱さるるに至つたのは遙か後代の事であつた。  
 方今行はるる競馬が公の賭博なるに反し、上代に於ける競馬は競走を眼目とした遊戯だつた。



これが發祥は詳かでないが『續日本紀』に、大寶元年五月丁丑、令群臣五位已上令走出、天皇臨觀焉とある如く、恐らく文武天皇の御宇に遊事の端を發するに至つたのであらう。以來三世四十七年間を距てた聖武天皇の天平十九年五月五日、帝南苑に出御あそばされて、騎射竝に走馬をみそなはせられたことが、同じく『續日本紀』に所見してゐる。これが勝負の差等により祿を給ひ、負者には負物を獻せしめるに至つたのは、淳和天皇の天長四年十月丁未、紫宸殿に於いて左右近衛府に走馬せしめられたる以降の事であつた。

競馬は五月五日、騎射の以前に行はれる定めとされてゐた。しかし五日の競馬に先立つて五位已上より走馬を進獻する慣習とされ、親王、一品は八疋、二品は六疋、三品、四品は四疋、太政大臣は八疋、左右大臣は六疋、大納言は四疋、中納言は三疋、三位、四位、參議は二疋、一位、二位は三疋、三位は二疋、四位、五位は各一疋づつで、但し走馬の進獻に堪へざる者は、四月三十日以前に進獻に堪へざる旨を具申し、もし當日もしくは前日に走馬を奏する如きことがあれば負馬とされる事となつてゐた。

かくて諸家より進獻された走馬は結番文のため、太政大臣より省に給ひ、省は各馬の毛色が諸家よりの申告と同一なるや否やを調べ、五位以上の結番竝に走馬の毛竝を奏文に記し、前一日(五日の前日四日)某卿より内侍に附して奏文を奏る。さて競馬の當日は『延喜式』に、五月五日、當日早朝、細馬十疋に鞍し、車駕武徳殿に幸し、御馬の名簿を御監に進め、則ち傳奏を以て、寮官近衛十人を率ゐて細馬を騎せしむ。とあるごとく豫め名簿によつて定まれる射手、左右近衛は、左黒深緑りの布袷、右は緋大纈の布袷を著用し、馬場に結ひたる埒外より、二騎づつ鉦鼓を合圖に駛せ出し、馬場末に立てられたる標を逸早く乗り越えたるを以て優者となす。但しこの標(一

名勝負の木)を乗り越える時には、標下に就ける左右馬寮の官人が、註「勝負丈尺」と『延喜式』にある如く、一番毎に勝負の差を記録するか、あるひは籌を以て左右全番の勝を算するかの何れかによることとし、右勝ちたる時は亂聲を發して樂を奏し、左勝ちたる時は樂のみを奏する事とされてゐた。但し負方はその年九月に至つて物資を獻することとされこれを輸物もしくは負物といつた。

以上は左右近衛が兩騎相對して輸贏を決する例であるが、このほか十例として十人駒を竝べて乗り競べる例もあつた。しかし後世には四騎、五騎、六騎となり、ただ祭禮の折り、きらびやかなる装ひをして靜かに乗りわたすこととなつた。一條兼良の『花鳥餘情』に、十列とは東遊の舞人十人なり、馬に乗りて、裝束は青摺といふ物を著て、神社の行幸、關白の賀茂詣などにめしぐして、社頭にて求子など舞て、其後は馬場にて馬をはする事あり、よのつねは左右近衛の官人これをつとむ、八幡臨時祭などには殿上の雲客舞人たり。とある如く後鳥羽院の頃は十列の物見遊山のほかは行はれなくなつた。

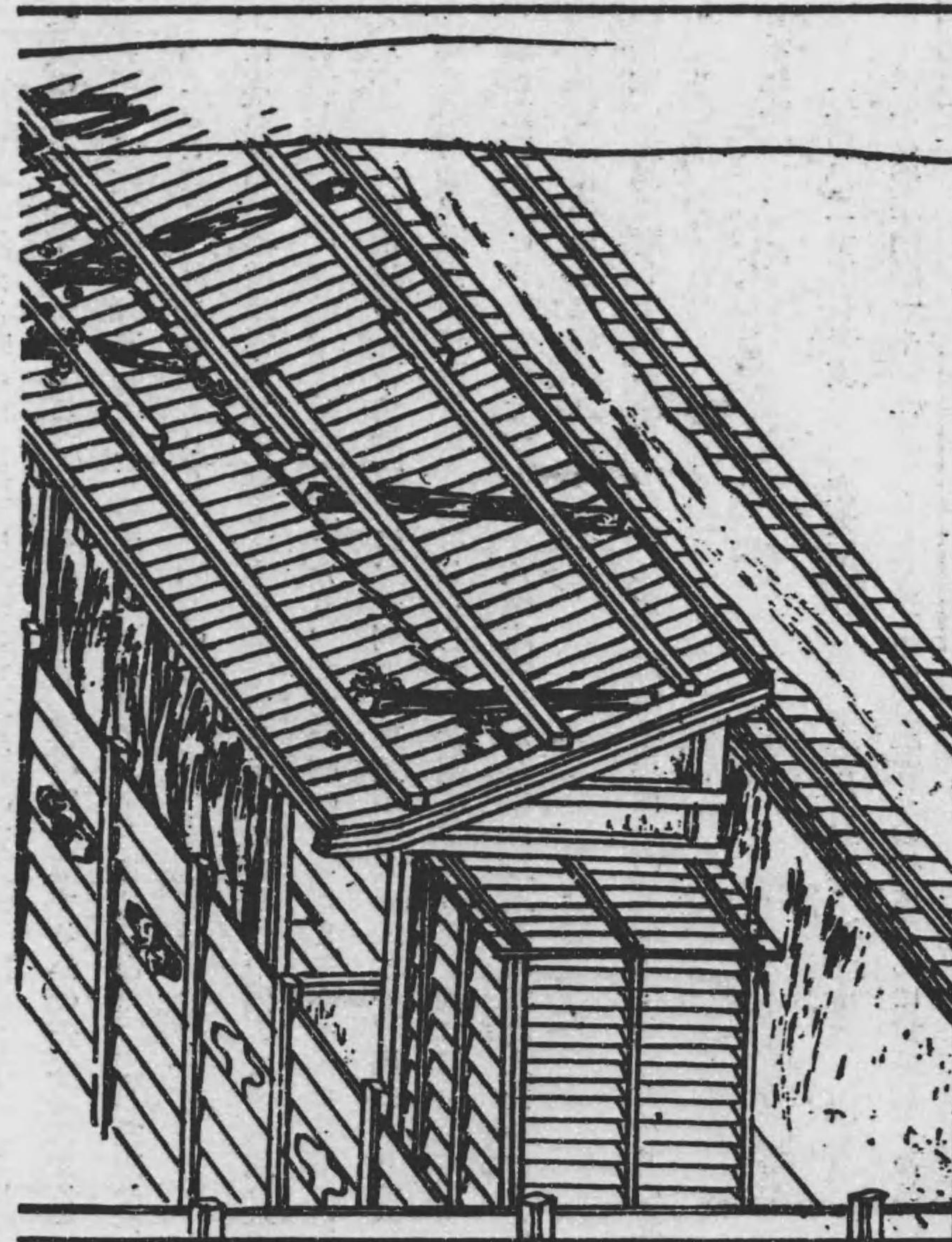
この公家の競馬に對して私第競馬が行はれた。私第競馬はその名の示す如く、公卿の私邸などにいてなまるをいふ。

『日本紀略』に、

應和二年四月二十四日辛亥、於左大臣藤原實頼第、有競馬八番。

とあるほか『榮華物語』や『大鏡』もしくは『小右記』その他に盛んに散見してゐるのを見ると、いかに私第競馬が盛んに行はれつつあつたかを想像しうる事と思ふ。一方公家に行はれたる五月五日の節會は、その後冷泉





『年中行事繪卷』所載 賀茂の祭







天皇の安和元年に五月の節會を止められてより、以來公家の競馬は節の名によつて行はれなくなつた。降つて寛治七年に堀川院が、天下の御所と敬神とを兼ねて、神事の「くらべうま」を賀茂の社に寄進されて以來、公家の競馬はここに移されたるかの觀を呈するに至つたので、『七十一番歌合』に、

むかしは上さまにもてなされし事の

いまこの氏人のみにのこりて

と、かく詠ぜらるるに至つた。當時堀河院が賀茂の競馬料として寄進されたのは、美作の倭文庄、加賀の會津庄、播磨の安志庄、能登の土田庄、阿波の福田庄、美濃の脛長庄、近江の舟木庄、若狹の宮川庄、淡路の佐野庄、出野の福田庄、備前の竹原庄、同山田庄、山城の名島郷、丹波の由良庄、和泉の深田庄、周防の伊保庄、伊豫の若正庄、尾張の玉井庄、伯耆の星河庄、三河の小野田庄等の二十箇庄であつた。

かうした機因が賀茂の競馬をして盛大ならしむるに至り、爾來端午の景物として競馬は賀茂に獨專されたかの觀を呈するに至つた。

かく堀河院の御宇以降端午の景物として缺く能はざる存在となつた賀茂の競馬は、賀茂神社の一ノ鳥居の西より二ノ鳥居に至るまでの芝原に柵を結び、東の方に頓宮を設け、その右に鉾を立て、西の方には棧敷を構へ、ここを由緒ある人人の見物席とし、鉾の左右には高き假屋を構へて勝負檢證の場所とした。

五月一日には競馬の足揃へが行はれ、同三日、四日の兩日騎者は各兒の宅に於いて親屬を饗應し、四日芥と宮蒲を持つて下鴨に詣で、五日巳刻本社に御戸開の神供があり、左右の騎者よりこれを調進し、社司束帯にて出仕、

音楽あつて後、午刻に京兆尹より美麗なる鞍燈をつけたる馬一疋を出すを慣習とし、これをきつかけに一番太鼓を打ち、未刻三番太鼓の鳴り轟くを待つて、騎者二十人の氏人、各々冠を著し、纓を巻き、縷を著け、左方十人は赤き袍を著し、右方十人は黒袍を著す。こは「延喜式」に、白深緑質布袵、或緋大縷布袵などあるごとく、左右兵衛の騎射裝束に模したるものであらう。以上裝束終りて騎者一同腰に葛蒲を巻き、里亭を出で西方の橋近くにて馬より下り、馬を河水に牽入れて潔齋をなし、直ちに應舎に集まり、のち左右に立分れて一の鳥井に至り、此處にて馬より下乗し本社に參詣する。芝の中程より代官出向ひて騎者の先導をなし二の鳥居前に於いて清祓を行ひしかしてのち社前に立列す。この時氏人大幣をとつて左方赤袍の騎者の二人目に渡す、騎者大幣を取つて二拜し終りその次ぎの騎者に渡す。同じく二拜し終つてその次ぎに渡す、次ぎに右方黒袍の騎者、二人目より幣を取る事左方の如くし終つて左方右方共に本社より埒の内を下り、一ノ鳥居外に於いて馬に乗り馬場本に至るや、まづ一番左方、馬場の半よりかけて頓宮の前で七度馬を乗り廻らし、しかしてのち方馬を駈る。この馬は京兆尹より牽き給ふ所の飾馬で次ぎに右方の馬を馳しむ、これを空走といふ。その後九番の氏人雙び馳せて遅速の勝負を争ふ。この勝負を檢證するため、埒の側には三株の樹がある。馬場本の櫻を出馬木といひ、次ぎを三鞭木といひ、騎者はここに互に聲を擧げ鞭を擧げる。馬場末に紅葉の樹があり、この樹を馬走の限界とし、ここまでの遅速を定める。この三樹を總稱して勝負の樹といひ、また埒の東西に幄舎を構へ、ここには社司の内沙汰衆、各黒袍を著して座し、その傍に氏人二人が侍坐し、前に鉦鼓を置き、ここにて勝負を檢證し左方勝たる時は太鼓を打ち、右方の勝ちたる時は鉦を鳴す。このほか東西の幄舎より左勝の時は朱の日丸、右勝の時は白地に日



丸を畫きたる扇を差上げ、東西相ひ照しあつて左右檢證の異はざることを示す。若し同著の時はこれを持といひ、赤白二本の扇を同時に出す。さて左右の騎者左右東西に立ち分れ、西の帷舎の前に至り各々勝負を訊ねる。このとき帷舎に控へたる沙汰衆より勝者に白絹をあたへる。騎者馬上のまま賞を鞭の先に掛けて請取り、そのまま頭の上を繞すこと三度して返す。こは「延喜式」にいへる纏頭祿物の意なのであらう。かくて馬より下り埒の側なる頓宮に詣拜し、拜をはりて應舎に入り神供を頂いてのち休息する。但し負方は纏頭もなく頓宮の詣拜もなく、帷舎の前より直ちに歸宅する。如上の如く順次五番終る時、頓宮の前に立てたる五本の祭鉾を盡く横に伏せて、十番の半ば終りたる標識とし、これより五番のいとなみも同様に行事される。

見物の大衆は埒の左右芝地に坐せるもあれば、あるひは棧敷にとりついてこれを見るもあり、または「徒然草」にあざけりいへる如く、櫂の股に腰かけねむる坊主の類もありで、一番、一番ごとに熱狂し、つひには馬走の行はるる都度棧敷なるは突つ立ち上り、立たるは埒際に殺到して立ち塞るもあるかとみれば、杖をつかへて飛び上り飛び上り駛せ来る馬を見るもある。童だちは手毎に竹切れを振つて自分の前を駈け去る馬の尻を窮になるほど打ち立つるため、馬は空飛ぶ如く馳行し、ある時は横にきれて見物は踏み蹂られ、騎者また鞍にたまたず落馬して、怪我人を生じること決して尠なくなかつた。

三 貝覆ひ 貝合は貝覆ともいふ。これが始原は詳かでないが、恐らく平安朝の中期には既に存在してゐたのであらう。伊勢貞丈氏はその著「二見之浦」に於いて「源平盛衰記」を引例し、高倉院の治世に遊事の端が發せら

れたのであらうと推定されてゐるが、それより遙か前代の應保年間（二條天皇の御宇）には、既に貝合の遊事は存在してゐたのであつた。應保三年三月三日、二條后藤原育子が高倉殿に於いて貝合をお催しになつた事が「袋草紙」に記録されてゐるほか、「山槐記」には、

應保二年三月七日、參内、貝合事、右方人右大將以下、於宮殿上議定云々八日、午刻參内、貝合、左方人中宮權大夫實長卿、參議親隆卿、能登守重家朝臣、右小將通能朝臣、左衛門權佐爲親、予藤原等、於宮御方議定、大略令爲親書折紙、送右府御許、令申子細、爲親所參向也。

- 一 奉幣事、八幡賀茂住吉、已上使、所衆前右府御沙汰衆爲用意使所衆事、召仰出納仲政了。
- 一 願事、八幡御神樂賀茂住吉參詣
- 一 當日誦經事
- 一 貝風流可作伊勢海
- 一 方人裝束東帶

嘯時參花山院、申承雜事退出、九日、未刻參内奏事（中略）晚頭右府被參、貝合事等申承、十日、今日爲貝合祈禱、左方奉幣石清水、賀茂、住吉、右府被致幣帛沙汰、彼家仕丁持之、下家司相具、向近衛河原、藏人左兵衛尉平信季、向彼所發遣之、使可用藏人所衆之由有議定、仍三人可差遣之由、兼所仰出納仲政也、抑陰陽師不參、藏人可致沙汰敷、又自右府可有沙汰敷、十一日、申刻許於宮殿上、貝合方人有之事、右府爲弘有結構、而頗不定事、仍不可有過差之田、以左衛門權佐爲親左方被遣、仰有出御、此



後參大殿之處、職事等退出、仍空以退出。

とある。かくすべてを風流につくりなして、左方右方にわかれ、貝合にいそまれた記録が再度ならず残されてあるのをみれば、これが創案せらるるに至つたのは、高倉院の治世時代よりはるか前代の事に相違ないと思ふ。而も後鳥羽院の頃より、貝合は頗る盛大となり、當時の歌人の如きはこそつてこれを取材するやうになつた。

西行法師の著

『山家集』二條に貝あはせむとさせ給ひけるに、人にかはりて、

風たたで波をおさむる浦々に 小貝をむれてひろふなりけり

なにはがたしほひにむれて出たたむ しらすのさきのか貝ひろひに

風吹ば花咲波のおるたびに 櫻貝よるみしま江のうら

波あらふ衣のうらの袖がひを みぎはに風のたたみをか

なみかくる吹上の濱の箔貝 風もぞおろすいそにひろはん

しほそむるますをのか貝ひろふとて 色の濱とはいふにやあらん

波よするたけのとまりのすずめ貝 うれしきよにもあひにける哉

波よするしらの濱のからす貝 ひろくやすくもおもほゆる哉

かひありな君が御袖におほはれて 心にあはぬことしなき世は(中略)

伊せのふたみのうらに、さるやうなるめのわらはどものあつまりて、わざとのこととおぼしく、はまぐりをとりあつめけるを、いふかひなきあまこそあらめ、うたてきことなりと、申ければ、か

ひあはせに、京よりひとの申させ給ひたれば、えりつつとるなりと申けるに、

今ぞしるふたみのうらのはまぐりを かひあはせとおほふなりけり

とある。而も貝おほひは當期に至つて、ひとり大宮人のみのもてあそびとしてに止まらず、武人も亦これをもてあそぶに至つた。

『源平盛衰記』卷五

五月二十日、西八條に推見してみれば、馬車數も知れず、藏人何事やらんと思ひて尋ね問ければ、案内者とおぼしくして答けるは、人道<sup>平清盛</sup>殿福原御下向の御留主に君達會合して、貝おほひの御勝負なりといひければ同廿七日藏人鞭をあげて福原へ下向す。

かくて貝おほひは益々盛大となり、つひに他の合せものの如くつひに賭物をもつて勝負を競ふに至つた。

『古今著聞集』卷十一、

後堀川院御位すへらせ給へて、内大臣の冷泉富小路にわたらせ給ひけるに、天福元年の春の比、院藻壁門院の方をわかつて、繪づくの貝おほひありけり。大殿攝政殿女院の御方にぞおはしましける。一方にしかるべき女房達四、五人ばかりにてひろきには及ざりけり。

茲に繪づくの貝おほひとあるは、繪づく繪を賭物とするをかく表現したのであつた。かかる勝負の時には必ず左方、右方にわかれて勝負を争ふを慣習とし、賭物は必ず主人より出し、勝方に賭物を給はるを例とし、負たる方には、後日所課を負はしむるのであつた。所課とは負方より勝方へ饗應をなさしむるのである。



貝覆ひの遊事例は此の外にも『増鏡』内野の雪の條や『看聞日記』、『營見記』、『二水記』等にのこされてゐるほか、天正年間に、武田信玄が未だ勝千代といへる幼少時代に、今川義元に嫁せる姉君の許より、晴信の母公へ貝覆ひのために、蛤の貝を送つた有名な事實が『甲陽軍鑑』にみえてゐるほどであるから、當時貝覆ひは武家内方に於いても盛んに遊事に供せられてゐたのであらう。

この貝覆ひの貝ひを入るる貝桶が、子女の嫁入り道具の一つとして缺くあたはざる存在となつたのは室町時代の後期頃よりであつた。

『嫁入記』一御物行やうのしだいに、

一 おいかけの事、角々のひろさ九寸三、四分たかさ九寸以上、四所かつらを可入、二すぢつならべてそき處に一とこ、ふたと身とのあはせめに、一所、中ほどに一所、ふたのまはりと、かうのいたのさかいに一とこなり、みのかたにのみいれをするなり、かみにて上をよくはりて、糸をかくべし、糸にはげんじのところ、また松竹などしかるべし、ふたにつるかめなど、二つづつむかひ合候てしかるべし、あしはつかめものなり。

一 かひのかずは三百六十なり。

かく室町家時代の古書にしろされてあるのをみれば、前説の證となしうであらう。

一説に、異なる貝と貝とは合はさうとしても必らず合はぬものであるから、貞女は兩夫にまみえぬといふ條理になぞらへ、貝桶を婚禮の唯一の調度とするに至つたともいはれてゐる。

次に貝覆ひに用ひられた貝は『萬寶全書』に、

一 桑名貝 勢州名物尤吉、耳白、横さしわたし二寸三分、或は二寸五分、此大ききなるが貝合により、かた



この貝覆ひが一般民衆の遊事となるに至つたのは、徳川家の初期以後の事であらう。

『立圃句集』

逸物の塵や目なれの貝

おほひ 立圃

『五元集』に、

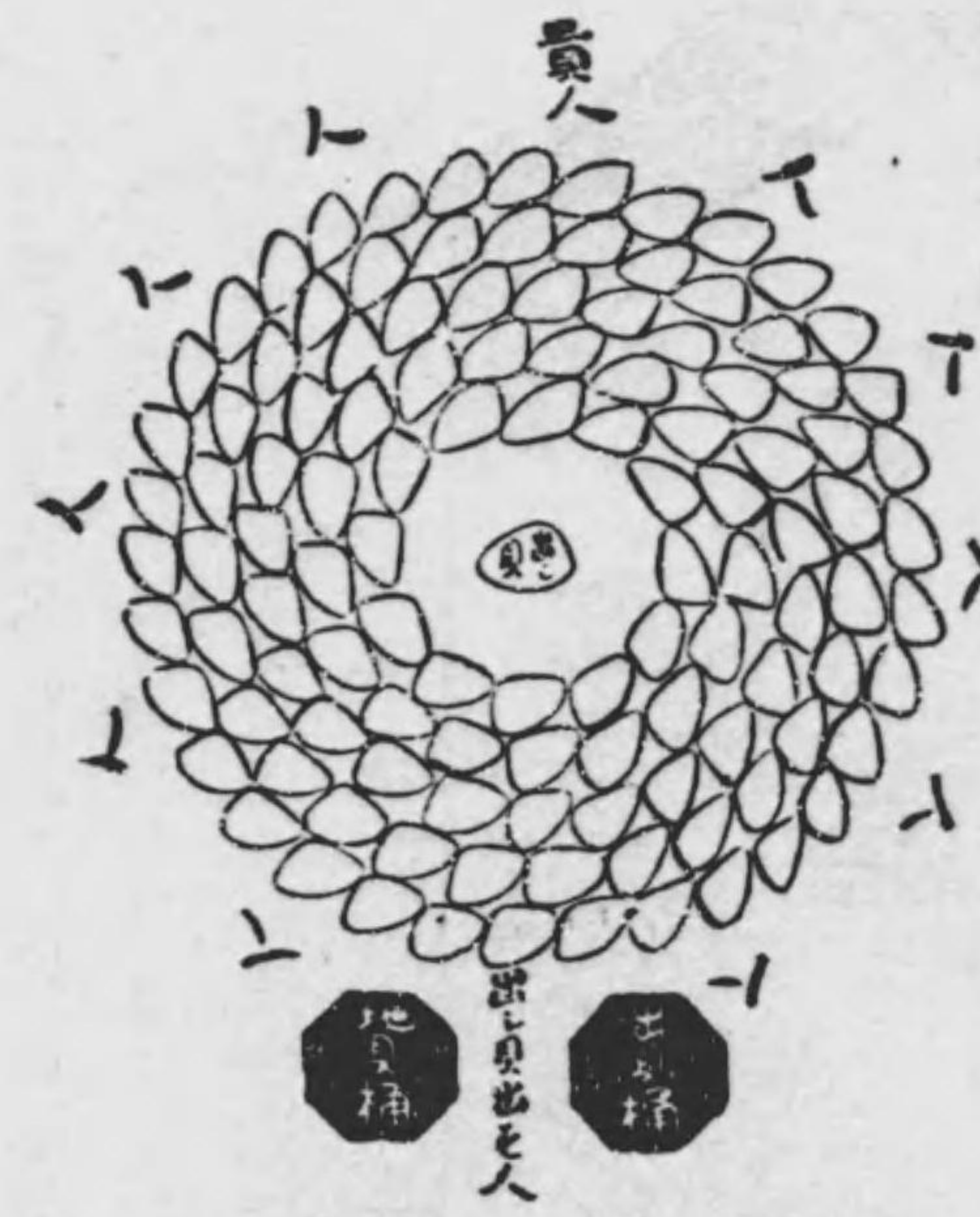
始のしかもはさむか玉

柳 其角

雛屋立圃は寛永頃の俳人であるから、彼の句に貝覆ひが取材されてゐるのを見ると、この頃市井一般の遊事となり、元祿以降にその流行を及ぼすに至つたものと想像されるのである。



手にて取物なるゆへなり、貝の數三百六十合有、左右にて七百二十片有。  
 一 朝鮮貝 上々耳白、大なるは横さしわたし二寸八分程あり、貝合の貝には、朝鮮貝の大なるは悪しと也、され共大にて見事なるゆへに直段高直成ものなり。  
 とある。貝覆ひの貝は古來より伊勢の海より所産ささるる蛤貝をもつて上上とされたものとみえ、上古に於ける貝合せの折りなど、特に伊勢の海を風流に作りなして遊事せることは、應保二年二條天皇の御宇に於ける『山槐記』の記録で明かであるが、いま元祿七年刊行の『萬寶全書』に上古と些かのかはるところなく伊勢桑名産の蛤貝が賞美されてゐるのを見ると、その因襲の久しいのに吃驚を禁じえない。



出貝の図



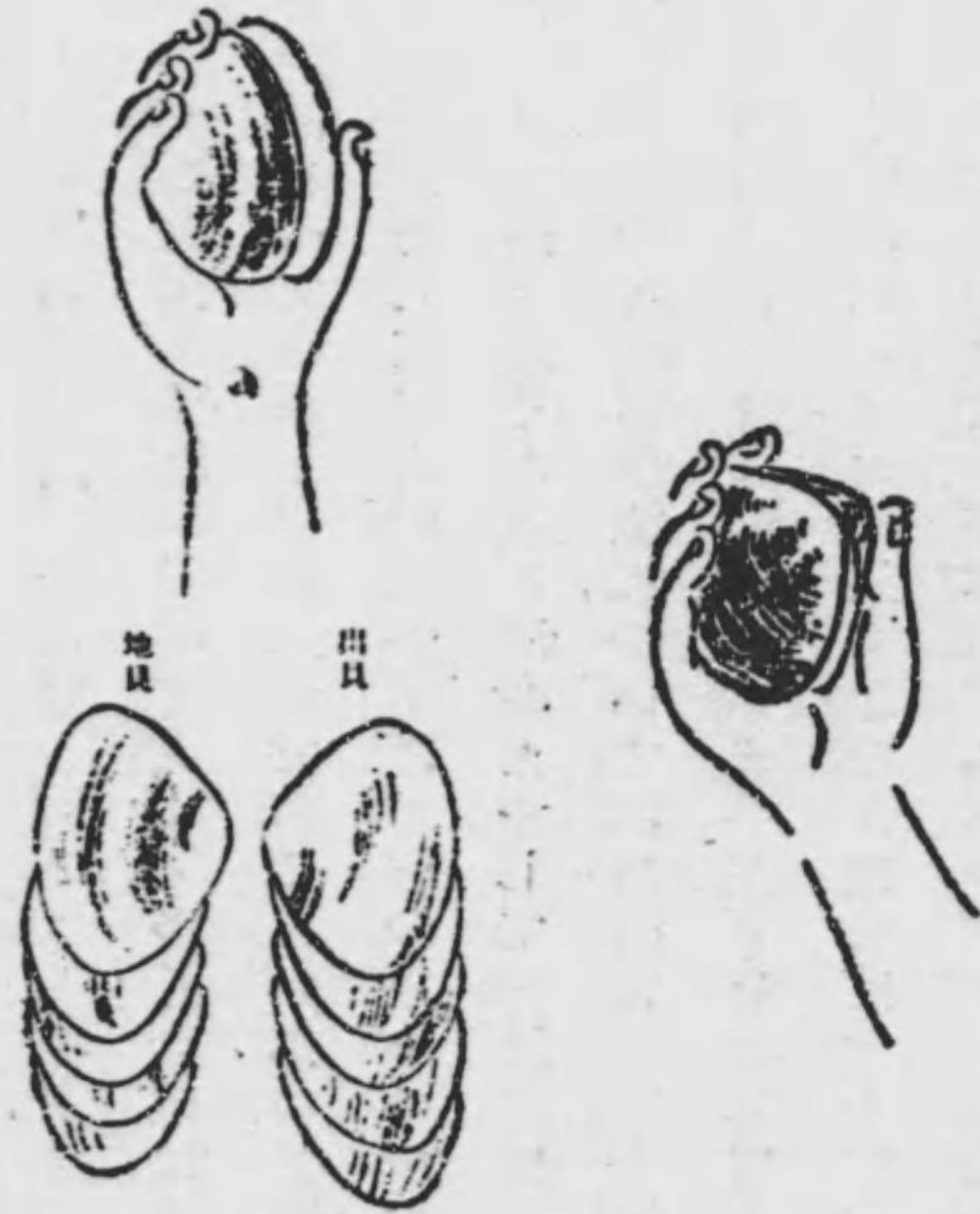
貝重をね貝桶に入れたる図



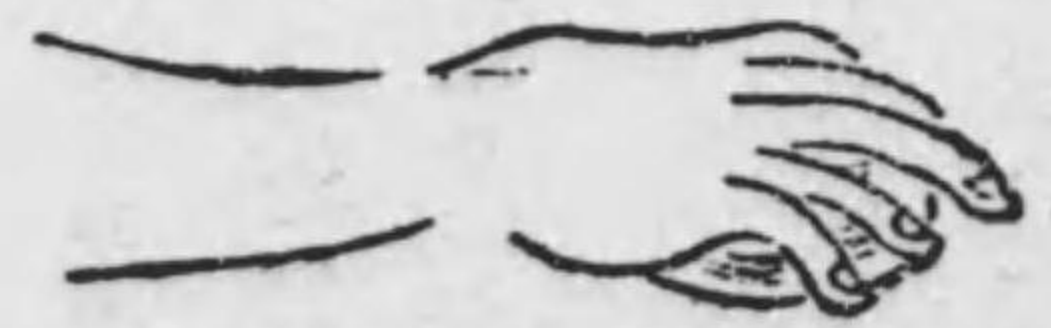
貝を立てたる図



右の手の下  
如此なるなり



貝合せの図



地貝採取の図



## 貝覆ひの手法

貝を覆はんとすれば、必ず人より多くおほはんとせず、人のおほく覆ふのをみても、決して嫉しとせず、心を永閑にもつて心靜かに覆ふのであるといふ。されば『徒然草』に、「貝をおほふ人の、わが前なるをばおきて、よそを見わたして、人の袖のかけ、膝の下まで目をくばるまゝに、前なるをば人におほはれぬ、よくおほふ人は、よそまでわりなくとるとはみえずして、近きばかり掩ふやうなれど、多くおほふなり」と勝負の秘訣が訓へられてゐる。又これが作法について『めのとの草子』に、

御貝召し出され候はば、まづ左りを持ちてまゐり、のちに右をまゐらせ、おかひをうつして二かたへわけて、くちにしろきを十二もおほきならば、十にてもけにくちひさくは八もたて候もなにかひの候はんほどを御覽じあはせ候べし、ちひさきは十六もたて候はんには、せぬ事にて候事はちとさがりたるやうなり、すすまず、しんしやくせぬ事にて候、さて出したる時、かひを手のうちにもちて出すべし、うへとある人のおかたへかしらに向けて出すべし、うへにお合せ候ほどまぢまゐらせて、出すべし、又下の人おほひ候はば、やがて出し候べし、上をまたぬ事に候、めしつかふ人、御をしへ候へ、みやづかひせし人しつけ候はねば、御うへに物をしろしめされぬやうなり候べし。

とある如く、貝覆ひにさいして決してみだりならざることがをしへられてゐる。この『めのとの草子』は何時頃の刊行になるものであるか不明であるが、多分室町家時代に刊行せられたるものであらうと思ふ。

四 前裁合せ 前裁合せは主として秋季に行はるる例となつてゐた。『禁秘御抄』に、前裁者瀧口承之、植萩戸萩、云々草無沙汰有根樹忌方角、但上古無其沙汰如何、菊合前裁合時植之。とあれば前説の證となしうるであらう。

前裁とはとりもなほさず草木の類を植込みとせる庭園の稱であつて、前裁合せはこれにならひ方を左方右方にわかち、互ひに作りなせる前裁の優劣を競ふのであつた。まづ假に庭前に薄、蘭、紫苑、草香、女郎花、萩などを植ゑ、松蟲、鈴蟲等を放ち、左右の人人より景物を取材して和歌を奉ることとする。或者は山里の垣根に小男鹿の立ち寄れるに摸し作り、或者は洲濱の磯に蘆田鶴の下りゐる風情を作り、さらに草を植ゑ蟲をも鳴かさしむるの趣向、花のありさま蟲の住家いづれも風流を競ひ、さて歌判の判者を撰びて歌判し勝負を別つのであつた。

この前裁合せの遊事は、昌泰四年（延喜元年）八月廿五日、醍醐天皇の御宇に於ける御催しが一番最古の記録であつて、『拾遺和歌集』には、天曆（村上帝の御宇）年間に於ける前裁合せのをり小野宮太政大臣、藤原實頼の詠ぜし和歌が所載されてゐるほか、『榮華物語』に、

康保三年八月十五夜、月宴せさせ給はんとて、清涼殿の御前にみなかたわかちて、前裁うゑさせ給ふ。左の頭には繪所別當藏人少將濟時とあるは、小一條の師尹のおとどの御子、いまの宣耀殿の女御の御せうとなり、右の頭にはつくも所の別頭右近少將爲光、これは九條殿の九郎君なり、おとらじまけじといどみかはして、繪所の方にはすはまを繪にかきて、くさぐさの花、おひたるにまさりてかきたり、やりみづ岩ほみなかきて、しらがねをませのかたにして、よろひの蟲どもをすませ、大井に逍遙したるかたをかきて、うぶねにかがり



火ともしたるかたをかきて、むしのかたわらに、うたはかきたり、造物所のかたには、おもしろきすはまを  
えりて、しほみちたるかたをつくりて、いろいろのつくり花をうへ、松竹などをえりつけて、いとおもしろ  
し、かかれども、歌はみなをみなへしにぞつけたる。

左方

君が爲め花うゑそむと告げねども

ちよまつ蟲の音にぞなきぬる

右方

心して今年にはほへをみなへし

咲かぬ花ぞと人はみるとも

御遊ありて、上達部おほくまわり給ひて、御祿さまさまなり。

とある。康保三年とあれば村上天皇の御宇である、八月十五夜とあれば月宴に因める雅遊なのであつた。この  
日作物所と繪所とが左右にわかれて前裁合せの記録は、『日本記略』竝に『古今著聞集』にもみえてゐる。しかし  
前裁合の遊事例中、もつとも有名なのは『中右記』に、

嘉保二年八月廿八日、上皇於鳥羽殿有前裁合興、先此五六日以前相分方人、權中納言基忠爲左方頭、宰相  
中將宗通爲右方頭、此外公卿二人、殿上人十餘輩被相分也、是前裁堀體也、酉時、許南殿寢殿異角方南面  
御方有鳥羽此興、先大殿鳥羽關白殿直衣左大將相分令候、左方給、左大臣直衣中宮太夫同民部卿同令候、右方是依

仰當座相分也、取方人、左、右衛門督直衣藤中納言基忠、江中納言直衣右、左兵衛督直衣治部卿直衣宰相中  
將布衣宗通、先右方人々參來立燈臺、但兼日依仰止風流、又被止籌指等、雖然尋常燈臺美麗也、居銀盤、左方數  
刻不立燈臺、雖相尋已及數刻、大略、右方人々取隱敷、左方頗無面目事也、纔立小燈臺、殿上六前裁  
昇立前庭、左右各風流、作花、入臺以御隨身昇之、方人皆布衣、方立位下庭中、取歌書物置御前、次  
召講師、(中略)依仰左大臣爲判者、一字方勝了、人々退出、右方暫留御前、詠和歌。  
とあるのがそれである。因みにいふ鳥羽殿は山城國紀伊郡にありて白河天皇の造りたまひしものであるとい  
ふ。餘事はおいてこの鳥羽殿における前裁合せを當時の歌人が和歌の和やかなる文脈の中にとり採れたものは頗  
る多かつた。

『金葉和歌集』

音羽殿の前裁合に女郎のこゝろをよめる

あだしの露吹みだる秋風に なびきもあへぬをみなへしかな

春宮太夫公實

音羽殿の前裁合にきくをよめる

千年まで君がつむべき菊なれば 露もあだにはをかじとぞ思ふ

修理太夫顯季

『詞花和歌集』



音羽殿にて前裁合せさせ給ひけるによめる

朝な朝な露おもげなる萩が枝に 心をさへもかけてみる哉

周防内侍

おぎのはに事とふ人もなきものを くる秋毎にそよとこたふる

敦輔王

前裁合せの遊事例は、このほかにも『増鏡』老の波の條に、六條殿の長講堂の焼失せる後、これが新たに造られし四月初めつかた、後深草院、ひさしの御車にて正義門院に渡らせたまひ、槇の島の景色や、宇治川の景色をことごとしく作りなし、藤、躑躅、撫子など節にふさはしき花おびただしく植ゑて、前裁合せにいそしまれた事がみえてゐる。

因みにいふ長講堂の焼失せるは『一代要記』に、文永十一年十一月十二日、六條坊門壬生より出火して六條坊内に至り焼失す。とある。

五 小鳥合せ 小鳥合せは鬪鶏の如く鳥と鳥とを争闘せしめる殘虐なる遊戯で、而もこれが行事さるるのは鬪鶏と同じく主上御幼齡の時に限られてゐた。

『禁秘御抄』下に、

幼主時、小鳥合並鶏鬪常事也子細無定稱又遣馬部吉上取小家小鳥鶏流例也、如此與遊、幼主御時事歟

とある。此の小鳥合は『百練抄』五に、寛治五年九月六日、内裏小鳥合。とかく記録さるる如く堀川院の御幼少時代に内裏に於いて小鳥合の行はれたるをもつて史的初見とし、以來これが恆例となり同天皇の御代にはしばしば行はるるに至つた。

『爲房卿記』に、

寛治五年十月六日辛酉、今日有殿上小鳥合去月上旬、自院被注進可獻小鳥人々、其後於殿上、駒取方人各六、然而依爲御忌月去月延引、今日被遂此事也、但密々事、上南御格子、晝御座改南面、殿下並三位中將令候御前給、兼燭持參鳥籠、左方、頭中將中實朝臣、源中將國信朝臣、四位少將俊忠朝臣、源少將師隆、侍侍定輔、右兵衛佐宗政、已上著、右方新中將宗通朝臣、四位少將顯雅朝臣、少將忠教、因幡守長實、周防守經忠、侍從實隆、以上著、十二人、人別就小鳥籠、或盡風流、或亦例籠、藏人六人、各三人相分、自餘侍召不分、居置南弘庇有疑覽院、後朝被獻覽院、先予參院並殿下。

とあれば、寛治五年九月六日の小鳥合について次月寛治五年十月六日再び殿上に於いて方人をわかち小鳥合せが行はれたのであつた。

しかし以上の記録はあまりに短文に過ぎて、左右何れが勝ちとなつたかは仄聞しえないが『古今著聞集』によれば、寛治五年十月六日、殿上人所衆瀧口小舍人、左右をわかつて小鳥合の事有けり、公卿まいられず、殿上三位中將ばかりぞさむらはれける。殿上人左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下夏の袍どもに冬指貫など著たりける、左勝て殿上にとまりて、朗詠、今様、猿樂など有けり、右はみな逃ちりにけり、小鳥は後に院へまゐら



せにけり」とあれば、前月における小鳥合せの顔觸れと大して相違がなかつたのであらう。仄聞するに時に堀川院は年齒やうやく十三歳でゐらせられたとあれば、主上御幼少のみぎりに限り行はるといふ『禁秘御抄』の説の正しい事がみとめらるるであらう。

かくて小鳥合は鬮鶏の如く盛事時代を経ず、上代には僅か堀川院の御宇數度の遊事記録がのこされてあるほか全く中絶し、遙か後代まで遊事例は中絶してゐたのであつたが、安政四年孝明天皇の御幼少時代に復活されるに至つた。

『小鳥合記』に、

安政四とせといふとし、神無づきのはじめにやありけん、小鳥合すべきよし仰ごとくだることありけり、まづおのれ<sup>梅田三彦</sup>して、右の頭たるべく人々のすすめらるるに、初學のいかでかかることせむと、ふたたびみたびいなみしが、しひてすすめらるるもだしがたくて、その役とはなりぬ。まづわが方人は石川優、井口安行、仁科久迪、上松千年、門奈俊信、豊田勝豊、小笠原常樹、森部好謙なり、奉行には吉岡鶴群、宿老にてつとむ、籌さしの童は中根方樹、役送は福原行功、佐藤正廣などなり、左方は野村勝明、水上廣房、伊達忠正、川北慎信、赤堀保水、辻高文、三井正正、岩田則博、奉行は、長井裁之、頭は吉岡鶴成、籌さしの童は浮穴爲經、役送は野志矩鎮、松本正直なり、おなじ霜月の末、こととのひよし司につけたれば、極月はじめ四日に、まづからぶみまなびの館にて習禮あり、おなじ七日といふ日、大殿の御小書院といふにて、其作法みそなはし給ふべき仰下りければ、その日の辰の刻、人々御殿にまうのぼる、方人いづれも、素襖鶴群

は布衣、籌さしの童、黄丹の水干、上下紅梅の小袖、童髪して紅ひの薄様にてゆふ。柳の間といふを左右の局とす、午刻ととのひよし奉行につけたれば、奉行司につぐ、やがて司して執行すべきよし仰下る。そもも御ましの装束はすべてめぐりに簾かけ渡し、母屋の上段に君ましまし西の庇かけてたれたる簾の中に、實成院尼公おはしまし、女房どもあまたかしづきたり、二の間のひさしの間には、國老土佐守忠央朝臣をはじめ、司々あまた並居たり、まづ判者本居豊頼、村田春野座につぐ、豊頼は南おもて、次に左の頭吉岡鶴成まづかすさしの地敷をとりて二の間にのべしく、次に左役送野志矩鎮洲濱をかきたつ、次におのれこなたの籌さしの地敷をとりて、おなじく二の間にしく、次に右役送福原行功おなじく洲濱を出す、次に左役送文臺を二の間の中ほど西おもてにふく、こは黒柿をもてつくる。其さまは永久四年正月大臣家の大饗の時、辨小納言の前にありし机のさまをうつしたるなり。次に右の文臺は蘇芳也。こもおなじとき尊者のまへの机をうつしたるなり。次に左役送豊頼のまへに硯箱と料紙を置、右役送春野の前に硯箱料紙を置、次に鶴成おのれ文臺につく、まづ左籌さしの詞をよみあく(中略)歌合は、ありしこと史にもしるし、つぎつぎさまさまの合もの行れしよしはくさぐさの書どもにみえぬ。小鳥合は堀川院御門、寛治五年十月六日、殿上にてありしよし、中御門右府の記、爲房記をはじめあれこれのふみどもにみえたれど、いかなる業たりとも、くはしきさまつたはらされは、今まねばんによしなし、こたびはただふるき書どもに、とりの事跡あるをえり出し、あるは今日のまへにみたるさまによりて、まうけ出たれば、ひがごとく多からむかし、そもそ建曆の御抄に、小鳥合は幼主の御時、常せらるることのよし記させ給へり、ひそかにかぞへ奉るに、寛治五年は堀川院御年



十三の御時にあたり、今我君御年十二の冬、かかるわざ人々にせさせ給ふも、ふかきよしある神の御心ならひと、いといかしこうおぼゆ、堀川の御門は、末代の聖主におはしまししこと、其世の書、あるはのちのにもあまたしるしつたへたり、夫にかよひ給ふ我君が代にうまれいでて、かかる御あそびにつかふまつるうれしさは、みじかき紙にいかでのべつくさむ、ただありし大かたをわすれぬまにと、そのすさり筆とりてかつかつしるし侍るは、右の方人にてこととりつかふまつりし(梅田三彦)。

安政四年といへば孝明天皇の御宇で、主上十二歳のをりの小鳥合せの記録である。かくてこの遊事例を最後として小鳥合せは廢滅した。

六 菖蒲の根合 菖蒲の根合は、その名の如く菖蒲の根を合せその長短を以て勝負をきそふのであつて、かりに殿上に於いて夕刻より行はるるものと假定すれば、まづ御殿に油を供じ、その後左右の文臺を高さ四尺ほどに立て(南の庇の座の東の間、東西の妻にかきたつ)かくて洲濱をつくりて白銀の松を植ゑ、同じ鶴龜を配し、沈香をもつて岩石を作り立て、その間に銀のやり水を流してその前に机を立て、かくて机の上に書一卷をおく。色紙形を象眼に摸して各々和歌いく首づつかを書き白銀をのべて表紙となし、蒼緑の彩色をほどこし、琥珀を軸とし銀糸の紐をむすぶ。洲濱に青き色の羅綾にて浪の文になぞらへて作り、菖蒲の長根五筋を束ねて洲に近き松の上に置き、また籌刺の洲の上にも置く。方の人人東の縁の上にも置り籌刺の洲濱を立つ。藏人これをかいて文臺の東に置き、石を立てて小松を植ゑ、菖蒲を作つて籌刺のものとし、次ぎにまた藏人右方の文臺をかき立て、方

二尺ばかりなる上に太鼓臺を立て、その上に太鼓を立て、その前に蝶舞の童六人をことごとしく作り立て、その根の上に各々和歌をかき、かくて金銀にて作れる藥玉の長き根をわがねて洲濱の近くに置くを待ち、方の人人西の簀の子にまゐる。次に籌刺の洲濱を立てる。藏人一人これをかいて文臺の西の方に置く、また洲濱に竹臺の態を作つて竹を植ゑ籌刺のものとする。かくて主上よりの仰せにより、この時公卿を分つて左方右方となす。まづ左の方の公卿公達より相率ひて御前の簀子を経て東に渡つて座に著く。かくて左方頭人某卿と右方頭人某朝臣進んで文臺の下にまゐる。この間左右のかさしの童各々一人其所にまゐる。かくて左頭人某朝臣を召す。右頭人某朝臣某卿を召し、左右相分れて御前にまゐる。左頭人某卿長き菖蒲の根を取つて左右の某朝臣にさづけ、これを南の庇に延べて置かしむ。右方また左方の例にならひ、かくしてその長短を争ふ。假に左方の根一丈一尺に對し右方の根一丈二尺とすれば右方の勝ちとなる。これを繰り返し行ふ。かくて勝負終りてのち詠歌あり。左方講師誰、講師誰、右方講師誰、講師誰とし、判者あつて左方、右方の和歌の優劣を判じ、各々もとの座に歸り管絃のお催しとなる。和琴某卿・箏某卿・琵琶某朝臣笙某卿・笛・篳篥某朝臣・唱歌某卿等相つとめ宴終つて御衣乃至祿を給ふを例とした。

永正六年後冷泉院の菖蒲の根合は詠題、菖蒲・時鳥・早苗・祝・戀の五題であつた。根合は右方の勝ちとなり、以上の詠題は、左方左馬頭源經信朝臣、權左中辨藤原資行、藏人修理亮藤原隆資、式部大輔藤原國成朝臣等四人、右方右近中將顯房、右近中將資綱朝臣、右近中將源經俊、小納言信房、良運法師の五人、歌判は内大臣であつた。その折の歌判は『後冷泉院根合』に、



一番 菖蒲

左持

左馬頭源經信朝臣

萬代にかはらぬものは五月雨のしづくにかほるあやめなりけり

右

良 運 法師

つくま江のそのふかきはよそながらひけるあやめの根にてしる哉

一番 時鳥

左持

權左中辨藤原資行

ほととぎすただ一聲に過ぬれば又まつ人になりぬべきかな

右

右近中將源顯房

うたたねの夢にやあらんほととぎすまたともきかで過ぬなる哉

三番 早苗

左勝

藏人修理亮藤原隆資

五月雨に日はくれぬめり黒遠み山田のさなへとりもはてぬに

右

少納言源信房

小乙女の山田のしみにおりたちていそげやさなへむろはやわせ

四番 戀

左持

相

模

うらみわびほさぬ袖だにあるものを戀に朽なんなこそおしけり

右

右近中將源經俊

下もゆるなげきをだにもしらせばやただ火のかけのしばしばかりに

五番 祝

左持

式部大輔藤原國成朝臣

秋のそらいづる月日のさやかにもよろづ代すめるくものうへかな

右

右近中將資綱朝臣

春日山枝さしそむる松の葉は君が千とせの數にぞありける

とある。右永承六年五月五日(端午の節句)に於ける後冷泉院殿上菖蒲根合の事は『續世繼』並び『扶桑略記』

『百練抄』、『古今著聞集』等に記録されてゐる。自後後三條・白河の二世四十二年間を距てた堀川院の御宇媞子内

親王(都考門)が東泉殿に於いて菖蒲根合を行はせられたるが再度の記録であつた。

『中右記』に、

寛治七年五月五日辛巳、今日新女院都方門院媞子内親王女房之根合也、未刻左右方人參集東泉殿、左方西御所但右方儀

式不知之、右方念入二位宰相中將、右大辨、兩貫首以下來會之後、源大納言雅清書三方和歌、書後從御所、

召大納言、聞右中無清書之人、由、仍遣此大納言也、此間左方人々議定云、此哥若有風聞者如何、然者



講席之間可奏此由一敷、酉時左方人々乗船進御前、是開水之中門道其路也船頭經、經上尊、葛蒲、本院侍四人、梅袴、白單衣也、二位中將著直衣、乘此船、殿上人皆著直衣、此中伊豫守顯季朝、吹雙調、歌、席田、爲參音聲、近府所々畫繪、生時之、拍子下官(藤原宗忠)頭少將付歌、判部卿顯仲朝臣、今日可吹笙也、俄稱所勞由不參任、乘燭之程進前庭、也、復聞得右方之女房語、申所勞之由不參云々、仍察乘時之一人令吹笙也、顯仲朝臣所爲奇也昇、從寢殿東階、先左右之六位等供燭公卿之座上下二本、又切燈臺一、右方人未參進前、公卿相分左右被候左方內大臣、民部卿源大納言治郎卿左衛門、右方大臣、判者中宮大夫師、新大納言宗、右衛門督藤中納言、左大臣匡、三位侍從簾前、于時左方昇立文臺左小弁重實先取打敷、自簀子進御前敷之、六位二人、綴色紙一卷、銀表紙書和歌、昇文臺立之、文臺調度之鏡也、入鏡有臺、橫鏡枕、葛蒲五筋入此宮、以茵爲打敷、金銀紫檀沈等顯皆用之、次方殿上人進簀子候二位宰相中將被、次右方人參進、先右中弁師賴朝臣、右少將俊忠朝臣二人、取紙燭前行、童女二人、取文臺之机帳與茵進御前、置之、文臺是枕机帳之帷也、色紙形書和歌、有懸角一、納葛蒲此間院隨身等立明庭中布衣根也、地敷建爲地敷、是又金銀也、以藥玉懸机帳上、童女并方殿上人等候、簀子敷、次殿下召講讀師等之間、左方之念入、中納言中將進令奏給云、先日審刺燈臺之風流、如此事皆以可停止之由被仰下了、今右方已有童女者、此事不可有者、再三被奏、時刻推遷之後、有仰被追入童女、左方頗有咲氣、次左右講讀師進御前、讀師頭弁季仲朝臣、誦師宗忠、右午時漸卷上中央之間御簾、上皇白御覽、殿下自御簾中出、令候同間之西柱邊、給、已入幽興也、次合根頭弁取出根、左少將忠教進御前立誦師之前、左方根一丈六尺計、尺計、無藥、次右方依負方又進根六、七尺計、根上有葛、次又右進銀根、于時中納言中將令奏給云、作銀大奇玉爲負、蒲葉、次左方根一丈三、四尺許重左勝、惟也。不可合、雖然有仰、右方進銀根、有論無勝負、三番根依永承六年殿上根合例、左方合根之人、講師之外、左小將忠教勤之、而右方次合和歌、先左方讀師被不然如何若失敗、和歌之書卷講讀上之、先

讀題目あやめ不讀一次歌、

一番

左

ながきねぞはるかにみゆるあやめ草ひくべき末を干とせと思へば

右少將忠教

右不讀題

齋院女房云攝津君

たづのゐるいはがきぬまのあやめ草千代までひかむ君が頼みに

判者令奏給云、左右共比類興爲持(以下略)

以上寛治七年五月五日、都芳門院に於ける葛蒲の根合については、この外『中右記』、『續世繼』、並『金葉和歌集』、『百練抄』、『詞花和歌集』等に見えてゐる。この以後に康和二年五月五日備中守仲朝朝臣邸にて婦人のみの葛蒲の根合せが行はれてゐる。

後世徳川氏時代に至り、葛蒲根合の遊事は宮中より民間に移つて一つの習俗となるに至つた。しかし宮中に於ける當時の盛觀なりしとは異なり、葛蒲の根を扇面の上のせて出し合ひ、その長短によつて勝負を争ふのであつた。

『續山之井』に、

根合やいはばこと葉の花しやうぶ 重政

とあればもつて證となしうるであらう。



七 鬪草 鬪草は劉禹詩に、若共吳王鬪百草、不如應是欠西施、則知起吳王與西施也。とあるが如く、吳王と西施とによつて遊事の端を發したのであるといふ。『荆楚歲事記』に、五月五日、有鬪百草之戲、鬪草此間世。とあれば、久佐阿波世(草合)ともいはるるのであつた。要するに五月五日(端午の當日)席上に一机をわかし、左方、右方にわかれ、まづ左方より假りに菖蒲を出したとすれば、右方より同花を出し、改めて右方より萱草を出して机上に置く時、左方よりも同花を出して答ふるのであり、同花なき時は負となつて退くのである。かくしてこれを繰り返し行ふ。但し勝負以前に出席の人名を藏人が筆記し、左は何程の勝ち、右は何程の負と記録する。

しかし一般兒童がなす場合は、『やすらひ花繪卷』にみゆる如く、蓮華・菫・たんぽぽ・つばななどを摘みとり、一種づつ花の名をいひて出し合ふのである。

此の鬪草の遊事が、わが國に於いて何時頃より行はるるに至つたのかは詳かでないが、おそらく平安朝以降の習俗なのであらう。

『今昔物語』に、

今昔、後一條の院の天皇の御代に、殿上人藏人有る限員を盡して、方を分て種合せ爲る事有けり、二人の頭を左右の首として、書き分ちてけり、その頭は頭の辨藤原の重尹、右は頭の中將源の顯基の朝臣等也、此く書分て後は互に挑むこと限り無し、日を定めて北野の右近の馬場にしてあるべき由を契りつ、而る間方人共

各世の中に有難き物をば、諸宮諸院寺々國々京田舎と無く、心を盡し肝も迷はして、求め騒ぎ合たる事物に似ず、殿上人藏人のみに非らず、藏人所の衆出納小舎人に至るまで書分ちたりければ、其れも皆世々の敵の如く行合り、所々も、書分て後は物をだに不云合有ける。何況や殿上人藏人は兄弟得意なる人なれども、左右に別れにければ挑む事只思ひ可遣し、此く爲る程に既に其日に成たれば、右近の馬場の大臣屋に各渡りぬ、殿上人は微妙き欄姿にて、車に乗り列て、集會の所より渡りぬ、其の集會の所をば兼ねてより定めたりければ、各宵に集にけり、その所より大臣屋へ渡る有様不可云盡大臣屋の前に埒より東に南北向様に錦の平屋を卵西に長く立て、同錦の幔を引廻して、其の内に種合せの物共をば、悉く取置たり、出納小舎人など平張の内にて皆此れを捧つ、殿上人は大臣屋の間を分て、左は南、右は北に別れて皆著並ぬ、藏人所の衆瀧口も皆別れて皆著並ぬ、藏人所の左右に居ぬ、埒より西には其れも南北に向様に勝負の舞の料に錦の平張を立て、其の内に樂器を儲け、舞人樂人各居たり、其喬々には、京中の上中下見物に市を成たり、女車立不取所無し(中略)而る間既に其の時に成ぬれば、大臣屋の前にして次第に座を敷て、口開き吻有て物可啖くいふ者を各儲て、其座に向様に居て、員を可差物の風流財を盡して金銀を以て飾れり、亦員差座に居ぬれば、既に合するに互に勝負ある間、言を盡し論すること共多かり。

とあるのが史的初見で、この右近の馬場に於けるお催しには『種合せ』とあるが、種は草の借字で、種合は草合と全く同意義である。『教訓抄』には『今昔物語』を引例して草合せに綴りあればもつて證となすに足るであらう。



この鬮草は『荆楚歲事記』にいへる如く大抵五月五日に行はるる定めとされてゐたが、まれには端午以外の日にも行はれた。

『長秋記』に、

保延元年三月二日乙亥、女院有<sub>三</sub>種合事、左方摸<sub>三</sub>五節所體<sub>一</sub>云云。

とある。因みにいふ、ここに左方五節の體に摸すとあるが、五節とは十一月中丑日、帳臺の試といひ、常寧殿におかせられて舞姫の舞を覽給ひ、同寅日に殿上の淵醉及び御前の試あり、同卯日新嘗祭を行はれ、また清涼殿にて舞姫の舞を覽給ふのであつた。これを童女御覽といふ。同辰日、豐明の節會あり、その時舞姫五度袖を翻して舞ふにぞ五節といふ。但し舞姫は五人にて、公卿あるひは國司の女の未だ處女なる者が選らまれて舞ひを勤むるのであるといふ。

草合の遊事例は、この外にも穆多に存在してゐるが、就中哀れをとどめたのは『平家物語』小朝拜の卷に、

平家はさぬきの國八島のいそにおくりむかへて、年の始なん共、元日元三のきしき事よろしからず中略花のあした月の夜、詩歌、くはんげん、まり、小弓、扇合、草づくし、蟲づくし、さまざまけう有し事共思ひ出かたりつづけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる。

とあるのがそれである。

この草合は種類の草を合せ、他に比類なき草をもつて合はするを勝とするため、

『拾遺和歌集』に、

たねなくてなきものくさはおいにけり

まくてふ事はあらじとぞ思ふ

惠慶法師

と詠はれたのであつて、且つて朝顔と鏡草とを合せたるをりに、鏡草が勝ちたるため、

『拾遺和歌集』に、

まけがたのはづかしげなるあさがほを

鏡草にもみせてけるかな

不知<sub>三</sub>讀人<sub>一</sub>

とも詠はれた。而も當時の歌人はこれを草合といはず、多くは芝くらべといつた。

『新撰六帖』に、

こまはなつ野邊のうなひが芝くらべ

ながき日くらすこれやなぐさめ

知家

とある。芝は『字鏡集』に、芝<sub>シ</sub>とあり『答問雜稿』に、芝くらべといふはうなわらはどものつばなすみれなどをつみあつめて、おのがどちくらべあそぶをいふ。草をたたかはずといふも同じことなり。とあれば「芝くらべ」は鬮草と同じ戯れであるといひうるのである。

八 菊合せ 菊花の名稱は古來の日本にはみあたらないのであつて、菊花の名稱がわが國の書にみえるやうになつたのは延暦以降の事であつた。



『日本後紀』

己乃己呂乃 志具禮乃阿米爾菊乃波奈 知利曾之奴倍岐 阿多良蘇乃香乎

延暦十六年十月の條の皇帝歌に始めて菊の花の名がみゆるによればこの頃初めて唐より傳來したのであらう。されば菊合せの如きも延暦以前にはその遊事例がなかつた。この菊合は『禁秘御抄』に、菊合前栽時植之。とあれば、前栽合せの如く秋季に行はるのであつて、侍臣よりの進花を禁中の小庭に立て、風流につくりなせる洲濱にも菊を植ゑ、洲濱の中に銀の鶴をすゑ、その鶴の嘴に菊の枝を啣へさせ菊の葉に和歌を書く。かくてその風流のまさり劣りにより勝負を決すのであつて負方には罰酒を飲ましむるのであつた。この遊事の初見は宇太天皇の御宇に於ける寛平菊合であつた。

『寛平菊合』に、

左方占手の菊は、殿上童に立君を女に作りて、花におもてをかざさせもたせたり、今九本をば洲濱を作りてぞしたる。その洲濱のさまは思ひやるべし。面白き所の名をつけつつ菊にゆはひつたり。

占手 山城皆瀬菊

うちつけにみなせはにほひまされるは

をる人がらか花のかけかも

二番 嵯峨大澤池菊

一もとおもひしきくを大澤の

いけのそこにもたれかうゑけむ

とある。因みにいふ、水無瀬は山城國乙訓郡にある。『伊勢物語』に、「昔惟喬の御子と申尊おはしまし、山崎のあなたみなせといふ所に宮あり、年ごとに櫻の盛りにはそん宮へなんおはしましける」とある所にて、水無瀬川に臨み風景に富める所なれば、この里に咲ける菊と嵯峨大澤の池菊と研美を競はしめたのであらう。つづいて延喜十三年醍醐天皇の御宇にも行はれた。

『古今著聞集』

延喜十三年十月十三日、御記云、仰侍臣令新菊花各十本分三番相争勝負賭、以申時各方領花参人  
一番入自仙花、次第進花立庭中、一番插花以右洲形、二番我火左衛門督藤原朝臣候御前、傳作勝負總十番、  
二番入自瀧口、桶各藏人所二人取立御前勝方簾中拜舞、選進菊中各四本栽西方小庭、十二月九日一番侍臣獻負袖、菊時負物也、此袖於射庭入夜可獻、而貢獻違失也。出侍賢門、左衛門督權中納言侍之、飲酒。

ここに負袖とあるは賭物の事であつて、かく方をわかち賭物ある場合は賭物は主人より出さるのであつた。詳しくは貝覆ひの條に詳説したれば参照されたし。

菊合の興遊はこの以後においても村上天皇の御宇天曆七年十月十八日、延喜十三年の例に習ひ侍臣より獻菊あり、天皇清涼殿の東孫斑南の第三間に出御あそばされ、玉卿を左右に分ちて菊合せのお催しのあつた事が『古今著聞集』にみえてゐる。



これが徳川氏時代に至り、大内の例に習ひ享保の頃民間にあつても菊合せのもよほしが行はるるに至つた。  
『雅筵醉狂集』に、

近世この花はやりて新花を作り出し菊合の會をしける。その會おほくは丸山にて催すなり。  
わがやどの東の籬菊とりて

はるかにかにみやる露の丸山

茲に丸山とあるは京の丸山をいふ。このほか『艶道通鑑』に、八重九重のきく合もよりにまかせ、好類につれて、東山北野につどひて、輪をきそひ花をあらそふ。鼻元づきて席に尻のつかぬは、今日の花車の魁け人とみえて、頭をかたふけて、縁にたばこのむは、跡扁の一の筆と推せらる。かの舞姫が菅吹に針咲つけて、裳までしのび通ひ路あけほのや云々さくら牡丹つばき。菊色々の手入して枝をため、根をゆがめて、狂ひ咲をたのしむは、古人のかたわものをとのそしりに、落入るべし。わけて菊をそろへ席をみるに、一本々々枝たをやかにもせず、葩一つ切生にしたるは、美女の獄門をみる心地し侍る。とある。ここに舞姫・菅吹・針咲・裳・しのび・通ひ路・あけほのなどであるのは、いづれも當時大輪咲きを誇つた菊の新花名なのであつた。而もかく一枝一花をあくだい美女の獄門にたとへてあるのをみると、方今の大輪咲きの秘法と全く差別ないのをしるであらう。

九 扇合せ 扇合せは左方、右方に方をわかち各々研美を凝らせる小宮の中に、思ひ思ひの趣向になる扇を入れて出し合ひ、左右の扇を對比してその風流なる趣向のまされるをもつて勝ちとなすのであつた。この興遊は圓

隔院（天祿—永観）の頃、初めて遊事の端が發せられたのであつた。

『圓隔院扇合』に、

宮の御方にうへおはしましてら風基ごとらせ給ひて、かたせ給へるかちわち、六月十六日にうへせさせ給ふ、梅つばにわたらせ給へるに、殿上人中少將をはじめとりつづきまいる、南は御すだれより外にあげて袖ぐちどもとりいる。したんのをきくちしたるてんの御宮に、緋扇十枚入させ給ひて、からのうすものすはうのすそのさいでにつつみて、同じ紫のくみして、白がねを桔梗をみなへしの枝に造りて付させ給へり。白がねこがねのこものしたに、からの羅をある色に染めて、ひとへにてはれるもあしでにて、

君が代を松ふく風にたぐへてぞ

かへすちとせのためしなりける

しろがねをばまづ萩のかたに色どりて、からの羅を淺みどりにしてはれり、それにあしでにてぬへるなんめりき、

澤に住むたづの羽かぜに涼しきは

君が千とせをあふぎなるべし（下略）

とある。以後花山・一條・三條・後一條・後朱雀・後冷泉・後三條・白河の八世百年間には此の遊事例は全然行はれた記録がなかつた。これが再度の記録は、寛治三年に於ける後冷泉后（藤原寛子）が、宇治に於ける御催しであらう。寛治三年八月二十三日、宇治に於ける扇合せは詠題は月で講師は藤原宗忠であつた。このお催し



について崇徳天皇の御宇にも行はれた。

『長秋記』

保延元年五月十七日己丑、女院近習女房殿上人、左右各十餘人、調扇紙可合之由日來云々。今日有其事。左方坊門殿故關白息女小因幡、美濃光清娘大宮少將、少輔男公能朝臣、公道、光忠、光隆、爲盛、藏人清則、右大炊殿顯能土佐、侍從、小少將、紀男、男經宗朝臣、爲通、師中、爲成、範高、清重、臨期上皇鳥羽御幸、右方女房著種々裝束、出自几丁帳、寢殿於南廂、有此事、垂母屋御簾、右方二階上置紙宮十一、各所進也、敷龍鬢其上、二階敷唐錦茵、以扇爲樣、左方無其設、只進紙不出合宮、或以銀作是、或卷付、或只裏紙云云。

かくて扇合せの遊事はその後全く行はれず、僅に『源平盛衰記』十二に、折々の御遊び、所々の御幸、御賀の儀式の目出度かりし、今様朗詠の興ありし事、扇合せ、繪合までも忘るる御隙なく唯今の様にぞ思召し出されける。と御籠居時代往事追想の御述解がものされてあるのをみると、保延元年に於ける扇合せの盛會なりし事なぞ、特に追想を深められたのであらう。また『平家物語』に、平家は讃岐の國屋島の磯に送り迎へて、年の始なれ共、元日、元三の儀式事よろしからず中略花のあした月の夜、詩歌、管絃、毬、小弓、扇合、繪合、草づくし、蟲づくし、さまざま興ありし事共思ひ出、かたりつづけて、永き日をくらしかね給ふぞあはれなり。とある如く、壽永三年に於ける涙ぐましく平家の没落と共に扇合せの名目は茲に廢滅するに至つた。

一〇 繪合せ 繪合せは、左方右方に方を分ち、互ひに軸・表紙・紐飾り等に趣向を凝らしたる繪卷を、研美なる箱の中に納め、錦の花足、同じ敷物、綺羅美やかなる打敷などして出し合ひ、判者を設けて繪卷の内容が何れが優り何れが劣るかを忌憚なく検討、批判し、もつてその優れたるを勝ちとするのである。

『源氏物語』繪合の卷に、

上略中宮も参らせ給へる頃にて、かたがた御覽じ捨て難く思ほす事なれば、御行ひも怠りつつ御覽す、この人のとりどりに論ずるを聞き召て、左右と方分かせ給ふ。梅壺の御方には、平典侍、侍從の内侍、少將の命婦、右には大貳の典侍、中將の命婦、兵衛の命婦、唯今は心にくき有職どもにて、心々にあらそふにつきどもを可笑しと聞召して、まづ物語の出で來初めの祖なる竹取翁に、空穗の俊蔭を合せて争ふ。

左方「なよ竹の世々に古りけること、をかしき節もなけれど、かぐや姫の、この世の濁りにもけがれず、はるかに思ひのぼれる契り高く、神世のことなれば、あさはかなる女、目およばぬならむかし。

といふ。右は、

かぐや姫の上りけむ雲居は、實に及ばぬ事なれば、誰も知り難し、この世の契りは竹の中に結びければ、下れる人の事とこそ見ゆめれ、一つ家の内は照らしけめど、百敷の長き御光には慣らはずなりにけり。安部の多おとしがちの金をすてて、火鼠の思ひ、片時に消えたるもいとあへなし、車持ちの親王の眞の蓬萊の深き心も知りながら、偽りて玉の枝に疵をうけたるを過ちとなす。繪は巨勢の相覽、手は紀の貫之書けり。紙屋紙に唐の綺を陪して、赤紫の表紙、紫檀の軸、世の常の装ひなり。俊蔭は烈しき波風に溺ほれ、しらぬ國に放た



れしかど、なほ指して行きける方の志も叶ひて、つひに他の朝廷にも、わが國にも、有難き才のほどをひるめ、名をのこしける古き心を言ふに、

右方、

「繪の様も唐土と日本の本とを取り並べて、面白き事どもなほ並びなし。といふ。白き色紙、青き、表紙、黄なる玉の軸なり。繪は常則、手は道風なれば、今めかしうをかしげに目も輝やくまで見ゆ。左

雲の上に思ひのぼれる心には

千尋の底も遙かにぞ見る

「兵衛の大君の心高さは、實に捨て難けれど、在五中將の名をば、え朽たさじ」と宣はせて、宮

見るめこそうらぶらぬらめ年経にし

伊勢男の聲の名をや沈めむ

斯様の女言にて、亂りがはしく争ふに、一卷に言の葉を盡くして、えも言ひやらす。誰淺薄なる若人ども、死に返りゆかしがれど、上のも宮のも片端をだにえ見ず、いといたう秘めさせ給ふ。

大臣参り給へて、斯くとりどりに争ひ騒ぐ心ばへども、をかしく思して、源順「同じくは、御前にてこの勝負定めむ」と宣ひなりぬ。斯る事もよとかねて思しければ、中にも殊なるは擇り止め給へるに、かの須磨明石の二巻は、思すところありて、取交させ給へりけり。中納言もその心劣らず。この頃の世には、唯斯く面白き紙

繪を整ふる事を天の下營みたり。源順「今改め畫かむ事は本意なき事なり。唯有りけむ限りをこそ」と宣へど、中納言は人にも見せて理無き窓を開けて畫かせ給ふるを院にも斯かる事聞かせ給ひて、梅壺に御繪ども奉らせ給へり。年の内の節會どもの面白く興あるを昔の上手どものとりどりに畫けるに、延喜の御手づから、事の心書せ給へるに又我が御世の事も畫かせ給へる卷に、かの齋宮の下り給ひし日の大極殿の儀式、御心に染みて思しければ畫くべき様委しく仰せられて公茂が仕う奉れるが、いといみじきを奉らせ給へり。艶に透きたる沈の箱に同じき心葉の様などいと今めかし、御消息はただ言葉にて院の殿上にも侍ふ左近中將を御使にて有り。かの大極殿の御輿寄せたる所の神々しきに、

身こそかく注連の外なれそのかみの

心のうちを忘れしもせず

とのみあり。聞え給はさらむもいと忝ければ、苦しく思しながら、昔の御簪の端を聊か折りて、

注連のうちは昔にあらぬ心地して

神代の事も今ぞ戀しき

とて標の唐の紙に包みて参らせ給ふ。御使の祿などいと艶かし。院の帝御覽するに限りなくあはれと思すにぞありし世を取り返さまほしく思しける。大臣をも辛しと思ひ聞えさせ給ひけむかし。過にし方の御報にやありけむ。院の御繪は後の宮より傳はりて、あの女御の御方にも多く参るべし。尙侍の君も斯様の御好ましさは人に勝れて、をかしき様に取りなしつつ集め給ふ。



その日と定めて俄なる様なれどをかき様に果敢なうしなして、左右の御繪ども参らせ給ふ。女房の侍ひに御座装はせて北南方々に別れて侍ふ。殿上人は後涼殿の簀子に各々心寄せつつ侍ふ。左は紫檀の箱に蘇芳の花足、敷物には紫地の唐の錦、打敷は葡萄染の唐の綺なり。童六人、赤色に櫻、襲の汗衫、袴は紅に藤裏の織物なり。委用意等なべてならず見ゆ。右は沈の箱に淺香の下机、打敷は青地の高麗の錦、足結の組、花足の心ばへ等いと今めかし。童、青色に柳の汗衫、山吹襲の袴著たり。皆御前にかき立つ。上の女房、前後と装束き分けたり。召しありて内の大匠、權中納言参り給ふ。その日帥の宮も参り給へり。いと由ありて在する中に、繪をなむ立てて好み給へば、大臣の下に勸め給へる様やあらむ。事々しき召しにはあらで、殿上に侍ひ給ふを、仰言ありて御前に参り給ふ。この判仕う奉り給ふ。げにいとみじう書き盡くしたる繪どもあり。更にえ定め遣り給はず。例の四季の繪も古の上手どもの面白き事共を選びつつ、筆滯らず書き流したる様、譬へむ方無しと見るに、紙繪は限りありて、山水の豊なる心へを、え見せ盡くさぬものなれば、唯筆の飾、人の心に作り立てられて、今の淺薄なるも昔の跡に恥なく、賑ははしくあな面白と見ゆる筋は勝りて、多くの争ひども、今日のかたがたに興ある事ども多かり。朝餉の御障子を開けて、中宮も在します。深く知召したらむと思ふに、大臣もいと優に覚え給ひて、所々の判ども心許なき折々に、時々さし答へ給ひける程あらまほし。定め兼ねて夜に入りぬ。左なほ數一つある果に、須磨の巻出で來たるに中納言の御心騒ぎにけり。彼方にも心して果の巻は心殊に勝れたるを選び置き給へるに、斯るいみじき物の上手の、心の限り思ひ澄して靜かに書き給へるは、譬ふべき方なし。親王より始め奉りて涙止め給はず、その世に心苦し悲しと思しし程よりも、

おはしけむ有様、御心に思しけむ事ども、只今の様に見ゆ、所の様、覺束なき浦々磯の隠れなく、書き現はし給へり。草の手に假名の所々に書き交せて、眞ほの委しき日記にはあらず、哀れなる歌なども交れる類ゆかしう、誰も他事思さず、さまざまの御繪の興、これに皆移り果てて、哀れに面白し。萬づ皆推し譲りて、左勝ちになりぬ。

とある。かくて勝負の果たのは黎明に近き頃ほひであつた。二十日あまりの月さし出でし折り、琴・箏・琵琶などのお催しありて、朝まだき頃、中宮の御方より祿を、親王より御衣を一同に給はつた。

これが先蹤となり、鎌倉時代に至り、武家の間にも行はれた。『吾妻鑑』建暦二年十一月の條に繪合のあつたことがみえてゐる。

一一 角合 角合は、治承二年六月十九日、後白河院において火打の角合せがいとなまれた。當日來り會するもの、一方は公卿・殿上人・僧侶などその數四十餘人、他方は北面の下藤だちであつた。此の日公卿方では銀海を作り、同じ船を泛べたる優美なる趣向に反し、北面の下藤だちは厨子一脚の上に、銀の手桶二合を置いて、これを納めたのは上出來であつたが、知莊園に下つて生牛の角數十を斬り持参したので、下品と稱しこれを捨てさせたといふ。

一二 小宮合せ 小宮合せは、小宮を研美につくりなし、互にこれを持ち寄り、方をわかちその趣向の優れた



るものを以て勝ちとするのであつた。九の宮のみやすどころの許で小宮合せのあつた折り、ある女が宮に紅梅の蕾めるを入れてまゐらせたので、

君にとし思ひかくればうぐひすの

花のくしげもをしまさりけり

と、その風流をめでてかく詠ませられたといふ。

二三 置合せ 置合せは、花合の如く、右方左方にわかれ撫子の洲濱をかい、これに白銀の鶴などを立て、蟲を放ちなぞして、それぞれに葦手又は丹冊なぞを結びつけて勝負をきほふのであつた。

東三條院(藤原詮子)が、皇太后宮でゐらせられたをり、七月七日撫子合せの遊事を催され、小輔の内侍や、少將のおもと等が左右の頭人となり、あまたの女房たちを左右にわけて勝負をきほはれた。その折り綾羅の藍重の汗疹あせを著けた童四人が、撫子の洲濱をかい、御前に祇候したので、この風流に因んで歌合せが催された。

なでしこのけふは心をかよはして

いかにかすらん彦星の空

ときの間にかすとおもへど七夕に

かつおしまるる撫子の花

洲濱に立ちたる鶴につける

かすしらぬ真砂をふめるあし田鶴は

よはひを君にゆづるとぞみる

瑠璃の壺に花をさした臺に、葦手にてぬひ、

たなばたやわきてそむらん撫子の

花のこなたは色のまされる

蟲を放ちて

松蟲のしきりに聲のきこゆるは

千代を重ねる心なりけり

右の撫子のませにはひかりたる芋蔓の葉に書きつけ、

よろづ代に見るともあかぬ色なれや

わがまがきなる撫子の花

洲濱の心葉に、水手にて、

常夏のはなもみぎはにさきぬれば

秋まで色はふかふか見えけり

久しくも匂ふべきかな秋なれど

なほ常夏の花といひつつ



七夕祭したりけるをり、洲濱のさきに水手にて、  
ちぎりけん心ぞ永き七夕の

きては打ちふす床夏の花  
沈の巖を立てて、くろばうを土にて撫子を植ゑたる所に、  
代々を経て色もかはらぬ撫子も

今日の爲にぞ匂ひましける

この歌は兼盛能宣が詠んだもので、この歌をみるほどの者はひたぶる感にたへたといふ。これに刺激されて、  
左方の人、

かけわたり今日ぞしつべき天の川

つねよりことにみぎはおとれば

と、左方の右にまされるを諷せば、右方の人、

天の川みぎはことなくまさるかな

いかにしつらんかささぎのはし

とかく詠んで、右のまされるを諷したといふ。『古今著聞集』

一四 花郎花合せ 花郎花合せは、撫子合せの催しと大差なく遊事さるるのであつた。朱雀院(宇多天皇)の

時、内裏にあつて、帝が女郎花合せをあそばされた折り、

一番 左

草がれの秋過ぎぬべきをみなへし

匂ゆえにやまづみえぬらん

右

あらがねの土の下にて秋まちて

けふのうらでにあふをみなへし

二番 左

秋の野にをみなへしみるとさしはへて

ぬれにしそでや花とみるらん

右

をみなへし秋の野風にうちなびき

こころひとつを誰によすらん

この折りの女郎女合せには、花右が勝ち、歌は左が勝つたのである。『古今著聞集』

一五 花合せ 花合せは、その季節季節の花を一種又は數種えらび、これに自作の和歌をそへて持ち合せ、右



方左方に分れて勝負を競うのであつて、永承五年（後冷泉天皇の朝）四月二十六日、麗景殿に於いて女御と女房だちの間に、繪合せの催しがあつたのが、花合せの初見で『古今著聞集』、その後三十五年を距てた堀河院の御時、きさいの宮の御方にて方を分ち、花を折り、御前の泉にたて並べて歌詠ませたまひたる折の歌に、

吹かぜをいとひてのみもすぐすかな

花みぬ年の春しなれば

とみえてゐる。『歌木并詩集』さらに『十訓抄』には、同じ頃、中宮の御方にて此の花合せの行はれたことがみえてゐる。

一六 雙紙合せ 雙紙合せは、繪合などと同じく互ひに衣匠を凝らせる雙紙を持ち寄り、その装釘の優美なる出来栄えを競ひあふのであつて、それ等の草紙には内容は全然なかつた。

後朱雀天皇の皇女（内親王）が、紙合せを作られ、講師として左四位少將兵衛佐に命じ、左銀の透し宮へ古今繪七帖、新繪銀紙一帖を入れ、右銀の透し宮には繪草紙六帖と、新歌繪銀草子一帖とを納めて、雙紙合せを行はせられたほか『續世繼』紅葉の御狩の條に、白河院がおめのとの二位と雙紙合せをあそばされたことがみえてゐる。

一七 物語合 物語り合せは、互に一つの物語りを創つて持ちより、右方左方に方を分ち、繪合せの如く講師

を設けて、その優劣を判するのであつた。

『榮華物語』三十七烟の後に、

せんだいをば後朱雀院とぞ申める、その院のたかくらどのの女、四宮おこそは齋宮とは申めれ中略物語合せとて、いまあたらしくつくりて、左右かたわきて、二十人あはせなどさせ給ひて、いとをかしかりけり。

とある。この折の六條前齋院に於ける、五月五日の物語合に小辨が「岩がねきぬま」といふ物語を出すをり、

引すつる岩がねきぬまの菖蒲草

思しらすもけふにあふかな

と詠んだ歌が『拾遺和歌集』に所載されてゐる。



## 第三章 葦手歌繪

物合せの中に散見する葦手歌繪の名目は平安朝時代の歌人によつて描かれた戯畫の一種であつて、入木道の書に「今の散らし書の濫觴たるべし」とあり、塙保巳市は葦手と歌繪は別個の存在と考へてゐたとみえて、「あしでと歌繪とが同じものならば源氏物語にもいひつづけまじ」といつてゐる。また『卯の花園漫録』の石上宜績氏は、葦手書といふ事有源氏物語、大和物語などに葦手歌繪とありて、歌の心を半分は繪にかき、半分は文字に書く、たとへば、梅枝をかき、假名にて誰と書、袖を一つ繪に書、ふれし勾ひと字に書、又春やむかしのと字に書、月を繪に書く、かやうの類をいふ也。逍遙院五月雨の記にも、香包は必あしで書にすべしと書れたりと主張し、『花鳥餘情』の筆者一條兼良公は、「あしでの色葉、あしの葉なりに文字を書くなり、水石鳥などのかたにも書なすなり」といひ、諸説おのおのその主張を異にしてゐる。

要するに葦手は中頃のたはぶれ書であるから、昔人の筆のあとを一枚探し出して多少づつの繪様の異なりによつて揣摩臆測するのは間違つてゐると思ふ。あしでは水と蘆とをゑがきかたへに歌の文字を淡墨にほそくつづけ、あだかも蘆の生えたるが如くかきなせるを物語文などにはあしで歌繪といつたのであらう。されば兼良公がいへることく「あしでの色葉、あしの葉なりに、文字を書くなり、水石鳥のかたにも書きなすなり」といへるが

一番妥當な主張であらうと思ふ。

『住吉物語』に、

南は一むらの里ほのかにみえて、苦屋どもにみるめかりほし、  
蘆の屋にころぼそくけふりたちのぼるけしき、うすすみにか  
ける蘆手に似たり。

とありて、遠くほのかに見ゆる蘆屋、屋の上にたちのぼるけしきを、うす墨にゑがける蘆手に似たりと形容せるあたりは、『卯花園漫録』や『入木道』の主張とは全然異なることが、この一事においてすでに明瞭であるといへよう。又、

『玉葉集』に、

夕ぐれになにはあたりをきてみれば  
ただうす墨のあしでなりけり

とあるは、うみべの繪にうすすみにて歌の文字をば蘆のすがたにかけるに似たり、といふところなのである。又、

『源氏物語』梅ヶ枝の巻に、

蘆手のさうしどもぞ、こころこをかしき、宰相中將のは、



葦手繪



水のいきほそゆたかにかきなしそそげたる蘆のおひさまなど、なにはのうらにかよひて、こなたゆきまじりて、いたうすみたるころあり、又いとかめしうひきかへて、文字やういしなどのただすまひ、このみかきたまへるひらもあめり、めもおよばず、これはいとまいりぬべきものかなときやうじめでたまふ。

とある。ここに水のいきほひ豊かにと形容せるは、ひろき海をば畫けるにして、そそげたる蘆の云々とあるは汀よりはるばると蘆の生えつづき出で、末遠くものそそげたるやうに見ゆる形容であつて、かばかり蘆の生えたる所は、難波ならんと思はるといふ意味であらう。又いとかめしう云々といへるは、目に近き磯邊の石は濃き墨にもせ、石のただすまひはそそげたる蘆にひきかへていとかめしきをかくたとへたのであらう。又、『榮花物語』根合の巻に、

池のかがり火ひまなきに、白き鳥どもの足高にてたてるも蘆手のこちしてをかし。

とある。ここに足高に立てる白き鳥とは恐らく白鷺のことであらう。葦手の葉がきが、あだかも池邊に立てる白鷺のごとくにみゆるより、「あしでの心地してをかし」といはれたのであらう。また池を描けるはあしでに必要な水を配するがためなのである。要するに葦手畫は水を畫かずして、『卯花園漫録』にいへる如く、香墨の判じ繪の如き繪と文字を半分づつ繪ける卑俗なるものではなく、一條兼良公の主張せるところ「あしでの色葉、あしの葉なりに文字をかくなり水、石、鳥のかたにも書なすなり」といへる説が一番妥當な主張であるといへよう。

## 第四章 弓 遊

### 第一節 賭 弓

賭弓は、これを字的に解釋すればカケユミである、物をかけて財を争ふはことの善たると惡たるとにかかはらず、廣義に解せば賭博行爲たるはいふまでもない。古代宮中の年中行事たりし御弓會中。賭弓は多分なる遊戯分子が抱藏されてゐるので、あへてこの一篇をわが遊戯史中に加へる事とした。

中春に弓を射ることは『禮記』に、是月也中春也玄鳥至、至之日、以三太牢三祠三于高禘、天子親往、后妃帥三九嬪御、乃禮三天子所三御、帶以三弓三、授以三弓矢三、于三高禘之前、註に天子所御、謂今有、振者、於祠大祝酌酒飲於高禘之、庭、以神惠、賜之也、帶以弓、授以弓矢、求男之祥也。とあるに據るのであつて、我が國に於ける古代の宮中御定例の御弓會はこれに即して行事されたのであつた。宮中御

定例の賭弓は毎年一月十八日に行はれた。しかしこれより先き荒手結・眞手結・手番・射禮・射遣等の賭射の演習があつてのち行はるのであつて、荒手結とは五月の三、四日左右近の馬場に行はるる騎射試をいふ。まづ三日に左近の荒手結があり、次日、四日には右近の荒手結が行はるのであつた。眞手結は同月六日行はるる騎射



の番組で『袖中抄』に、眞手結の日は、射手の近衛舍人、褐衣の尻を前さまに引たをりて、前にはさむ故に、ひをりの日といふ。とみえてゐるから、褐衣の尻を前さまに引たをつて射を競ふのである。また手番は正月十五日に行はれる事になつてゐた。これは同十七日に行はれる射禮の射手五位以上の中より能射の者を選び番を定むるのである。この手番のあとで射禮が行はれる。射禮の當日は諸衛府こそつて的を射るのであつて、主上行幸ある時は王卿以下これを射、射後等差によつて祿を給ふこととなつてゐた。射遣しは昨日の射禮に不参の者に射さしむるのであつて、この後で賭弓が行はるのであつた。

『公事根源』に、射場始めなくば賭弓あるべからず、賭弓なければ相撲の節會あるべからず、とある如く、諒間もしくは不慮の事ある折りは停止せらるるのであつた。『文徳實錄』に、仁壽三年正月戊申十七日停大射禮已酉十八日亦停賭射とあれば、もつて證となしうと思ふ。

賭弓は賭物を左右に積み置き、左の方勝てば右方の賭物を取り、右の方勝てば左方の賭物を取るなり。と『貞丈雜誌』にみゆる如く、これ等の賭物は豫め主上より出さるる習はしとなつてゐた。

さて賭弓の次第は『延喜式』によれば、射手は左右近衛十人、必ず將監を備へ當日交名を録して奏聞する。凡そ賭射の箭取は近衛八人、これを二番に分けて四人づつとし弓箭を帶さしむる。また左右近衛は射手七人、必ず尉を備へ、矢取兵衛四人を二番に分けて二人づつとする。また鋪敷は主上の御座を校書殿の東廂の北第一間に定め、紫宸殿西北の廊に參議已上の座を設け、同南面の西上神仙門内を侍臣の座とし、御前の屏幔下西面北上の出居（臨時宴の座）を中少將の座とし、射場の東砌西面の北上を録的者既ち的の當り外れを記録する者の座とし、

そこより南へすさつて屏幔内の西面北上を、四衛府籌判の者の座する所となし、その南祿を積む所に蘆蓐を鋪き、安福殿の南第二間東面の北上を兵部録已下の座とし、同殿巽の角に東面して床子一脚を立て、的奏者すなはち的の當り外れを奏する奏者の席とし、屏幔の東を四衛府官人已下射手の座とする。

當日王卿以下の服裝は、『西宮記』によれば、主上は白椽の御服を召さる（この射場始めの御服にして、後には多く繪位服を用ひられた）。王卿は弓矢を執つて、決拾につけ、御前の廊下に候し、近衛兵衛將佐等は縫腋常の如く、弓を帶し、矢を挿し、決拾につけ、また射手の官人は位袍（五位は本位服に糸鞋尻を著く）、表袴・鶯羽・籠などを著け、一番長以下は中儀なるを服す（鶯羽は左府、肅慎羽は右府、竝に絲鞋）等、また矢取舍人などは左右とも同じ黄袍・絲鞋などを著ける。但し籠は著けぬこととされてゐた。

さて行事藏人主上の御裝束の事に奉仕する。大藏省永安門より積佐渡布を運び、裝束終つて永安門を閉ざす。かくて大膳・内膳・造酒、主殿等の人人が日華門より参入して南階の東頭に祇候し、兵部省のものをした的を持たしめ、木工寮の官人が月華門より入り豫め安福殿の邊りに祇候する。兵部は四府の矢奏をみて、吉時（時分）を擇み、四府の射手竝に將監尉ともに弓を引く。若し奏聞に指名なければ將曹が引くことになつてゐるが、これは左近の時に限り右近にはその例がなかつた。

かくて主上は青色の御袍を著用されて晝御座に出御あそばさるるや、四府の將佐は矢奏の爲め御前に参候する。（殿上口方より諸衛官人持參、將佐につく）。

近衛は劍を帶し、箭を挿し、兵衛は劍を帶せず箭のみを挿し、府次参上してこれを奏す。その例書奏の儀の如











くす。但し當府の將佐にして昇殿する者がなければ、藏人中より將監尉となれる者が代つてこれを奏す。もし亦なければ行事の藏人がこれを奏す。奏聞畢つて杖を本官に返し文を行事藏人に渡す。

かくて主上射場殿に渡御さるるや常のごとく上臈職事より御插鞋を奉る。内侍二人劍璽を奉侍して扈侍し、次ぎに命婦・藏人各二人づつが従ふ。(髮上には釵を用ひられず、著装は青衣の唐衣・末濃の裳・目結に非ず、御劍は主上の御前に、御璽は御後にある如くし、執柄は御裾に候し、若し不參なる時は頭藏人が執柄に代つて候す)かくて殿上の上戸の小板敷下に侍ふ北戸などを経て暫く弓場殿の簾中に御さる。

その時出居の次將、劍を帶し、矢を帯び、弓を執つて、幔門より入つて著座す。

この時主上、出居の警蹕によつて出御あそばさる。内侍は御璽、御劍を南の置物机の上に置く。(但し刀を南とし、柄を西とす)。

次將天氣により階下を経て左杖に向ひ、公卿を召す。(軒廊より入り第二間小庭を渡り、膝著に著してこれを召す。歸りて南階の西掖の南邊に留まつて立つ)。公卿一揖するや直ちに著座する。

かくて召しに應じて公卿弓矢を取つて參上する。

上卿南階下に於いて的附の將名を問ふ。但し大將が上卿なる時は執奏の次ぎに問ふ。

王卿廊南の砌より入つて履を前にして著座す。(但し遲參の公卿は殿上口より入つて著座する)。

やがて主上の召ありて、大將射遺所より參入し、參議は階下を経て參入する。かくて左右の大將は幔外に出でて奏を取りをはつて、大將橋樹良に立ち奏の者を召すや、次將射手の奏名を將監に持たしめて、橋樹良の下に進

ましむ。大將を目して跪き弓を置いてのち立つて奏を取りこれを奉る。大將弓を官人に給ひ、矢を腰に挿し奏を取つてこれを披見する。(此の間少將なほ書杖を持つ)。書杖を挿す(懸紙裏紙等あり)。少將退いて弓を取つて立つ、次ぎに兵衛佐參進す。此の間少將退き大將また披見する。矢取とつて奏上射手奏を重ぬ。一懸紙を内に巻き、兵衛佐を目すや、兵衛佐退りぞいて歸る。兵衛の奏をもつて、近衛の奏を挿し加へ、少將大將の目により進む。以上二府の奏があつて鳥口を左右の杖に挿す。

もし一府の大將不參する時は左右といはず兼奏し、よつて二杖を取る。もし二府の大將とも不參なれば上卿二杖を取つて奏す。(射場の北を経て進み、御座の欄下五尺ほど近くに膝行してこれを奉る)

主上この奏文を取つて南の机上に置く。(書杖を挿て後これを取り給ふ)

大將小しく退さり立つて左に廻り、退出して幔門を出づる間、右大將相かはつて參入。

大將杖を官人に返し、弓を取り矢を挿しながら、歸りて本の座に復す。

若し主上が簾中に御さるる時は、大將は杖を弓に取りそろへ射場殿の南妻より進み、御卿下の南端に至り跪いて弓を置き、内侍に渡して弓を取り右に廻り、射場の東を経て公卿の座に著くのである。

主上は、左右の大將が還著するをみそなはせられて後ち一一奏文をみそなはせらるる。

二府の奏は各々懸紙に巻き加へ、矢取り奏して御所に留む。(近衛の奏は表裏紙とも時に引留め給ふこともある)。

主上文を持たながら一上卿を目し給へば、上卿弓を執つて矢は座前に止射場を經、膝行して進んで御前に祇候する。め履を著せず



主上奏文を風鐘の東板敷に置き給ふ。上卿これを給ひて座に復す。若し主上簾中に御さる時は、内侍御簾の南端を揺げ、上卿腹を著け舍中を経て廊下に進み奏文を給ふ。杖は御所に止む。

次ぎ左右の的附の將名を召さる。官次によりこれを召す。

兩次將參上して、上卿の前に候す。

上卿文を給ふ右近右兵衛奏して左を給ふ。左近左兵衛奏して右を給ふ。主上懸紙を引かず下し給はれば、上卿これを引き留め、床下に挿す。

次將に文を給ふ弓を右に置き、奏文を賜はり、左に廻りて退去し、幔外に出で、右は南右は南なり。なり。

出居(臨時の座)の次將、上卿の氣色により、的を加介よと木工寮史生に命ずるや、木工寮史生直ちに的を棚

に懸く。そのとき兵部省掌、床下に著く。算刺の府生著座す。幔を巻けて入り座に著く、まづ箭一筋を座前に立つ。

矢取の近衛十人、棚の前を過ぎて西に渡る。

もし射手に障りあるときは、近衛の次將、上卿の前に進んで障りのよしを傳へる。其の詞に、其官、其姓、其

ければ、その代人として儲菜丸をもつて奉仕せしめむ。上卿藏人頭を目す、藏人頭徒跣にて、上卿の西に居り、上卿の由を申す。藏人頭北戸より御所後に至り、簾中に於いてこの趣きを主上に奏上する。主上仰せを聞召され頭にそのよしを仰せらる。上卿次將に仰せて、奉仕させよといふ。

次ぎ左近右兵衛射手參入して一度的を射る。

四人立具してのちこれを射る。南にあるもの二人射終りて退出す。次者歩して進み、また次者の到來するを待

つてその出路より退ぞく、左近は射場の北砌より退ぞき、右近は弓場の東面、北間の小葎下より退ぞく。若し弓弦の断れたる者は袖を垂れ、地に跪いて断れたる弦を取りはづして懐中し、替へ弦をもつてかけかゆるに弓場柱に當てて弓杖をためて弦を張る。次に鞆にあて兩三度弦を鳴らしのち腋に飲めて退出する。

當府第五者の射る間に大將は退出する。殿上口方より出づ、もし大將上卿なれば、兵衛に障りを申さしめて退出する。

一度射る間、公卿候に居。内膳、大膳等南階下より出で之に居。

一度射終る。

近衛の矢取り還り著す。

勝方の府生、近衛一人を率ゐる度物を取り、小拜して簞刺の傍に置く。

勝方の將、負方に罰酒を行ふ。

酒正酒を勤む。

兵衛の矢取七人、著座する。

兵衛の簞刺著座する。

兵衛佐、上卿の前に進んで射手に障ある由を申す。

兵衛の射畢る。

次ぎに右近兵衛より始めて二度射る。射終りて御膳を供す。この間射手一同袖を垂れて地に跪き供了して立つ、行事藏人頭御臺を取り、無名門の東に於いて簞を稱す、即ち北御屏風の東端を排して昇り、北置物机の上、北頭に供へ、同じく机の南頭に供ふ。菓子四種、干物四種、御厨所より殿上の奥を經、小板敷より下、陪膳以下みな徒跣にて供了して退く時、もと



の如く屏風を引寄ぐ、もし主上簾中に御さるれば未だ臣下に膳を給はざる以前にこれを供ふ。下侍は北戸より下、警蹕をなさずこれを供ふ。

この供御ののち主上の仰せをうけて上卿、藏人を以て射手等に射を始むべき由を傳へらる。

射二回、これの未だ終らざるに先立ち、主上御簾の中に入らせらる。公卿弓を取つて平伏す次將警蹕を稱す射内手に跪く。

侍出でて劍璽を取り、簾中の太床子上に置く、兵衛止むべき由を仰せらる上卿出居の將に仰せ。若し夜におよべば

三箇所に火を炬す。御前の良に一箇所、射庭の巽に一箇所、的前に一箇所、もし火暗き時は次將に火を掻起せと仰せらる。

三度射終る。もと十度をもつて限りと爲したが鎌倉時代には五度もしくは三度となり、代初めには左利なき時は延ざる事となつてゐた。

この射終りて、主上藏人をもつて止め度きよしを仰せらる。上卿仰せを奉り次番を退かしむ。

勝方亂聲度數による均しければ小員による

左羅陵王必ず廣序に舞ふ、また亂聲

右納蘇利時によりて右舞はず、深更に及ぶ故なり。

的付の將等、文をもつて上卿に渡す更めて還り硯をとつて退出す。

上卿藏人に的附の文を奏せしむ、かくて主上の還御となり公卿の退出となる。

もし矢論あるときは、上卿先づその日の將に實驗せしめ、かくて猶ほ決せざるときは頭藏人に藏人を遣すべきよしを傳へしむ。(藏人上卿の前に居り、仰せをうけて奏に向ふに、或は幔の東より往きて歸るとも或は幔の西より行き幔の東より歸りてこれを奏すともいふ。雨儀のときは射手の座を平張に立て、出居の座は公卿の座末となり)

す。籌刺は安福殿の廂に候し、次將は明義・宣仁等の門を経て公卿を召される。公卿召しに應じて參上またかくの如くし、大將は恭禮門下に於いて奏を取る。主上出御ののち降雨ある時は、上卿藏人に雨儀のゆゑ今日の鋪敷を改めたき由を奏聞せしむる。かくて勅許をうれば掃部官人を召して改鋪せしめらるる。

陪膳は小野宮流、前射場上の屏風を疊みのち警蹕。(初めて御座見えてこれを稱ふ)。

主上御出後、遲參の公卿は南殿の北廂を経て履を著ながら長橋を経て南廊に至り、履取より殿上に至りてこれを著け無名門より退出する。

以上は大江匡房の『江家次第』に據りたるものにして、この賭弓の事はてのち左右の大將はこの日の射手一同を懐ふ爲め還饗を行ふ定めとされてゐた。これをかへりあるじといつた。

『源氏物語』勾宮の巻に、

のりゆみのかへりあるじのまうけ、六條院にていと心ことにして給ひて、みこをもおはしまさんのこころづかひし給へり。その日みこたちおとなにおはするは、みなさぶらひ給ひ、さきいばらのは、いづれともなく、けだかくきよげにおはします、中にもこの兵部卿の官はげにいとすぐれてこよなふみえ給ふ、四のみこひたちちの宮と聞ゆる更衣ばらは、思ひなしにやけはひこよなうおとり給へり、例の左あながちにかちぬ、例よりはとくはてて、大將まかで給、兵部卿宮、ひたちの宮、后ばらの五のみやと、ひとつくるまに招きのせ奉りてまかで給、宰相中將は、まけ方にて、おとなくまかで給にけるを、みこたちおはします御おくりにまひり給まじやと、おしとどめさせて、御子の衛門督、權中納言、右大辨などあまた是彼にのりまじりいざなひ



たてて、六條院へおはす、道のやや程ふるに、雪いささかちりて、えんなるたそがれ時なり、ものの音をかしきほどにふきたてあそびていり給ふを、げにここを置いていかならん佛の御國にかは、かやうのをりふし的心やり所をもとめんと見えたり。しん殿の南のひさしにつねのごと南むきに中少將つきわたり、北むきむかへて、ゑがのみこたち上達部の御座あり、御かはちけなどはじまりて、もの面白くなり行に、もとめて舞てかよれる袖共のうちかへすは風に、御前ちかき梅のいといたくほころびこぼれたる勾の、さと打ちりわたれるに、例の中將の御かをりのいとどしくもてはやされて、いひしらすなまめかし、はづかにのぞく女房なども、やみはあやなく心もとなきほどなれど、かにこそげにたたるものなりけれとめであへり、おとどもめたしとみ給、かたちよりいも、つねよりまさりて、みだれぬさまにをさめたるをみて、右のすけも、聲くはへ給へや、いたうまらうどだたしやとの給へば、にくからぬほどに神のますなど(下略)

と、かへりあるじの消息がものされてゐるほか『後撰和歌集』に賭弓のかへりだちのあるじなどもみえてゐる。しかしこの賭弓の後で還饗の行はれたのは上古のことであつて、『北山抄』賭射の條に、大將還饗、近代無之とあり、また『江家次第』に、左右大將申障(以隨身就藏人所令申障、依不設饗)とあるのは、大將たる者いづれも還饗の爲めに費ひやす穉しき失費に困じて、障に藉口し還饗を止むることが鎌倉時代には一箇の儀禮なるかの如く考へられてゐた。

以上は天皇が安福殿に出御あそばされ賭弓をみえなはせられた時の例であるが、天皇が親しく親射せらるる例もあつた。

『續日本後紀』に、

承和元年二月甲午上仁明御射場、左右衛府相共奉獻、兼設賭物、上先射之、一箭中鶴、獻新錢二萬文、大臣以下至近習、以次射之、隨其能不、分賜賭物、各有差。

とあれば、賭物にはまた錢も賭けられたのであつた。

『爲忠朝臣家百首』に、

けふやさは雲の上人もろやして

いはけの錢をこころがくらん

とある。もろ矢は全部の矢が的にあたるを意味し、射分の錢は金銀錢を賭ぐることの意味であるから、錢が賭物となつてゐたのは争はれぬ事實であつた。

以上のほか臨時に殿上賭弓が行はれた。『公事根源』に、殿上賭弓とて臨時に弓を御覽することあり、それは殿上の侍臣どもの射待るなり。とあるが、その式法は御定例の賭弓と大差なく行はるのであつて、賭物のかけることも全くかはりなかつた。

『古今著聞集』に、

寛治八年八月八日、瀧口大極殿にて、賭弓のことありけり。前の方は褪紅の狩衣をぞ著たりける。後は心にまかせたりけり。ふるき人等もよほしありければ、公清卿等衣冠にて参りたりけり、七變はてて虎皮をかけものにて、一度射させられたりけるに、あたらざりけり。本意なかりけることなり。



とあれば賭物の賭けられたのをいなみえないと思ふ。但し殿上賭弓のあとでは射賽と稱して賀茂の明神に詣づるを例としてゐた。また踏歌あるひは饗宴のあとにも賭射が行はれるさうだめになつた。かかるをりには天皇まづ親射をなしたまひてのち王卿以下に順次射をなさしめ、親射のみぎり第一矢をもつて鶴に當らざる場合は、再射・三射をもつて限りとなし、その鶴を射あてたる時は王卿以下進んで主上に花鬘を獻じ、公卿以下はその當否にかかはらず、一同に挿頭花裏鏡を頒ちあたふるを常とした。

後世鎌倉時代に至つて武家の間に矢鏃馬・笠懸・草鹿・まるもの・圖的などを射る風を生じたのはみなこの賭弓より出たものであつた。

## 第二節 小弓

小弓は詰とも綴られ、平安朝時代には雀小弓と並んで高貴顯紳の間に遊事されたのであつた。由來宮中の御弓會が前述のごとく盛大を極めてゐたので、お弓會のあとの蕪涼さがこの小弓や雀小弓によつて紛はさるるのであつた。

『貞丈雜誌』に、小弓といふものは、武器に非ず揚弓などの如く、たはぶれのもてあそびものなり。といはるる如く、主として遊興の爲めに行はれたのであるが、宮中御定例の遊事として、小弓會の名があつたのみにても、その盛大さが想像さるるのであつて、この小弓は他日揚弓の大成をなす素地であるので、射法・禮式・装束・道

具等を一通り知悉しておく必要があると思ふので、藤原基盛の著した『小弓肝要抄』によつて概説することとしよう。

小弓の長さは四尺一寸（上管一寸、下管五分）、弓櫛の高さは、下管より弓弦の上はづれまで一尺五寸で、弓櫛は藤巻きにして二寸一分を定尺とされ、弦管絹はのがけの絲上一寸七分、下一寸五分、絹は白きを用ひ、太さは弓の太さによつて合すれば、合ひ弦にて矢心地よしといはれてゐる。

布答の高さは四尺八寸にして、廣さは五尺八寸、式的は一尺八寸、乃至一尺七寸六分、内内の時は三寸的を用ひ、的のさねは厚目な楢の板を用ひ、唐紙のきら紙などにて張り、吊の横繩は藍革を細くつくる。

弓場は十丈ほどおいて的を立て、後を二尺五寸ほどのけて布答を立つる。的答の寸法は的より上五寸、兩方にて各二寸七分、下二寸五分をすかし、横貫の竹より下をば座敷の高下に從つてはからひ、的の答は竹にて平に削り丸くわがね張るときは鞣にて縫ひくくる。

装束はたをやかなるを用ひる。もし装束がこはく頸かみがつまつて支うる時は、とかく矢のはづるる憂ひがあるので、頸かみのひくい頸のさはらないものを着用する事となつてゐた。

さて的を射るには左の膝を立て、押手の膝を持ち、懸手は右の頬下脇に引つける。かくすれば弓の弦は眉の間にあたることとなる。かくて乙矢を右の手に握り持つ、矢を打ちあぐるとき膝の高き人は膝上におきたる脰を離たずして打ちあげ、また膝の底き人は脰を離して打ちあぐるのであつて、矢の當否を論外とし、弓を取り矢をはぐ事を美事になし體拜にすぐれたるをもつて專一とした。



以上によれば小弓が如何に揚弓に相似するかを悉しうると思ふ。

これが最後の遊事例は、延喜二年正月二十九日、射場殿に於いて女装束を懸け小弓の御遊があつたことが『西宮記』にみえてゐるのが最古の記録であつて、延長五年四月十日には彈正親王が内裏に於て小弓を射て負をとり、その日の夕べ清涼殿の東の廂にて、彈正親王・三品親王・清貫民部卿等が女装束一襲を賭物として賭弓を行ひ、彈正親王が勝利をえて賭物の女装束をうるところとなつた。『古今著聞集』ついで朱雀院の承平六年三月十七日にも飛香舎において小弓結番があつた。『日本紀略』以上の引例に徴すれば、小弓は賭弓の如く賭物を賭けて勝負を競ふのであつて、賭物のない遊事例は實に僅少であつた。

『源氏物語』若葉の巻に、

三月ばかりの空うらかなる日、六條院に兵部卿宮、衛門督などまゐり給へり、おとど出給ひて御物語などし給ふ中略何わざしてかはくらすべきなどの給ひて中略いとさうさうしきを例のこゆみゐらせてみるべかりける中略

とあるは、小弓の遊事例中異例ともいふべきであつて、宮中に於ける小弓會の折りは前述の如く方を分ちて、賭物を賭けて勝負を争ふのであつた。

『續世繼』濱千鳥の巻に、

う月の比、帝崇宮の御方に、こ弓の御あそびに、殿上のかたわちて、かけ物などいだされ侍りけるに、あふぎかみをさうしうたにつくりて、歌かきつけられたりけり、そのうたは、

これをおもひいでよ濱千鳥

跡なきあとを尋ねけりとは

と侍りける。返し、公行の宰相、右中辨とておはせしぞ給ひける、

はま千鳥跡なきあとを思ひいでて

たづねけりとも今日こそはしれ

とぞうけ給りし、歌は殿法性寺のよませ給へるにや侍けん。拾遺抄に侍る小野宮の大臣の古事思ひ出られて、

いとやさしくこそきこえ侍りしか……

とあれば、必ず賭物が賭けらるるのであつて、賭物は必ず主上より出さるのであつた。このほか小弓の遊事例は、『百練抄』、『中右記』、『蜻蛉日記』、『長秋記』、『平家物語』、『玉海』、『吾妻鑑』、『明月記』などにみえて、ほとんど毎擧にいとまなきほどであるが、應永二十五年二月二十八日東庭の花壇を栽き草花を栽えて南庭に小弓場を設へ雀小雀を張行せられ、同年五月三日、小弓百手の會を降雨の爲め延引されたる以後、僅かに永享五年七月三日、寢殿南面にて小弓會のあつたことが『管見記』にのこされてゐるほかこの以後に小弓の消息が絶たれてゐるのをみると、この頃新たに勢力をえた揚弓の擡頭によつてあはれ久しき遊戯的生命をここに廢滅するに至つたのであらう。



## 第三節 雀小弓

雀小弓は雀の的ともいはれ、往時は小弓と竝んで公卿・貴顯の専遊であつたが、慶長以降に於いて一般兒童の翫ぶところとなつた。『庭訓往來』に、春始御祝向貴方先祝申候畢(中略)楊弓、雀小弓勝負(中略)近日打續經營之とあるを『庭訓往來抄』に、雀小弓とは殿上人の態也、ゆみのほこ二尺七寸なり、的を四寸にして中につき、五間間口において射るなり。とあるが、貞丈氏の説によれば、生きた雀を絲にて括りつけ小さき弓矢にて射當る戯れであるといふ。此の遊戯は平安朝末期の創案になるものとみえて、『明月記』に、元暦三年二月十五日、念誦不出行、内裏有雀小弓云々。とあるが最古の記録であつて、次いで後鳥羽院の御宇にも行はれた。

『後鳥羽院宸記』に、

建保四年四月廿五日己未、有雀弓會、隨勝負、令亂舞、有其興、廿六日庚申、有雀小弓會、有亂舞。

とある如く、當時雀小弓會の名があつたほどであるから盛大な御催しであつたに相違ない。次いで『二水記』には大永七年六月二十六日、御所に於いて雀小弓の張行があつた。これは後柏原天皇の即位後初めての御會であつた。この御會について翌七月にも再度の御催しが行はれた。

『言繼卿記』に、

大永七年七月十日乙酉當番之間八過時分參候、禁裏に雀小弓御入候、見物仕候、御矢を阿茶丸被取候時に、



『年中行事繪卷』所載 雀小弓と草合

予取候、予可仕由被仰候間、そと仕候、十八年九月二十一日丁禁裏に雀小弓廿度有之、御所作無之。とあれば、後柏原天皇の御宇には數次雀小弓の遊事が行はれたのであつた。しかし當時以降この雀小弓は殿上人のみの遊戯と限られたのではなく、諸門跡の僧徒なども詩歌・茶會の折りなど盛んにこれを翫ぶに至つた。

『海人藻芥』に、

諸門跡の藝は(中略)春雀小弓、然して近來春蓮院尊道親王、理性院僧正宗助、雀小弓張行有之事也、東寺の門徒殊可對酌一者也。

と、難じあるごとく、身は僧體にありながら佛説いふところの五戒の一つ、殺生罪を口に禁じながら生きた雀を絲に吊し、小弓を持つてこれを射るといふ殘虐な行爲をあへて犯してゐたのだから、かく難ぜらるるのは當然であつた。

これが一般兒童の翫びとなつたのは、慶長以前に記録されてあるをみないが、『年中行事繪卷』後白河天皇の命により時の繪



所厚り春日刑部大輔の畫けるやすらひ花の件に、雀小弓を翫んでゐる童のあるのをみれば、平安朝時代には一般世童も亦これを翫ぶに至つたのであつた。

篠ためて雀弓はる男の童

ひたひ烏帽子のほしげなる哉

西行法師

とあれば、『年中行事繪卷』とよく合致すると思ふ。因みにいふ、額烏帽子は後世死者の葬儀に際してこれを額につける慣習となつたが、往古は幼なき兒童は必ず額烏帽子をしてゐたのであつた。

かくて雀小弓はその後揚弓の擽頭につれて衰退したが、徳川氏時代に至り一時兒童の間に復活された。

延寶八年刊『雍州府志』に、

楊弓中略近世雀小弓亦玩之。

とある。大永七年より延寶八年までは百五十二年間であるから、此の間兒童の翫べる雀小弓にも榮枯盛衰があり、一たん中絶せるを當時代新たに復活し再び兒童の生活圏内に勢力をうるに至つたのであつた。しかしそれは實に僅少な遊戯的生命であつて、所詮永續すべきものではなかつた。といふのは、その後兒童の生活圏内に新たに擽頭するに至つた演弓の爲め遊戯的勢力を奪はれ、つひに久しい傳統の衰滅となつてしまつたからであつた。

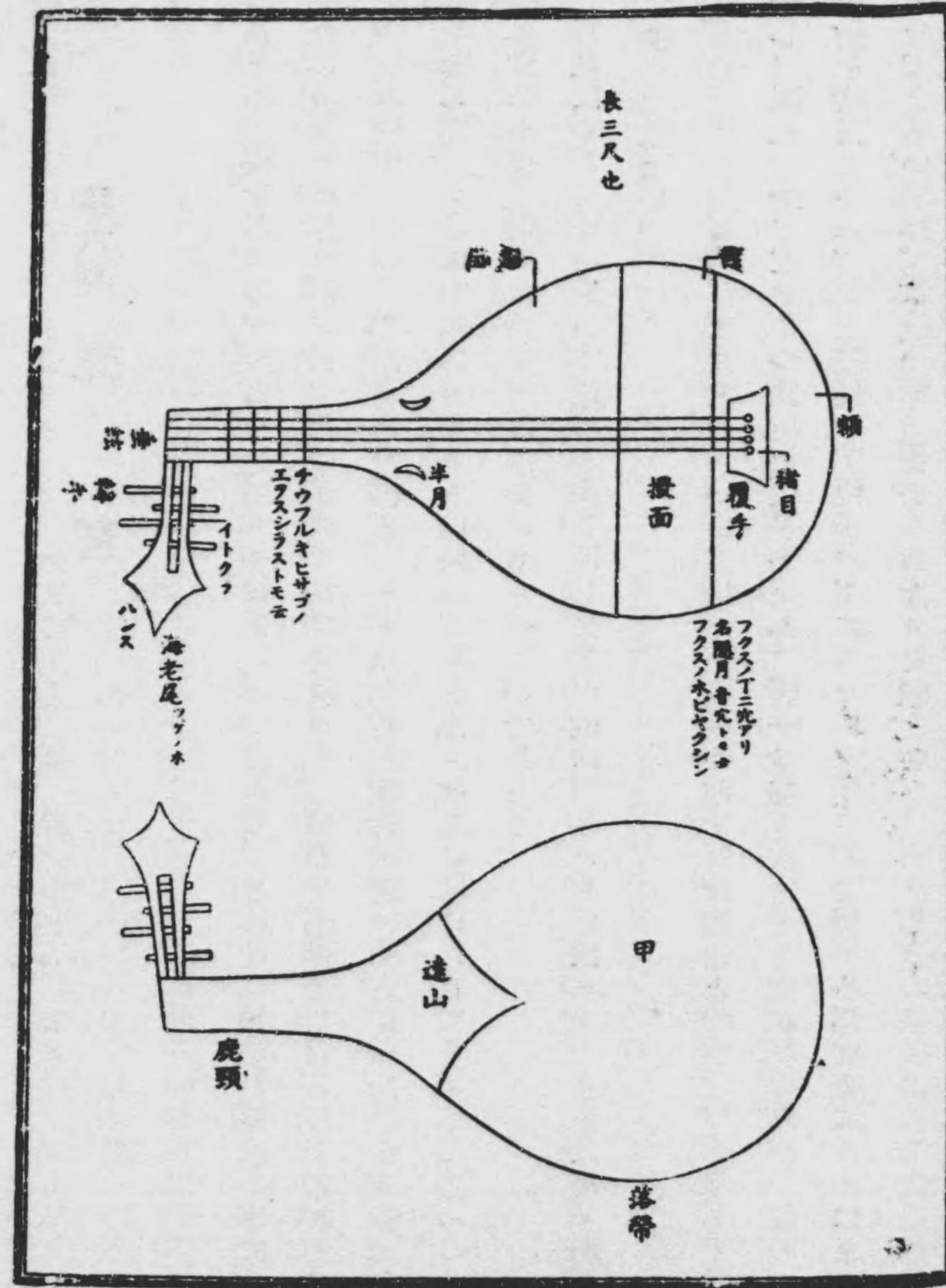
## 第六章 琵琶

風を移し俗を易ゆるは樂にまさるものはないといはれる。されば『禮記』樂記の序にも、樂は徳の風とあり、また『說苑』の修文編には、徳の華にて民情を和正し、邪惡を蕩條せしむるなぞとみえてゐる。これ等の遊戯的精神を具備するが故に樂は賓嘉の禮儀にとり用ひられ政教治道の助となつたばかりか、ある時は鬱を散じ悶悶の情を晴しなぞするにも用ひらるると同時に、わが歌ふ歌章の助けとしても用ひらるのであつて、樂記の人類に寄與する點は大體如上のやうな理由にもとづくのであらう。

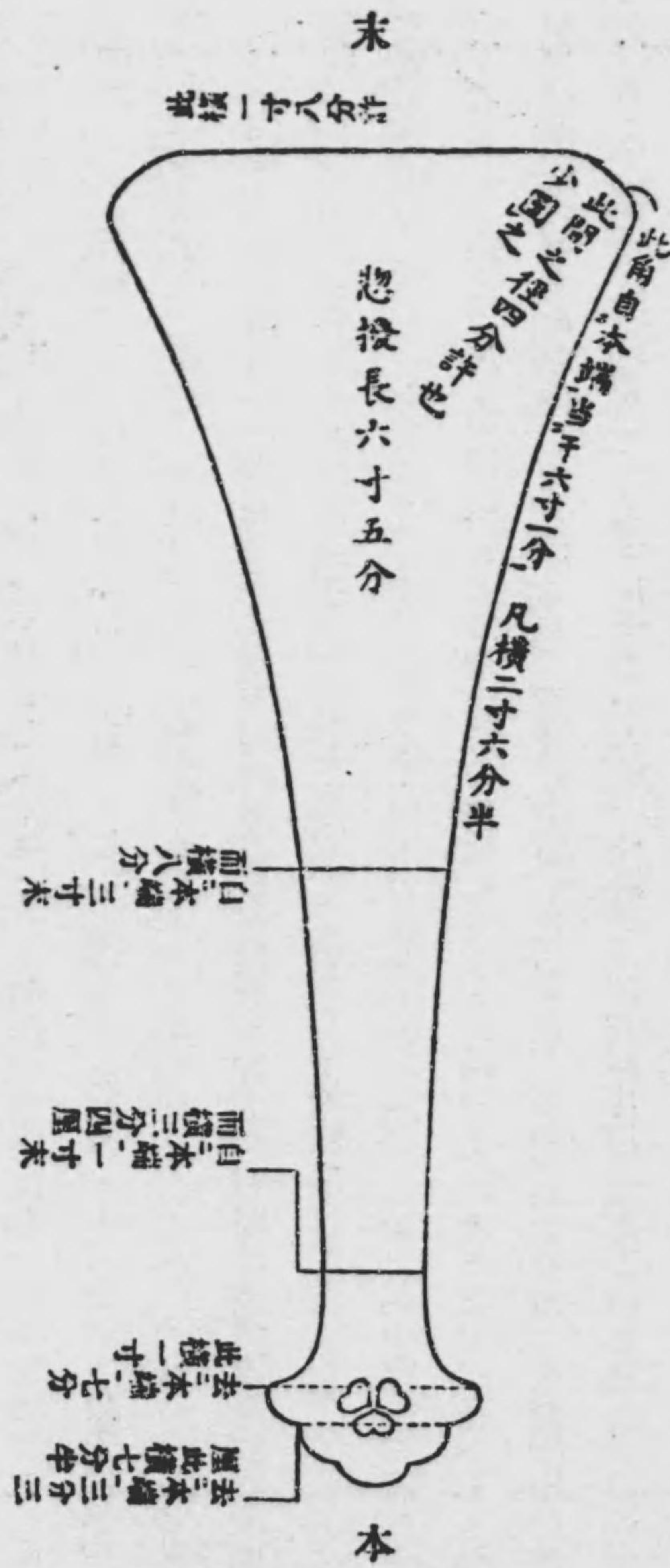
琵琶はもと胡國に於いて遊事の端を發したるが故に胡琴ともいはれた。古來は箏・和琴・琵琶の三曲を稱して音樂の三絃といつた。

琵琶の下面の圓盤は槽また甲といひ、槽の表雁金の如きをば遠山と呼び、周圍即ち上絃を乗する箇所を腹板と稱し、腹板の上、絃を持つ箇所を覆手といふ。覆手の絲を通す所を通絃孔と呼び、絲の廻り玳瑁などにて飾れる箇所を猪目といふ。また腹板の下覆手の下にあたる穴は、絃を弾する都度蔽はるるによつて、隱月また半月・満月などともいはれ、腹板の本、覆手のあたりを額といひ、また腹板の表に張れる皮の箇所を撥面と稱し、腋周を總括して磯といふ。この磯を張る皮を落帯といひ、柱を設くる箇所に鹿頭の稱があり、槽と鹿頭とを通ずる點に





【夜鶴庭調抄】琵琶



『樂家錄』所載 琵琶の撥  
 根の如きと  
 ころよりこ  
 れを絃門と  
 いふ。絃門  
 のあたりを  
 半手と唱へ、  
 鹿頭の末の  
 屈折して海  
 老形なるを

匡口の名があり、この鹿頭の上にある四柱は柱といふ。鹿頭の上なる柱を按ずる箇所を蟻通しと呼び、絃の末を乗絃、乗絃の外なる竹片を乗竹といひ、鹿頭の裏面の頭、絃門相接して高起し、宛も猿の尾の如き形體をなせるを猿尾といふ。また絃を捲く箇所を轉手といひ、轉手の木口を免眼といふ。絲を藏する左右の木はその形體が門

海老尾と稱し、腹板の内にあつて槽と腹板の間を掌るを虹といふ。撥は四絃を弾じる使命を有し、往古より單に撥といはれた。琵琶が四絃であることは古往も現在も全くかはりなかつた。しかし和歌ではこれを表現して四つの緒と呼んだ。  
 『兼盛集』に、



よつのをに思ふ心をしらべつ

ひきありけどもしる人もなし

とある如く、琵琶の四絃なるはいま更いふまでもないが、一の絃を「工凡フ斗」といひ、二の絃を「乙下十し」といふ。三の絃は「ク七ヒ」といふ、四の絃を上八「ム也」といふ。この配音は一（黄鐘）・乙（壹越）・ク（平調）・上（黄鐘）以上を散聲といふ。工（盤渉）・下（平調）・七（下無）・八（盤渉、已上は第一柱の配音）・凡（神仙）・十（勝絶）（雙調）・一（神仙、已上は第二柱）・フ（上無）・シ（下無）（烏鐘）・ム（上無）以上は第三柱の配音。斗（雙調）・乙（黄鐘）也（壹越）以上は第四柱の配音である。

以上の琵琶は仁明天皇の承和二年に藤原掃部頭貞敏が勅宣を蒙り、唐國に遊び廉承武劉次郎に謁し、以來彼を師匠として琵琶を學ぶこと四年、琵琶の祕曲をさづかり承和六年歸國せる折り、貞敏によつて傳來されたものは、玄象・青山の二器と、上玄・石上・流泉・楊眞操・啄木の五曲であつた。しかし『十訓抄』説によると、以上の内上玄・石上の二曲は、村上天皇がある時清涼殿の御座にて玄上を彈ぜられたるをり、折りしも影の如くあらはれた劉次郎廉承武が帝に相傳したといふが、信憑に値ひしなと思ふ。しかしこの『十訓抄』の廉承武物語と同じ趣向になる『廉承武琵琶事』なる大風流の一曲が、室町時代に刺化されてゐるのをみると、かなり世人には信じられてゐたのであらう。

餘事は指いて、貞敏の歸朝後彼によつて定められた琵琶の曲は風香調（合三笛黄鐘調）、返風香調（合三笛平調）、清調（合三笛平調整涉調）の四曲であつて、その後『夜鶴庭訓抄』によれば、壹越調・索性・變調・沙陀調・平

調・太食調・乞食調・小食調・道調・水調・盤渉調・難調・仙寫調・鳳凰調・鶯鶯調・南呂調・玉神調・碧石調・啄木調・仙女調等の二十二調となつた。

かくて琵琶は藤原貞敏によつて我が國に移入されて以來、高貴顯紳の翫ぶところとなり、假初めの「あそび」にも缺くあたはざる存在となつた。しかし博雅の三位が三年の間夜な夜な關屋に通つて、蟬丸より祕曲をさづかつたといふから、琵琶は蟬丸以來おほむね盲人の業となつて、やがて琵琶法師の出現をみることとなつたのであつた。

『小右記』に、

寛和元年花山院の朝七月十八日、召ニ琵琶法師令盡ニ才藝給小祿云云。

とあるのが、琵琶法師參殿の最古の記録であつて、この頃琵琶法師は皇室の卑役となつた。かくて琵琶法師が殿上に琵琶を彈じる光榮に浴するに至り、琵琶法師の名は一躍高められ、貴人にしてこれの彈法ぶりを眞似るものをすら生じるに至つた。

『源氏物語』明石の巻に、

岡部に琵琶等とりやりて、入道琵琶の法師になりて、いとをかしく珍らしき手一つ彈き出たり。

と紫式部によつて道長入道の遽か法師となれる諧謔ぶりがいと巧みに描寫されてゐるのをみると、前説をいなみえないと思ふ。しかし當時の琵琶法師が方今の琵琶の如く、歌謠を主とし、彈法を従としたかどうかは疑問であつて、おそらく當時は彈法のみ存して歌曲は伴はなかつたのであらうと思ふ。



この頃琵琶の名器として傳へられたものは、末濃・玄象・牧馬・井手・無明・渭橋・木槍・元興寺・小琵琶・良道の十器で、内井手は延喜帝の御子愛の宮の御祕藏になるものであり、渭橋は三條式部卿の家寶であり、無明小琵琶は上東門院の御愛器で、木槍は入勝光明院の御愛用品、良道は右大臣是公の孫、藤原良道の祕玩になり、元興寺は藤原忠實の愛器だつたといふ。

以上の名器と名器とを弾じ、その優劣を判じてもつて勝負を決するを琵琶合せといひ、繪合せ花合せの如く左方・右方にわかれこれを弾じ、彈音の如何によつて勝負の優劣を決するのであつた。

『順徳院御琵琶合せ』

一番 左末濃  
右井手

末濃、上下の音相叶て殊勝なり、もと腹の木、甚やはらかにして、其音りやめく所なし、然去頃承久二年あらたに腹を造改て後、其音すでに一倍せり、如御遊之時、殊勝なるのみにあらず、大樂の時、於樂屋これを川むかた、同似相兼たり。

井手殊有音勢、自昔名譽ことなる物なり、平等院經藏の琵琶の内、本願ことに此を重す、けちかくて聞には、渭橋に不可過賦、然せめちからことに有て、たとひ盡力て彈之といへども、聊もひびらく所なし、至其條者、靈物之外、これに過たるはなし、於大樂中彈之に其音不可有不足、是は貞保親王稱愛琵琶也、此番、左右共爲名物之上、實にも無勝劣、井手は其音甚烈嘈々如急雨、末濃は其音尤健、四絃一聲如裂帛、此を持と可定。

二番 左木繪  
右小琵琶

木繪音勢などは、いたくおほきならねども、こはいろいろことにうつくしく、ゆるゆるときこゆ、幽咽泉水上難めるにたり、昔は攝録の家の寶物にて、鳥羽院御時より被施入勝光明院。

小琵琶こはいろいろことにうつくし、またしたたかなる所もあり、大略其音左右相似たり、宜爲持、これは上東門院の琵琶云々。

三番 左花園  
右狛犬

花園、有音聲、新造の琵琶也、凡近代の琵琶、五嶺嘉木五折殊材、たやすからねば、半以花梨造て、其中には聊りやらめく所あり。

狛犬、考定琵琶也、本名師子丸、もとはこはいろいろかはきたるやうにて、したたかなるばかりなり、孝道傳得て後、様々につくろはしむといへども、無殊事、然近日仰孝道て、隨造様て、その音ことなる事をしらむため、折文梓割香檀て、新に造五六之琵琶、これを試、次孝道造改此琵琶、仍其音事外に心づよくなれり、音勢もとよりはちいさくなりたれども、こはいろいろすこぶるしなある所出來、然而猶花園、普通の琵琶にとりては、よきびはなり、仍爲勝。

四番 左賢圓  
右三等

三等音勢あり、こはいろなどは、いと最上にはなけれども、よき琵琶がらなり。賢圓、こは色はあしからずといへども、音勢もなく、雜木の琵琶なれば、りやらめく所はなけれども嗟嘆供



奉が琵琶たるによりて、先達頗賞<sub>ニ</sub>翫<sub>之</sub>、然而三等は、甲も紫檀にて事外によきものがらなれば、いかでかかたざらむ。

五番 左十二時  
右新御前

十二時音勢などはあれども、音色いとよくもなし、雑木の甲なりといへども、みめよし、音も普通には無<sub>ニ</sub>過失<sub>一</sub>。

新御前、音勢は大略同程なり、こは色は頗勝歟、仍爲<sub>レ</sub>勝、此は蓮華王院寶藏の琵琶を、暫持明院入道親王被<sub>レ</sub>申<sub>ニ</sub>預<sub>之</sub>。

六番 左大鳥  
右黃菊

大鳥、有<sub>ニ</sub>音勢<sub>一</sub>、したたかなる比巴也、こはいろはなつかしく、けちかき所はなけれども、せめちからあり、普通にはよき琵琶なり。

黃菊、依<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>紫藤甲<sub>一</sub>、音色殊<sub>ニ</sub>める所なり、仍爲<sub>レ</sub>勝、共新造琵琶なり。

七番 左大唐花  
右御前

大唐花、殊<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>音勢<sub>一</sub>、上下不<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>、なつかしく、りやらめきたることはなけれども、よき比巴なり、新造比巴内なり。

御前、名物之外には、名譽之物なり、有<sub>ニ</sub>音勢<sub>一</sub>、凡の柱などはつよくなる。よき比巴なり、但甲のうちとに、紫檀を伏中ごろおほく用<sub>ニ</sub>此様<sub>一</sub>、仍ことなりやらめき聲などはなし、然而きこえたかき物なれば、右つよき

持とす。

八番 左三日月  
右小唐花

三日月、普通には無<sub>ニ</sub>過失<sub>一</sub>之物なり、りやらめき音などはなけれども、音色も尋常なり、ことに風香調などに、よくなる比巴なり、新造比巴の内なり。

小唐花、よき比巴なり、りやらめき聲などは、あながちにすぐれねども、こはいろなどはゆへ候てきこゆ、右つよき持などにや。

九番 左白龍  
右新白象

新白象、紫檀のふせたればにや、音色などはあしからねども、淺々とある音なり、中品の物なり、今日番十三番内、この比巴劣也、あら琵琶の中に、尋常の物は兩三あれども、いまだつくりさだめぬものなれば無<sub>ニ</sub>左右<sub>一</sub>決<sub>ニ</sub>勝負<sub>一</sub>事、就<sub>ニ</sub>善惡<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>後悔<sub>一</sub>、今日不<sub>レ</sub>番<sub>レ</sub>之、仍古物なるに付て、所<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>之也。

白龍、依<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>紫檀甲<sub>一</sub>、こはいろ頗優なり、非凡名物、并黃菊之外、無<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>番<sub>レ</sub>比巴<sub>一</sub>、然而比巴は、隨時其音有<sub>ニ</sub>勝劣<sub>一</sub>出來事、仍令<sub>レ</sub>執<sub>ニ</sub>勝負<sub>一</sub>之故、猶豫して不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>之、中々所<sub>レ</sub>番異様物也、實以雲泥なり、新造琵琶中上品也。

十番 左大引  
右毛長犬

毛長犬、有<sub>ニ</sub>名譽<sub>一</sub>之物なり、實にも有<sub>ニ</sub>音聲<sub>一</sub>比巴なり、然今日事外に、其音勢劣にきこゆ、依<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>雜木琵琶<sub>一</sub>歟、大引、雖<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>花梨木甲<sub>一</sub>、其音頗尋常なり、けちかきさまのこゑあり、尤爲<sub>レ</sub>勝。

十一番 左潤橋  
右大紫檀



大紫檀、頗宜物也、こは色などはゆへしき所あり、音聲はさまざまならねども、あしからぬ比巴なり。  
渭橋、音勢もあり、こは色殊勝なり、したたかなる所もあひぐせり、爲三名物之内一上、其音も優なり、可爲  
勝、紫藤甲也、以渭水橋造之、仍名渭橋云々、或説云、爲堯比巴也、仍號爲堯云々、爲堯者正曆比人  
也、其以前は名なき歟、此説頗凡我朝比巴、有三十之名物、其内無名、中古に令燒失之後九也、仍今比巴は  
年序久積後、顯其音之淵源、依之容易加新造之比巴、旁所令猶豫也。

十二番左良道  
右元興寺

良道、こは色ことにうつくし、いかいかしきところもあり、音聲はちいさけれども、りやらめき聲など殊勝  
なり、右大臣是公孫藤原良道比巴也、仍號良道云々、或説云、著稱福者を圖撥面、依之稱稱福云々。  
元興寺、こは色ことにいさぎよくもろし、りやらめく所あり、此比巴、其音似大珠小珠落玉盤、むかしは令  
施入元興寺之比巴也、長曆年中、彼寺別當、以之欲充修理用途、此由達、叙聞、賜納殿砂金召之云々、  
至于後冷泉院、在禁裡、其後富家人道藤原忠實令還平等院經藏、而元久二年二月、替比巴笛等分取之、殊在  
名譽之上、實にも殊勝物也、聊右つよき持とすべし。

十三番左玄象  
右牧馬

玄象、依不及勝負沙汰、音次等同不注之、凡者我朝寶物雖區、或時代久積、無叶當要、或短慮不及之  
間、難辨善惡、咸池者黃帝樂也、子野不聞齊、擗咬良駮者吳王蹄也、孫陽不見同驚驚、今此至玄象者、  
潛魚之無心も、幼兒之不言も可感之、誠是日域無雙靈物、宸居累代名器也。牧馬、醍醐天皇御比巴也、玄

象ともに、朝夕に翫之給云々、稱三靈物、即是也、りやらめく音をもちて、琵琶の至極とする事、この二の  
靈物よりおこれり、今日依不決勝負、不及彈樂、纏轉軸撥絃て、聞其音に、物よりやぶれいづるがこ  
ときのこゑあり、所謂銀瓶乍破水漿迸、即この音のすがたなり、凡不可測其淺深、譬如不登高山不  
可知天之高、其上數年藏經の塵にうづもれて、手ならされざる、多在其中、恐今日雖注之、莫備後代龜  
鏡。

以上は承久二年三月二日、順徳院に於ける御琵琶合の手記である。玄象と牧馬とは曾つて、村上天皇自ら彈じ  
られたが、いづれが勝りいづれが劣るとの優劣をさだめ難かつたといふから、『順徳院琵琶合記』とよく合致する  
ことと思ふ。

後世室町家の頃に至つて琵琶法師は主として平家を語ることとなつた。

『薩戒記』に、

應永卅二年閏六月一日丑天晴、依召參院、琵琶法師參入、語平家物語。

とあるのによれば、室町頃の頃には琵琶法師は『平家物語』を語り、琵琶を弾じるに至つたのであらう。ところ  
で、いかにして『平家物語』が琵琶法師の語り物として選ばれたかといふに、『平家物語』は藤氏の培つた階級  
制度に反抗せる武人平清盛と、その一族とによつて培はれたる平氏の文化と、その一族の榮枯盛衰を序した一大  
哀史であつて、壽永三年の春一族擧つて檀の浦の浪の藻屑となり、永久に涙ぐましい一大悲劇を醸し終つたので  
あるが、この物語の中には平相國入道清盛の専恣横暴が極端に畫かるる反面にあつて、祇王・祇女の遁世や、小



督の局、瀧口入道と横笛、小原行幸の涙ぐましい場面があるかと思へば、忠度・敦盛にからむ風流韻事があり、さては宇治川の先陣・鴨越えの逆落し・屋島檀浦の合戦・平知盛の最後といったやうな勇壯なる場面が、重疊山積して、平安朝三百幾十年の星霜が巧みに描寫されてゐるばかりでなく、文體は朗朗誦するにたる散文であるから、琵琶法師の語り物として唯一の存在であつたに異ひない。しかし琵琶法師が琵琶を語つたのは如上の如く事實であつたが、語り平家の墨譜については後世に於けるまで一向記述されたものがみうけられない。「嬉遊笑覽」には、平家の墨譜は台家の聲明に類似し、叡山大會の折りなぞの聲明の墨節にまぎらうものがあるといひ、また、「卯花園漫録」には、

爰に叡山の檢校性佛僧正、過去の宿業にや、盲目となる、日吉山王に祈つて、座頭の食産を乞ふ、然るを叡山の座主慈鎮和尚これをあはれんで、往昔信濃の前司行長が書いたる平家物語の盛なるものは必ず衰るの道理を書いて佛意にすすめんとて、是に天台六道の博士の節を付て語らせ、是を今日のたづきとす、是平家を語るの權輿也、はじめは素拍子にて語りしを後は琵琶を引いて語る、平家は古今無双の文句也、節は六道博士の妙音也、拍子は上玄石上の妙曲也、何によりて面白からざらん、日を追ひ月を重ねて平家を聞く人多く、これを聞物の最一として繁榮す。

とあれば「嬉遊笑覽」の卓見に服すべきであらう。平家の語り初めは前掲の如く性佛によつて語り初められたのには異論ないが、もと「平家物語」の作者、信濃の前司行長が「平家物語」十二巻を作つて彼に語らしめしより、彼の性得の持聲をその後輩出せる琵琶法師が、師傳として尊重し眞似るに至つたのであるといふ「徒然草」

の説。とにかく「平家物語」の作には異論があつて、一説には菅原爲長の作であるともいふから、「徒然草」の説を直ちに肯定しえないが、「平家物語」の一齣を平曲とし、歌謡として、これに彈法を配したのは等しく性佛を以て認めてゐるので、平曲の濫觴は性佛であつた。と斷じうるわけである。

この性佛檢校の門より城一檢校が出で、城一檢校の門より出たる城玄・如一兩檢校の時に至つて、一方と八坂方とに分立した。「當道要集」

「一枝軒隨筆」には、

如性、城一その弟子城賢、如一、その弟子角一。

とある、この角一は足利氏の流れを汲み、明石を領するところより明石檢校と呼ばれ、一方の中興を以て任せられ、職役總檢校の始めとなつた。

またこの頃より天夜尊のお吊の爲め、あるひは平家の追福の爲めと號して、正月九日と、二月十六日とに高倉五條坊門の清聚庵に集會して漕入の儀式が行はれた。これは仁明天皇の御子第四の皇子、光孝天皇の御兄弟であらせらるる仁康親王が、兩眼盲させ給ひしにより御母公の御いたはりによつて奏聞あり、洛中の盲人を集め親王のお伽となしたるに因み、盲人等に勾當の女官を賜ひ、親王に大隅・日向・薩摩の三箇國を與へて、總檢校の御領を賜はり、年年貢物を船に積み山城の湊に漕ぎ入り綱引し、尊の憐愍によつて盲人一同にこれを配分したのであつたが、その後停止となり、その代りとして祿を給ふに至つたといふ。かかる理由から正月九日當道ものこぞつて出仕し、かの親王の冥福の爲め一萬卷の心經を讀み、國土の安穩を祈り、また二つには平家を語るといふとこ



ろより平家の追福のため、二月十六日には石塔とて、都鄙の檢校もしくは勾當の末末まで出仕して、綱式と稱し平家を語り、その後で總檢校のものが延喜聖代を語り、また一同にて五句の平家を語り、同十七日の未明には東河原に出仕「天釋尊の御吊」と號して石塔をつむならはしとなつた。これがはるか後代の徳川氏時代に至り、六月十九日綱式と稱して涼みの會を行つたところより、世人はこれを座頭涼みと呼んだ。

『望一千句』に、

涼みによりてひく琵琶の音

大瓶をくみはじめ職の前

これ六月の集會を併諧化したのであつた。

かくて幕政時代に至り最初は主として『平家物語』の内の宇治川の先陣や、小督の局の件などが語られてゐたが、その後現在琵琶の習ひ初めにうたはれる「櫻狩」などがうたはるるやうになつた。

上代に於ける琵琶の形が方今のそれといたく形態を異にせるが如く、撥の如きも往古の形態が三味線の撥に近い形態であるにかかはらず、近代に至つて黄楊木を用ひ、その形状あだかも扇の廣がれるが如き形態となるに至つたのは、近代の琵琶が平家より轉じて薩摩琵琶と呼稱せらるる如く、薩摩より移り來つたものなのであつた。

『西遊記』に、

都の琵琶は只平家物語をうたふ。其の聲の調子を引出す爲に琵琶を用ふ。又雅樂の琵琶は大鼓に類して畢竟

は拍子のみなり、されど此の二州、薩摩、大隅なるは他國とは大いに異なり、其の形も平家琵琶などよりは小さく、撥は黄楊木にて作り、甚だ大にして扇を開けるが如し、年若き武士皆琵琶を弄ぶ。彼の二州は名たる勇猛の風あるに、裾高くかけ、長き刀を十文字に横たへたる荒男の子の夜な夜な琵琶を弾き歩く、其の風情思ひやるべし。其の調正しく其の歌雅にして、他の國の琵琶とは似もよらず、殊に大隅國には池田甚兵衛といふ人ありて、當時第一の名人たるよし。又鹿兒島にありし時森本見流なる人の家に招かれ、種種馳走の上、實生といへる法師を呼びて琵琶を弾かせたり。遠近、五倫、花の香、小町、玉章、似我、墨繪（云云）などいふ歌數と弾けり。先づ其の歌の名も雅にして其の章もまた古めかし。其の音の低きは春の鳥の霞の中に囀るが如く、谷の清水の巖に咽ぶに似たり。其の調べの高きは冬の嵐の枯残る松にわたるが如し、京都なぞにて、聞きつる平家琵琶などには似もよらず、彼の白樂天の琵琶行はじめて思ひ合せり。又崩れといふものあり、是は薩州の伊東大友などとの合戦の事を語るにて、その聲も激しく、琵琶の手も繁手なり。

かく平家が江戸や西國において語られつつあるうち、琵琶は薩摩に於いて大いに改良せらるるに至り、これをもつて土風の高揚に努めるに至つた。かくて琵琶の歌の如きも平家物語の筋のみでなく新曲が作らるるに至つた。方今も彈奏せらるる崩れの如き勇壯なる場面は、やはり合戦場の序述にさいし薩摩に於てその彈法や節附が發明せらるるに至つたのであつた。その他地・切・大千・中千・吟替り等、謠の曲折聲の高低によつて名づけらるる現今の墨譜も『西遊記』に表現さるる如くであるとすればさしてかはりあるとも思れない。もつとも江戸に於ても徳川氏中期には平曲以外の作曲が語られつつはあつたが、薩摩の如く一般庶民の遊事としてもてはやされ



たのとは異ひ、やはり琵琶法師の商ひとなりつつあつた。

これが明治中期に至り、純薩摩琵琶として大いに擡頭するに至つた。當時正派と稱した平・四ツ元派に對し、その後永田錦心出で錦心流の擡頭となり、彈法・歌曲のごときも大いに改良され、正に正派は壓倒せらるるに至つた。その頃筑前琵琶と稱する高峰筑風氏の一黨出で、漸次薩摩琵琶の領域を摩しつづいままも兩兩相對峙しつづある。

## 第六章 尺 八

### 附一節 截

尺八は『倭名類聚抄』に長笛の次に擧げて、尺八短笛縦向吹者也。とあるが如く豎にして吹く一種の笛であり、後世尺八寸に寸が限られてあるところから尺八と呼稱せらるるに至つた。前面により眞懷・角録・賢仁・舌桿等四つの孔があり、背面に後轟といふ一つの孔がある。しかして筒の上端にある孔を歌口といふ。この尺八は日本獨得の樂器ではなく、貞觀年間魏の呂才によつて創案されたのであつた。

『呂才傳』に、

貞觀時、祖孝孫、増損樂律、太宗詔侍臣舉善音者王珪、魏徵盛稱才、製尺八凡十二枚、長短不同與律諧契、太宗呂才參論樂事、尺八之所出見於此、無由見其形製也。

とあるが如く、唐の太宗の貞觀年中に起居郎呂才によつて初めて尺八は創案されたのであつた。しかし呂才によつて創案せられたる尺八十二本は各々長短を異にしてゐたのであるから、尺八寸に限らるるに至つたのははるか後代のことであらう。尺八が我國への傳來期は一向明瞭でないが、一説に役の小角が大峯を通りし時、尺八を吹奏せしにより、山神舞ひ出しより、此所を蘇莫者の嶽と名づくるに至つたといひ、又聖德太子が生馬山にて蘇莫者をあそばしたるみぎり、山神舞ひ出たるなどと傳へられてゐるから古來より傳來してゐたのであらう。かく



て平安朝の初期には雅樂寮に所屬して雜樂の一つたるに至つた。

『類聚三代格』に、

定<sub>三</sub>雅樂寮雜樂師<sub>一</sub>唐樂師十二人<sub>尺八師</sub>右依<sub>レ</sub>舊爲<sub>レ</sub>定、餘皆停止中略。

大同四年三月二十一日中略

太政官符

應<sub>レ</sub>減<sub>三</sub>定雅樂寮雜色生二百五十四人<sub>二</sub>事中略

唐樂生六十人<sub>減<sub>三</sub>二十四人<sub>元<sub>二</sub>定<sub>三</sub></sub></sub>

尺八生二人<sub>元<sub>二</sub>三人<sub>中略</sub></sub>

嘉祥元年九月二十二日

とあれば、雅樂寮所屬の中に尺八師又尺八生などがあつて、雜樂を掌つてゐたのは争はれぬ事實といへよう。

従つて同時代にはこれが貴人の遊事として、折にふれもてあそばされてゐたのに相違なかつた。

『源氏物語』末摘む花の巻に、

きみたちあつまりたまひ、おのおのまひどもならひたまふを、そのころのことにて、ものの音どもつねよりもみかしましくて、方方にいどみつつ、れいのおあそびならず、大箏、尺八の笛などの大聲を吹きあげつつ太鼓をさへ、勾欄のもとにまらばしよせて、てづからうちならし、あそびおはさうず、御いとまなきやうにて、切におぼすところばかりにこそ、ぬすまはれたまへ、かのあたりには、いとおぼつかなくて、秋く

れぬなほたのみ來し甲斐なくてすぎゆく。

ここに例いの御遊びならずとことわりいへるによれば常に用ひられつつあつたのではなかつたのであらう。しかしすでに平安朝宮廷の公卿公達だちによつて遊事に供せられつつあつたのはいなみ難い事實であつた。わが國における尺八を吹いた記録はこれをもつて最古の記録となすのであつて、その後久しく中絶せるを保延三年の内宴に再興された。『續世繼』に、「昔、ないえんおこなはせ給、ももとせあまりたえたる事を、をこなはせ給、よにめでたし中略尺八といひて、吹たえぬるを、このたびはじめて、ふきいだしたりと、うけたまはりしこそいとめづらしき事なれ」とあるが、その後再び遊事例の中絶せるによれば、保延内宴の折りのみに甦られたに過ぎなかつたのであらう。

かくてこれがはるか後年に至つて禪家の愛玩するところとなり盛んに弄吹さるるに至つた。『虚鐸傳記』によれば、建長の初年學心（後の法燈國師）が、舒州の靈洞護國寺に道元禪師を訪ねて究道せる傍ら、<sup>註</sup>普化禪師より十六代の孫張參といふ禪僧に乞ひて虚鐸といふ一曲を傳授され、後深草院の建長六年歸國し紀州に西方寺を建立し盛んに宗風の顯揚に努め、世人より大禪師と呼ばれるに至つた。

註。普家禪師は唐の高僧。居常狂逸に甘じ、鐸を振るつて市に遊び市人に向つて「明頭來、明頭打、暗頭來、暗頭打、

四方八面來、旋風打、虚空來、連架」と教へを説いたと傳ふ。河南の張伯ある日此の語を聞き、大いに禪師の頭徳を慕ひ、之に従遊せんことを乞ひしが、禪師の許すところならざりし故、尺八を以て鐸音を吹き、これに虚鐸と名づけ、張伯・張金・張紀・張權（字大量）・張亮・張陵・張冲・張支・張思・張安・張堪・張廉・張産・張章（字子操）張



雄・張參に傳へたといふ。

ある時彼は紀州を發して勢州に赴く路次、朝熊嶽虚空藏堂の下に通夜せる折り、夢中佛授の二曲海荒・鷲海荒をえて、これを門下の寄竹(後の虚竹先生)に傳へた。寄竹これを儀伯に傳へ、儀伯より臨明に傳へ、臨明これを虚風に傳へ、虚風より虚無(楠正勝)に傳へた。楠氏は正茂以來歴代南朝の忠臣としてあまねく入口に膾炙されたが、この正勝の時に至つて一門のことごとく滅亡せる爲め、遂に俗塵をさけて遁世の志を起し、虚風より虚無の免許を受け、虚無と號し、脚絆・草鞋に身を堅め、圓笠を以て面體を包み、米囊を携へ虚無を吹ひて五畿七道を遍歴し、下總國小金に一月寺を建立し、以來自道・可笑・空來・自空・惠中・一默・普明七代に傳へたといふ。而して虚無僧の名の起因は、虚無が五畿七道を遍歴せる際、虚無の吹く虚無に聞き惚れた時人が、汝は何者ぞと問ひしところ、僧虚無と答へたるによるといふ。

しかし『嬉遊笑覽』によれば、一休禪師の禪友朗庵といふ禪僧が夙に普化禪師の宗風を慕ふのあまり、自ら風空道者と號し、尺八を以て四方を吹傳し、到る處に於いて薦の上に坐し、尺八を吹奏せるより虚無僧といひなまつたのであるといふ。ぜひはとに角もと禪家によつてその法を傳へられたるが故に、近古時代以降禪家に玩ばれたのは事實だつた。朗庵の禪友といはるる一休が狂雲子と號し、俗塵を避けて宇治庵にゐた頃盛んに尺八を愛玩した。

一枝尺八恨難禁 吹入三胡塞上吟。

十字街頭誰譜曲 小林門下少三知音。

とあるほか『羅山文集』に、吾國近代宇治菴主狂雲子一路叟者、并避世之徒也。俱吹尺八。とあれば前説の證

となしうると思ふ。

後世尺八の聲調を調へたのは、不人といふこむ僧に始まるといはれる。彼によつてれんぼ流し・京れんぼ・さむ井川・よしだなどさまざまの律呂がでて、その後高音・中高音・下高音・拔手・紹窓手・音遠・下音・下卸・小兒手・朝倉返・亂・切・初手・手巾・裡ノ高音吹返しの高音といふ安田手・大物・四箇の曲・波間・似り吹返の高音一に似たる也の手二段洵り二の手と三の手とも初手平調卸四の手の本後手五の手、又本手碎六の手と安田碎七の手とコロビ八の手と吹返吹返吹返とも洵残・岩松・呂・上の洵・霜夜・霜崩等の多曲となつたが、虚無僧は三曲と稱し、虚空鈴幕・無碑障鈴幕・眞の虚實の三曲に限られてゐたといふ。遊戯用として臘八三絃その他に合奏する場合調子をとるには左の音に倣ふといはれる。

本調子	ロ   (調子)	レ   (調子)	ロ   (調子)
二上り	ロ   (調子)	・チ   (調子)	・カン   (調子)
三下り	ロ   (調子)	レ   (調子)	リ   (調子)

餘事はおいて天蓋・袈裟・尺八を虚無僧の三器といつた。虚無僧は廻國にさいして袈裟をまとひ天蓋を冠り尺八を吹奏して寄謝を乞ふのであつた。

『慶長見聞集』卷之三 虚無僧母のために修行の事

聞しは今、或人語りけるは、古無僧一人尺八を吹き、我門に立ちたり、一錢とらする所に、古無僧云、われは門毎にめぐ



り、母を尋ねると云。ふしんなり、如何なる人ぞといへば、古無僧答て生國は山城國の者也。我奉公し、主人の供して豊後の國へ行けるに、親は身のなすわざもなく世に住たびて東の方に栖家求めんとて、父母ともなひ下りぬ。二とせが程、親の行方をきかず、明暮戀しく思へども、心にまかせぬ事にて相過る所に、三年已前のはる知る人語りけるは、當年主人の供して江戸へ下り、主人より去る所へ急用の使に行きけるに、其方母入路次にてはたと行逢ひたり。母、袖にとり付き、古へ我子の新八と友達なれば、子に逢ふ心地こそすれと、ひたすらに愁歎す、其方子の新八は豊後の國にあり、息才にて奉公す。されども父母の行衛をしらずと云て、明暮歎くと云へば、母云、一年の秋夫病死して別れたり。たのむ方なくいと我子の行方のなつかしさに、乞食して上方へ上る所に、箱根の關にて女をとほさずといへばせん方なくあきれ果、いきて苦しみなげかんより谷へ身をなげんしなんとおもひつるが、命のあらば又もや子に逢はんと、箱根山を下り又江戸へかへり入に奉公し、命つなぐと泣く。人人見ていたはしさに、共になみだをながしけり。われ主人のなめに急用のために使に行く。返事遅くせば腹を切り追失はるか身安かるまじ、殘多けれども又こそあはめといへば、母はさても情けなしとて、しばしと袖にすがり、はなすまいと人目もわかず、泣きかなしめば、進退ならず迷惑す。町海道のことなれば、とほる者ども何事かあると立止り、兩人を中にとりまいて群集すること市の如し。斯ありて時刻移るの悲しさに、取付たる袂を引切て、あへなくもはしり過ぎ、跡の事はしらず。我奉公の身やんことなき仕合にて、母人の在所をも聞かず其方にかたるも面目なしといふ。我聞て父のことはなげきてもかひ有るまじ、生たる母の在所を尋ばやとおもひ、主人へ詫びければ、情ふかき人にて暇をいだされたり、即刻豊後の國を立ていそぐほどに、昔といふに江戸へ付ぬ。母の行方知りたければ、ちひさき板に書付、我生國山城國おだきの那小澤の里、名は新八をさな名は犬法師、母を尋ねるとて、江戸海道の

橋詰毎に札を立て置き、我は尺八を吹き習ひ虚無僧となりて、江戸町の門毎に立めぐり尋ねる事はや三年になるといへども、母の在所しらずと涙を流す、これを聞て、男女皆あはれをもよほし袖をぬらしたり。かたへなる人曰く、是に付てあはれ成事おもひ出せり。昔建仁元年三月八日、鎌倉將軍頼家公、比企判官能員が宅に入御し給ひ、庭樹の花ざかりたるの間、兼て案内を申の故也、爰に京都より下向の舞女有て微妙と號す、盃酌の間是を召出され歌舞の曲を盡す、左金吾しきりにこれを感じ給ふ。廷尉申て曰く、此舞女愁訴の有によりて、山河もしきの參向すと申す。金吾聞召し其旨やがて直にたづねしめ給ふの所に、彼の女落涙數行にしてさうなくこと葉を出さず、尋問度度におよぶの間、申上て曰く、建久年中父右兵衛尉爲成ねいじんのさんげんによりて、官人の爲禁獄せられ、しかうして奥州へびすに給はらんために是をはなちつかはさる。將軍家の雜色請取り申して下向しをはんぬ。母は愁歎にたへず、孤獨の恨みにしづむ。やうやく長大の今れんぼの切なる故、父の存亡をしらんがために、始て當道をなすつ東路に赴と申す。將軍聞召しふびんの次第なりとかんじ給ふ。聞く聲悉も悲涙をもよほす。奥州へ人を遣し彼者尋ねべき由仰出されしなり、其後に尼御臺所金吾の御所へ入御し給ふ。舞女を召され其藝をみ給ふの後、親をこふる志をかんじせしめ給ひ、奥州よりの飛脚歸參するほどは、尼御臺にこらすべきよし仰有て、則違御の御供していれば、奥州に遣はさる雜色の男、八月五日歸參す、舞女が父爲成亡のよし申す。舞女聞てもんぜつす。同十五日、舞女は築西律師のせんぼううにおいて出家をとげ、持運と改號す。ひとへに父をとぶらはん爲なり。尼御臺御哀憐の餘り、居所を深草の里の邊りにおいて給はる。常に御持佛堂の砌に參るべき由仰ふくめらる。彼の女日比古部左衛門尉保忠と密通し、ひよく連理の契をなすところに、保忠は甲斐の國にいたり、彼者の歸來るをまたず出家す。悲歎にたへざるがゆゑなりと昔人かふるを流したり。然るに保忠甲斐より來り、舞女出家のよしを聞き、おどろき遺恨やむことなく、彼禪門に入り、舞女落髮せしむる僧等を悉くてうちやくす。是に付て仔細ども有り



略しぬ。扱て又其方父は死に、母去る年迄存命なるとや、孝子の志をば天地も感じ佛神もあはれみ給ふ。などか母人にめぐりあひ給はざらんとなくさめぬ。ていれば、虚無僧三年町を尋れども、母の行方なし、大名衆の屋形を尋ぬる所に、或屋形の門外にて尺八を吹たり、門番乞食は門内へ入るべからず御法度なりといふ。虚無僧我は母を尋ぬる者なりとしかじかのことを語る。番の者聞て母を尋ぬる志あはれなり。ふびんなり。此の屋形の内をば、我尋ねとらすべし、しばらく待たれよと云て屋内をはしりまはつて聞所に或下女聞て、夫は誠か、年頃はいかほど名は何と云ぞ、男答て、年は廿歳計名は新八をさな名は犬法師といふ。女聞てのうそれこそ我子よと云て、あわてふためき門外へかけ出る有様、狂人の如く、子を一目みて、やれ法師よと走りよりていだきつき、是はゆめかやうつつかや、もしさめなばいかがせんと泣。子は父の事を云出し、あはれ二親みるならば、いかが嬉しかるべきと共になく計なり。屋形の男女集りて袖をぬらさぬはなし。主人聞て、女に暇をとらせ、あまつさへ豊後までの路錢をそへて出す。親子よろこび伴ひ本國へ歸りけり。孝子の志あさからず、佛神の御引合にやと、皆人なみだもよほせり。

とある。以上は虚無僧廻國の一例であるが、凡そ虚無僧として尺八をたづきの代とし、廻國を志す者には以上の如き願望のものが多かつた。かかる願望の爲め廻國を志すものは、普化庵主（一月寺節法寺）の允許をうくるに非ざれば虚無僧たりえないのであつた。これが後世遊戯として一般化するに至つたのははるか後年の事であつた。慶長十九年戊寅正月、家康ほか本多上野・板倉伊賀守・本多佐渡守の在判をもつて仰出された高條書には、一虚無僧の外、尺八吹候もの於有之は、急度差留可申候、尤懸望の輩は、本寺より尺八の免を出し、爲吹申、勿論諸士の外、下賤の者共、一切尺八を爲申間敷候、尤虚無僧の姿爲致間敷事下略。

とあるは、禪家の法器たりしゆゑにもとづくのであらう。

しかしして虚無僧は、承應の明暦の頃は野郎頭であつた。散髪にして常に面體深く深編笠を冠り、白布の單衣を上に著てゐた。（上古に於ける虚無僧の著衣は紙衣であつたといふ。）元禄年間までは上記の如き風體であつたが、元禄以後に於て袈裟を著、おさくひらいた笠を著けてゐたのであつたが、さらに寛延年間以後にあつて、袖をねづみ色に染めさせ綿厚に縫ひ立て、あだかもその形状描鉢に彷彿せるが如き深編笠に面體をつつみ、腰に丸ぐけの帯なぞして錦の筒袋を腰に下げ、よろづ寛閑に出立つに至つたのは明和以後の事であらうといふ『遊遊笑覽』。

かく虚無僧によつて独占された結果、たまたま尺八を習ふ者も虚無僧を師とするに非ざれば、弄吹の法を學びえなかつたのであつたが、慶長の頃大島一兵衛といふ男伊達が虚無僧と争論の揚句、尺八を尻で吹いたことが『慶長見聞集』に初見してゐるから、この頃より次第に民衆に弄吹さるるやうになつたのであらう。寛永二年刊行の『目覺草』に「獨すみなどの徒然送るはさらなり、調子を習ふ用もありといへども、ただすきものの集まり、日毎に吹きたるもおこがまし」とみえ、又『賢女心粧』には「俄かに尺八をけいこして、袖を鼠色に染めさせ、綿厚に仕立て摺鉢を見るやうなあみ笠をととのへ」等と當時の世態が如實に記されてゐるのによれば、慶長以降漸次民衆の間に翫ばるるに至つたのであらう。かくて貞享・元禄の頃に至つて益々盛んに行はれ、この頃より卑しくも男伊達と自稱するほどの者でこれを弄吹しない者はなかつた。

『傍廂』に、



むかし、難波に雁金文七といひし侠客あり、自然と尺八の妙手にて、世にめでられしゆゑに、手下の侠客ども悉くこれを學べり、後には吹くことはさしおきて、いさかひの爲めの便利にせんとて、一尺八寸にして節あまたにして竹の根ぎはを切りて、一刀のかはりとなす。

とあれば、つひにはこれが弄吹の法を解さざるの徒まで、これを腰に帯さむに至り、その寛闊なる風はやがて劇にも採り入れられた。正徳三年江戸山村座の『花館愛護の櫻』で、二代目團十郎の助六、實は大道寺田畑之助が、黒袖に三升と牡丹模様の伏袴・幅廣の帯に柑子色の木綿鉢巻・紺足袋・長刀の一本差といふ伊達姿で、兩肌を脱ぎ尺八を振り揚げて相手を追ひながら舞臺へ出で、髯の意休との立入れ、揚卷の仲裁、屋根上の仇討といふ筋。その後『式例和會我』・『助六廓家櫻』・『所縁江戸櫻』・歌舞伎十八番の『助六』・『黒手組助六』等と變遷したが、助六が尺八を持つて登場する點はかはりがなかつた。

文祿慶長の頃盛んにもてあそばれた一節截は、俗説によれば竹の節を一つこめ、長さを一尺八寸にきる故、一節切と呼ぶといふが、恐らく古來の尺八を變改したものであらう。この一節切は節より下を七寸、上を三寸八分に切る。但し竹の太さ細さによつて調子も自から異なるといふ。孔名は尺八と同じで、盤調は五調子（雙調・黄鐘・壹越・平調・盤沙で、雙調は（アカサタナハマヤラワ）・黄鐘は（イキシチニヒミキリイ）・壹越は（ウクスツスフムユルウ）・平調は（エケセテネヘメエレエ）盤沙は（オコソトノホモヨロオ）であるといふ。この一節切の産郷に就いては古來より幾多の説が行はれてゐるが、『絲竹初心集』によれば、室町幕府の末期に宗佐とい

ふ人がある異人より傳習したに始まるといはれる。

『糸竹初心集』に、

一 一節切尺八はその産郷まちまちにてさだかならず、そのかみ異人ありて、宗佐老人に傳へたるよし、代だいひ傳へたり。それより宗佐は高瀬備前守につたへ、備前守は三井寺の日光院につたへ、日光院は安田城長に傳へ、城長は大森宗君に傳へてより世にひろまり、文祿・慶長の頃尤盛也、此の宗君は昔は豫州の大森彦七が末孫勇士武略の後胤なり。織田信長公につかへて人に名をしらる。信長逝去し給ひより、ひたすら隠遁の身となり、霞をあはれみ露をかなしむ。觀念をこととし、尺八の妙音を味ひ、此の道中開山となれり。流れの末をくむ我等まで遺風をしたふといへども、夢にだもみず。わづかに其かたばかりをうつして今書にしるし、宗君門弟の外、餘力有て音をしらべんと思ふ人の一助となさんと思ふのみ也。虚無僧尺八といふは、長さ尺八寸にきる故尺八といふとぞ、産郷はたしかに不知。そのかみ由良の法燈、此道の祖たるよしいへど了簡せず、昔よりぼろぼろの家に用ふるものと聞えたり、梵字漢士、色おしし梵士などいひしもの、此尺八の執行者ときこえたり。近き頃、不入といふ虚無僧ありて、ごろといふ事を吹出し、その外れんぼながし、京れんぼ、さむなり井川、よし田など云さまさまの手有て、いづれも呂律の調子にあはせたる物とは聞えず、されど我道にあらざれば、その深き事をしらす。

とあれば、宗佐より高橋備前守に傳へ、備前守より日光院へ傳へ、日光院より安田城長に傳へ、城長より大森宗君に相傳したとあるが、この説は誤りであつて、備前より實相房に傳へ、實相房より教院に傳へ、教院より城



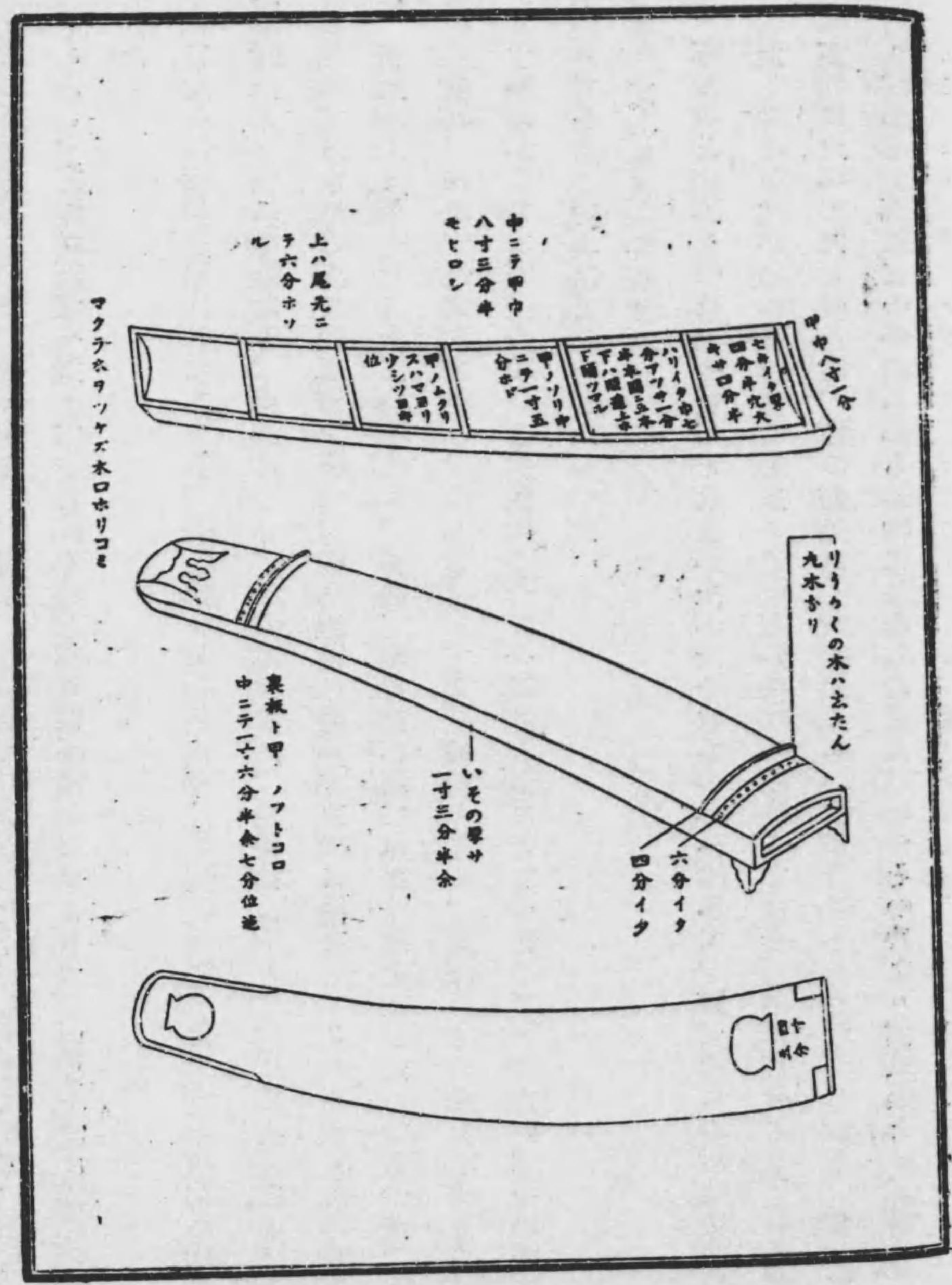




第七章 箏

筑紫箏は雅樂の箏より案出されたのであつた。雅樂の琴は西土傳來の樂器で秦の蒙恬によつて案出されたのであるといふ。古制の琴は五尺五寸であつたが、嵯峨帝の時六尺五寸に改め、その後更に寸尺を減じて六尺二寸七分に作つたといふ。これを箏に對比する時、その聲調はるかに正雅にして高遠なるものがあつたが、俗耳に遠い爲め遂ひに筑紫箏にその聲價を奪はれるに至つた。筑紫箏は長さ六尺五寸を以て本間とする。本朝に傳來したのは宇多天皇の御宇寛平年中命婦石川色子が筑紫の彦山に於て唐人にあひ箏術を會得しこれを宇多天皇に傳へて雅樂に用ひし以來大いに世にひろまり、後鳥羽院（壽永・元暦）の頃に至り頗る隆昌をみるに至つた。しかし後奈良帝在世の頃までは筑紫樂のみを弾じてゐたので、古流に筑紫流といへるはその爲めであつた。これが大永の頃、肥前の人賢順が筑後善導寺の僧に箏術をうけて、同國慶岩寺の僧玄恕に傳順・賢須都に登り古郷筑紫に歸らんとする時、大納言藤原がその才藝を惜しまれ居士が内門弟にして然るべき堪能の人を京に登せよといはれしにより、歸筑の後法水といふ僧を京に登せしかど、希待に反していたく賤技だつたので、彼自から恥ぢて東國にはしり、後還俗して柏屋といひ琴絃を商ふに至つた『琴曲抄』。しかし『絲竹初心集』は異説をなしていふ。

中頃九州に玄淨、法水とて二人の僧あり、ある時長崎に至つて、琴の彈やうを唐人より傳はり、その後都に



【箏曲大意抄】所載 箏



のぼり公家殿上のまじはりをなし、寛永二年の頃琴のお許しをくだしたまはりて、法水は關東に下り琴をひろむる、玄淨は筑紫へ還りて、これも琴を専らに修業するによりて、いま在家に弾ける樂をつくし樂といふなり。

と二説その主張を異にしてゐるが、是否はともかく貞享二年刊『大幣』に、寛永の初め攝州に加賀都城秀といふ座頭兩人三絃に堪能なり、東武に至り、加賀郡は柳川、城秀は八橋とて共に檢校となる。此の八橋檢校が初めて法水に逢つて筑紫箏を學び、のち肥前に赴いて玄恕に隨身し、その奥義を究め雅なれども俗耳に遠しと、新たに工風創案して十三曲を作り、新曲二組を補ひ以て八橋一流をなしたのであつた。因みにいふ八橋檢校は生國岩城、初め山住句當といひ、のち昇進して上永檢校となり、又改めて八橋を名乗り貞享二年に歿した。

さて箏はかくして寛永の頃八橋檢校によつて一般的の翫びとなつたのであつたが、その頃は未だ一歌二歌の端唄のみで長曲といふほどの曲はなかつた。

寛永二十一年刊『鞞草』に、

琴などといふものは、やむごとなきかたがたの取あつかひ給ひて、賤しきものらは中中見る事なく繪にかきたるをのみながめぬる。然るを此ころは町かたに殊の外もてはやし座頭ごせこめくらの類まで我おとらじと面にけいこたしのむ故、籠の前座あくたの邊ともいはずむさとかきならしぬる。惣じて本樂ばかりにてあらばかく下蔭などの手にかからん物にはあらねども、いつその時より紫筑樂といふ事有て弾ける。それに従ひてあひさの興に小歌などをのせ侍るにより、賤の耳に入やすく、町方に取あつかふとみえたり、此頃猶し

くしやうにても樂ばかりもてはやさばすこしはおかしからむに、小歌のをかさき踊りなどのみにてひきまはれば、琴の道はやすたれたるやうになむ有けるといへり。筑紫樂といふは、今の組歌の一歌づつもののみゆ。

とあれば前説の證となしうであらう。ところで些さか餘談に互る恨みはあるが、時人（慶長―寛永頃）は箏を七尺の屏風にたとへてゐた。『慶長見聞集』には、慶長六年霜月二日、江戸より下總の行徳へ大風にて物の飛びたる事の條に、七尺の屏風も風にはなか飛ばざらんとあるほか、

寛永十五年刊『鷹筑羽集』に、

前句 琴を聞てぞ命延ける  
 附句 七尺の屏風をすむとをどり越え  
 前句 琴よりもまづ引は振袖花の頃  
 附句 愛宕へまゐるつくしもの

とかく附合の句に俳諧化さるるのをみると、當時箏を七尺の屏風にたとへるのはひとり『慶長見聞集』の筆者のみでなく、一般的の代名であつたのであらう。因みにいふ前句はふき組の唱歌であり、後句は筑紫箏につけた附合の句である。

餘事において八橋檢校により皆傳を受けて後年有名となつたものは、新八橋・生田・隅山・繼山・藤池等で流派もそれぞれ分立する事となつた。



古八橋流に、古流・前流・當流とあるが、古流とは蟬丸の頃より文祿年中までをいひ、文祿より正保までを前流といひ、正保以後を當流といふのは和琴・琵琶等なぞの事であつて、組等の古流・當流は筑紫八橋より以後をいふのである『雅譜集』。さて組といふことは、三絃の曲より出で同じ趣きの小歌を寄せ聚めたものを組といふ稱するのであつた。

八橋流の組歌には越天樂（古樂の名）・天下泰平・梅が枝・須磨・薄雪・心盡・榮路・雪の朝、以上を表目録といひ六段。雲上・薄衣・桐壺は八段（裏目録）、須磨・雲井弄齋は（中目録）、四季曲・扇曲・雲井曲は（三曲目録）以上十六曲は八橋檢校によつて定められ、その後橋姫・明石・末松・空蟬（古新曲）が北島檢校によつて作曲され、新雲井弄齋が倉橋檢校に作られ、飛燕・宮鶯の（中古新曲）が安村檢校・三橋檢校に作られ、二長・雪月花・六玉川・浮舟・四季富士・玉鬘・四季戀・雲井九段（中古新曲）は三橋檢校の作、四季の友・友千鳥近來新曲が、久村檢校によつて作られ、花宴・春宮曲が石塚檢校によつて作られた。以上の内特に有名なのは『四季源氏の曲』であつた。

春のおまへの池水に

からめく舟のよそほひは

うららにさしてゆく袖の

棹の雫に花かほる

月のかつらの追ひ風に

調べ合せむつま曲の

閉すてがたき君かしや

催し顔のほととぎす

合の手 朝夕霧の光もよのつねならぬ いろいろたもとかがやくせんさいの

ちちに亂るる秋の風

あれたる宿のかき庵に

つもる雪の桶を

はらへどもとの末の松

あをたつなみの面影

千代萬代のよもさき

君がめぐみははやましけ

やまかけ高く賑ふ民の家家

### 乙の部

いざさらば時鳥

涙くらべん諸共に

我も昔の忍ばれて

夜もすがら夢も結ばず

命あらむ限りはなれし

君の面影何としてか忘れんと思へば

いとど床しき思ひを人にしらせじと 心に深くつつめども

戀しさいや増してわれてこぼるる涙かな 袖に觸れし移香も

落る涙にそがれて

形見にのこる色だにも

失せて思ひのます花なきは

世の中の浮身につむ柴舟の

たかぬ先より焦れ行く

この身は何となるべき

波にゆらるる濱千鳥

逢夜かたし我袖に

後ふみつけよあはれにも

せめてとりみてもしのばむ

以上は非常に古い箏曲で歌謡であつて、生田の作であるといふ。かくて箏はその後琵琶・三味線と並んで遊戯的生命を持続し、三味線が下層階級に愛好され、琵琶が中層階級の一部にもあそばれるのに反し、主として上



層階級の間に根強い勢力を獲得して今日に至つた。

因にいふ。箏を弾くに假甲を用ひる事はいふまでもないが、しかし爪弾によつて斯道を嗜むものは古來大抵爪を惜しんで生やしてゐたといふ。『源氏物語』に、宮の姫君へ紅梅のきめきこえ給へば、くるしとおぼしたる氣色ながら、爪弾にいとよく合せて、唯少しかき鳴らし給ふ。とあれば、爪弾きといふ嗜みは古くよりあつたのであつて、齊宮（村上天皇の女御御子）の方が、箏を弾き給ふに際し、右の御手の爪を惜しみ給ひ、常に左がちにお弾き遊ばされたのがお僻せとなつたといはるるのをみれば、昔は一様に爪を嗜んで生したのであらう。假甲はもと漢土の製であつた。『資暇錄』に、今彈琴或削竹爲甲、以助食指聲者亦因沂公也、嘗思代指而舊甲方墮新甲未完、風景靡澄撥琴思泛假甲、於竹聊爲權用一名德既崇人、爭傲好事者且司徒甲云々とあるほか、『山堂肆考』に、一伎女鹿角を琢いて琴を弾く爪となすとあれば、假甲を用ひて琴を弾くのは、漢土の習俗より移つたのであらう。

## 第十章 雜 遊

一 彈棊 彈棊は黑白の石十二箇を各棊條の端に並べ合ひ、どの石からでも自由に指にて弾き、中央の凸起點を越えて向ふの石を打ち、打ち當ればその石を取り、打ち外したりまたは他の石に觸れたりした場合は反對にその石をとらるのであつて、主として指尖の働きを敏活ならしむる遊戯だつた。その發祥は詳かでないが、西紀一二九年頃より一六四年頃の間支那に於いて創案されたのであつた。

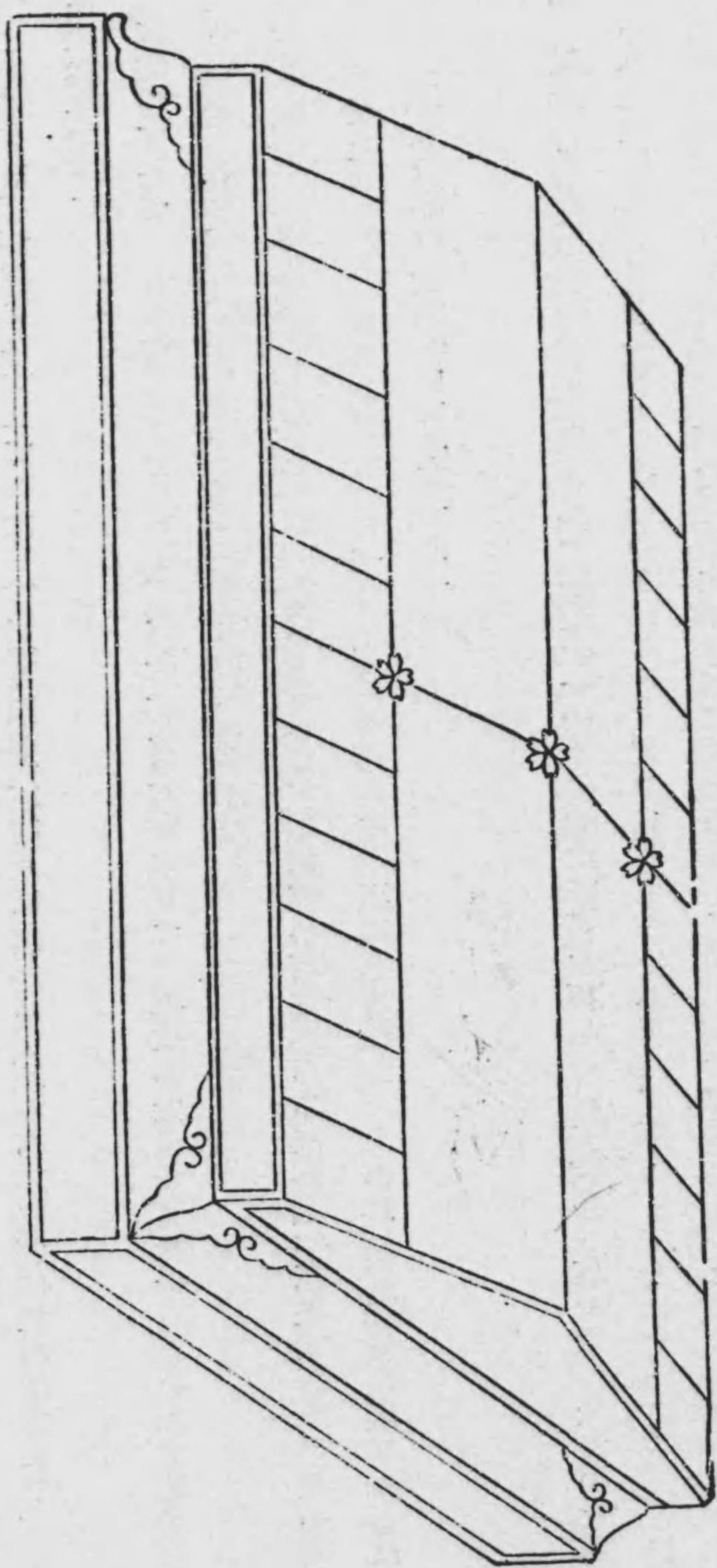
『西京雜記』に、

成帝蹴鞠、群臣以蹴鞠爲勞體、非至尊所宜、帝曰、朕好之、可擇依而不勞者奏之、家君作彈棊以獻、帝大悅賜青羔裘紫絲履。服以朝覲。

とある。茲に成帝とあるは漢の武帝であり、家君とあるは劉向の事である。彈棊はかくしてわが崇神天皇の朝劉向の爲めに創案されたのであるといふ。しかし『潛確類書』には、彈棊（中略）世說彈棊始自魏宮内一牧畜戲也。文帝於此戲特妙、用手中拂之、無不當。有客自白能、帝使爲之、客著葛角低頭拂棊、妙踰文帝。とあれば『西京雜記』のいふところと異なり魏の宮内より始まるといはれ、二説その主張を異にしてゐるが、是否はとにかく『古今詩話求食』に、彈棊有譜一卷皆唐賢所爲、棊局方二尺、中心高、如覆盆、其頭爲小壺、四



【源氏物語】所載 彈碁の盤



角徴越、此餘徐廣彈碁經、劉孝孫事原、蜀父谷備忘小抄。とあれば、唐賢によつて彈碁譜一卷が作られ、徐廣によつて、彈碁經が作られたのは事實であるから、如何に盛大に遊事せられつつあつたかを想像しうるであらう。日本への傳來系統は明瞭を缺く恨みはあるが、當時の遣唐生たちによつて傳來されたか、もしくは唐僧の來朝にさいして貢獻されたかのいづれかであらう。日本に傳來後圍碁・雙六と並んで宮中の宴盤所に備へつけられてあつたのであるが、彈碁の遊事は圍碁・雙六の如く盛時時代にめぐまれることなくして終つてしまつた。

『源氏物語』須磨の卷に、

こそころくのばんてうどたぎのぐなど、お中わざにしなして、ねんずのぐおこなひつとめ給ひけり。

『同紙』権本の卷に、

所につけたる御しつらひなど、おかしうしなして、こそころく、たぎのばんどもなどとり出て、こころこころにすさびくらし給ひつ。

とあれば、平安朝時代には既に存在して、貴人の心すさびに翫ばれたのは事實であつた。しかし須磨の卷と権本卷とに遊事例いがのこされてあるほか、他に遊事例とすべきものは全然みあたらず、僅かに、『和泉式部集』四に、

いたづらにあればわが身もあるものを

はなれむまとて人やとりけん

と、旅に立つ人のもとから、彈碁の盤を貸しあたへよと望まれたのであつたが、合憎彈碁の盤が失せてゐたの



で、かく三十一字に綴りなして、ことばりの文にかへておくつたをりて和歌がみえてゐる。思ふに『源氏物語』に、田舎わざと輕蔑せられつあるのをみると、徒らに臺盤所に備へられながら一向顧みられなかつたのであらう、もつとも當時碁盤の端に白黒の石を並べて、互に向ひ合ひ石を弾いて遊ぶれ戯、後世のキンヤゴ弾きの如き、石弾きの遊びなぞが既に存在してゐたので、彈碁盤の石弾きは誰からも顧みられなかつたのであらう。

『徒然草』下に、

碁盤のすみに、石をたててはじくに、むかひなる石を守りて、彈はあたらす、我手もとをよく見て、ここなるひじりめをすぐにはじけばたてたる石かならずあたる。

とあるが如く、彈碁とほとんど遊戯的性質を等しうする碁盤の石彈があるほか『宇都保物語』祭使の巻には、なかのおとどに、かうしんし給ひて、おとこ女かたわきて、石はじき給ふ。とあれば、彈碁の願りみられなかつたのも、以上の理由に基づいての事であつた。

二 亂碁 亂碁は圍碁より案出された遊戯の一つで、指に碁石を押しつけて數多く石を取つたものを勝ちとするといふ『鹽尻説』と、亂碁とて白石のみにて打、四ツ目殺しといふ事なす事あり、それをいふ歟、と異説をなす『類聚名物考』とがあつて、兩説その主張を異にしてゐるが、要するに當初行はれた亂碁は『鹽尻説』の如く、碁石を盤上にばら撒き、これを指に押しつけてとつたのであつたが、はるか後代に至り『類聚名物考』の主張とは全然異なつた筋打ちの亂碁が行はれるに至り、時人はこれにチキリなる名稱を冠するに至つた。

この遊戯は、天祿四年五月二十一日、圓融院の帝が一品宮に渡らせたまひ、亂碁に興せられたる折り、一品宮が勝負に負け給ひしにより、

天のがは夕べすすしきたなばたに

扇の風をなほやかさまし

中務

かく詠んで、かの宮より扇に張り薄様にをりつけて大番所に獻られた。『拾遺和歌集』とあるのが、史的初見で、當時行はれつあつた亂碁は、『鹽尻』説の如き遊法であつたと斷じうる故因は、

『續世繼』あま川の巻に、

この中宮の姫君、二條の大宮とて、女院の御弟おはしましし、令子内親王とて、齋院になり給て、後には鳥羽院の御母にて、皇后宮に成給て、大宮にあらせ給にき、いと心にくき宮のうちと聞侍りしは、侍従大納言、三條の大臣などまだげらうにおはせし時、月のあかりける夜、様やつして、みやばらをしのびて、立聞給ひけるに中略うち源氏よみて、榊こそいみじけれ、葵はしか有など聞えけり、だいはん所の方には、さされ石まきて、らんごを拾ふおとどきこえけるをぞ、昔のみや原もかくや有けん侍りける。

かく、さされ石を撒いて亂碁を拾ふとあるによれば、平安朝時代に遊事された亂碁は、指に押し當てて亂れた碁石を拾ふところより名づけられた遊戯的名稱に相違ないと思ふ。もしこれが筋打ちの目安亂碁なれば、決して小石を巻くとは表現せず、盤に並べると表現すべきである。従つて當初の亂碁は『鹽尻』説の如く、極めて幼稚なものだつたに異ひなかつた。



これが室町時代となつてメヤス亂碁、一名チキリなる亂碁が行はるるやうになつた。

『言繼卿記』に、

大永十八年九月二十五日、辛卯、禁裏御楊弓之間、四時參内、各參之間、八時分始中略御楊弓之後、亂碁有之、御懸物被出、薄様五枚白貝三香包二入之、右衛門佐拜領也、同各杉原十枚宛之、五時分退出了。天文十八年九月一日丁卯、七時分、御楊弓ニ早々可參之由有之、則參内、御楊弓廿一度有之、中略其後亂碁有之、御見物中略博士亂碁有之、新中納言勝也、一日戊辰、禁裏御楊弓之由候間、巳刻參内中略次亂碁有之、各杉原五枚懸之、永相朝臣勝也、酉下刻退出了、三日己巳禁裏東坡點之事ニ參内、竹内殿予、新中納言、菅宰相等、於記録ニ沙汰之、竹予新於一番衆所ニ亂碁有之、出御御覽了、新中納言勝也、杉原不數新ニ七枚竹内ニ三枚、予負了。

とある如く、亂碁へ特にチキリと振り假名してあるのをみれば、遊戯的名称を異にするに至つたのをみとめうると思ふ。このチキリはまたメヤスランゴともいひ、碁石の白黒を一つに交せて、碁盤の目を四方に一目のこして、四方の角に白石二つ、黒石二つ、以上四つを置いて、是を目安とし、かくて五人か七人並んで（丁數にせず半數にする）その石を目に従つて横に走り、たとへば白石なれば、その次に横に走つて横に續いただけの黒石を取る。但し一度は白石、一度は黒石をつかふのであつて、人數が五人か七人なれば、同じ人が一度は白、一度は黒をつかふを定規とし、かくして取り行けば後には全部の石を取り去ることとなるので、その後とつた石數をそれぞれ計算して勝つたものが、賭物を取るものであつて、平安朝時代にはあまり賭物を賭ける例をみなかつた

が、當期に至つて博戯化するに至つたのであつた。

三 韻塞ぎ 韻塞は掩韻ともいふ。古詩の韻字を塞いで上句を読み、下の韻字を當てあふのであつて、古昔及第の對策に古語の中を出し、上下を塞ぎ、それが如何なる文章であるかを當てしめさせたものから思ひつかれたものであらう。この遊戯は主として平安朝時代、偏つぎと並んで雅遊中の雅遊と稱され、文藻に富んだ高貴顯紳によつて盛んに行はれた。

『源氏物語』補の卷に、

はかせどもをめしあつめて、ふみつくり、おむふたぎなどやうのすさびわざどもをもしなどころをやりて、宮づかへをも、おさおさし給はず、御心にまかせて、うちあそびておはするを、世の中には、わづらはしきことども、やうやういひ出る人人あるべし、夏の雨のどかにふりて、つれづれなる頃、中將さるべきしう共、あまたもたせまいり給へり、とのにもふどのあけさせ給て、その道の人わざとはあらねどあまためしたり、殿上人も大學のもいとおほうつどいて、ひだりみぎにこまどりにかたわかせ給へり、かけものどもなどいとなくていとみあへり、ふたぎもてゆくままに、かたきいんのもじどもいと多くて、覚えあるはかせどもなどの、まどふ所々を時々うちの給さま、いとこよなき御さえのほどなり、いかでかうもしもたらひ給へん、なをさるべきにてよろづのこと、人にすぐれ給へる成けりとめで聞ゆ。

とあれば、花合せの時のごとく左右に方をわかち、互ひに詩を出し、韻字を塞いで懸物をかけもつて韻字をあ